

写

平成 30 年

大竹市議会臨時会 (第 3 回) 会議  
録

大竹市議会定例会 (第 4 回) 会議  
録

大 竹 市 議 会

平成30年7月  
大竹市議会臨時会（第3回）議事日程

平成30年7月2日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		議席の一部変更について	
第 4		議席の指定について	
第 5 選第 1号		宮島競艇施行組合議会議員の補欠選挙について	

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議席の一部変更について
- 日程第 4 議席の指定について
- 日程第 5 選第 1号（選挙）

○出席議員（15人）

1番	児 玉 朋 也	2番	小田上 尚 典
3番	末 広 和 基	4番	賀 屋 幸 治
5番	北 地 範 久	6番	西 村 一 啓
7番	和 田 芳 弘	8番	大 井 渉
9番	網 谷 芳 孝	10番	藤 井 馨
11番	山 崎 年 一	12番	細 川 雅 子
13番	寺 岡 公 章	14番	田 中 実 穂
15番	山 本 孝 三		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長	入 山 欣 郎
副 市 長	太 田 勲 男
教 育 長	大 石 泰
総 務 部 長	吉 岡 和 範
市 民 生 活 部 長	香 川 晶 則
健康福祉部長兼福祉事務所長	米 中 和 成
建 設 部 長	坪 浦 伸 泰
上 下 水 道 局 長	高 津 浩 二
消 防 長	橋 村 哲 也

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 曾 一 夫
議 事 係 長	加 藤 豪

## 会期決定について

平成30年7月大竹市議会臨時会（第3回）の会期を、次のとおり定める。

平成30年7月2日提出

大竹市議会議長 児玉朋也

自 平成30年7月2日

1日間

至 平成30年7月2日

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委員会	
7. 2	月	本会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程（即決）</li> <li>・閉会</li> <li>・会期決定</li> </ul>

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回大竹市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 去る6月17日に行われた大竹市議会議員補欠選挙で、小田上尚典議員が当選されました。

この際、議事の運営上、仮議席を指定いたします。

小田上尚典議員の仮議席は、ただいま御着席の議席に指定いたします。

それでは、小田上尚典議員を御紹介いたします。

14番、小田上尚典議員。

[14番 小田上尚典議員 登壇]

○14番（小田上尚典） 皆さん、おはようございます。先日行われた市議会議員補欠選挙で初当選させていただきました、一人会派青葉の候の、小田上尚典と申します。

市政、議会運営だけでなく、人生経験も少なく、未熟者でございます。先輩方の御指導、御鞭撻のほど、何とぞよろしく願いいたします。

大竹市民の皆様と市政のかけ橋となれるよう日々邁進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

[拍手]

○議長（児玉朋也） この際、御報告をいたします。

常任委員会及び特別委員の選任につきまして、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、6月21日小田上尚典議員を生活環境委員に、藤井馨議員を基地周辺対策特別委員に、大井渉議員を広報広聴特別委員に指名いたしましたので、御報告をいたします。

臨時会招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

[市長 入山欣郎 登壇]

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会臨時会が開会されるに当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

去る6月17日の市長選挙におきまして、市民の皆様方の御信任と御支援を賜りまして、引き続き市政を担当させていただくこととなりました。今、改めましてその責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

また、このたびの市議会議員補欠選挙にて初当選されました小田上議員におかれましては、おめでとうでございます。御活躍をお祈りいたします。

今回の選挙は、残念ながら将来の大竹をどうしていくのかという争点ではなく、大願寺問題についての選挙でございました。まだ行政手続上の問題で裁判は続いておりますが、今回の市民の皆様方の信任を得ることができましたことで、この問題にも決着がついたと思っております。

私は、少しずつでも発展をし続けるまち大竹を目指しまして、1期目、2期目、3期目と行政に取り組んでまいりました。その12年間の取り組みが市民の皆様にお認めをいただいたことをうれしく思いますとともに、心より感謝を申し上げる次第でございます。

さてこのたび、臨時会という機会をいただきましたので、4期目に当たりましての市政に対します私の基本的な考え方を述べさせていただきたいと存じます。

まず、市政を運営する基本的な姿勢でございますが、これまでもくどいほど申し上げてまいりましたとおり、市民の皆様を大切に、大竹っ子を大切に、そして先人の蓄積を大切にという3つの大切を基本とさせていただきます。

そして、政策を展開していくための前提といたしましては、これまでどおり多くの市民の皆様とつくり上げました総合計画を尊重してまいります。そして、人心の結集、信頼から共感へと、一步を進めてまいりたいと考えております。

さらに、これまでの重点施策であった安定して運営できる行政の仕組みづくり、将来の大竹を担う人づくり、よいまち大竹づくり、これら3つの重点施策を引き続き掲げまして、4期目も誠実に丁寧な、行政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

また、物事を進めていくに当たっては、真実を確かめる、公平かどうか確かめる、市民の皆様のためになるかどうかを確かめる、この3つをしっかりと確認しながら判断してまいりたいと思っております。

大切な大竹の正義と品格を守るためにも、これまで同様、我が身をしっかりと律してまいりますとともに、改めて行政の意義、役割を基本から考えて、市民の皆様のため、笑顔、元気、輝く大竹の実現のために働かせていただきたいと思います。

今後とも議員の皆様方とは真摯に議論を重ねさせていただきまして、ともに大竹市の発展のために一步一步前に進んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、臨時会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） これより、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番、大井渉議員、8番、網谷芳孝議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（児玉朋也） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期、臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって会期は1日間と決定しました。

~~~~~○~~~~~

**日程第3 議席の一部変更について**

○議長（児玉朋也） 日程第3、議席の一部変更についてを議題といたします。

議席2番、末広和基議員を3番、議席3番、賀屋幸治議員を4番に、議席4番、北地範久議員を5番に、議席5番、西村一啓議員を6番に、議席6番、和田芳弘議員を7番に、議席7番、大井渉議員を8番に、議席8番、網谷芳孝議員を9番に、議席9番、藤井馨議員を10番に、議席10番、山崎年一議員を11番に、議席15番、田中実穂議員を14番に、議席16番、山本孝三議員を15番にそれぞれ変更いたしたいと思ひます。

お諮りいたします。ただいま申し上げたとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よってさよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第4 議席の指定について**

○議長（児玉朋也） 日程第4、議席の指定についてを議題といたします。

今回、御当選になられた小田上尚典議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において議席を2番に指定いたします。

次の休憩中、議席の移動を行います。議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は10時20分を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

10時10分 休憩

10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

**日程第5 選第1号 宮島競艇施行組合議会議員の補欠選挙について**

○議長（児玉朋也） 日程第5号、選第1号宮島競艇施行組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

議員失職に伴いまして、宮島競艇施行組合議会議員に1名欠員が生じています。宮島競艇施行組合規約第5条第3項の規定により、補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

宮島競艇施行組合議員に、藤井馨議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました藤井馨議員を、宮島競艇施行組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました藤井議員が、宮島競艇施行組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました藤井馨議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

臨時会閉会に当たり市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会臨時会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

開会の挨拶でも申し上げましたが、議員の皆様とはこれから4年間、大竹市の発展のために議論を重ね、信頼を築きながら、10年後、20年後の大竹市がよいまちとなるよう、一步一步進んでまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

これから暑い夏の季節に向かおうとしておりますが、議員の皆様方におかれましては、どうか御健康には十二分に留意されまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） これにて本日の会議を閉じ、第3回大竹市議会臨時会を閉会いたします。

10時22分 閉会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年7月2日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 大 井 渉

大竹市議会議員 網 谷 芳 孝



平成30年7月大竹市議会臨時会（第3回）会議録目次

7月 2日開会

7月 2日閉会

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 議 事 日 程 -----           | 1 |
| 会議に付した事件 -----          | 1 |
| 出 席 議 員 -----           | 1 |
| 欠 席 議 員 -----           | 1 |
| 説明のため出席した者 -----        | 1 |
| 出席した事務局職員 -----         | 1 |
| 会期決定について -----          | 2 |
| 会期日程表 -----             | 2 |
| 開会（開議） -----            | 3 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名 -----  | 4 |
| 日程第 2 会期決定について -----    | 4 |
| 日程第 3 議席の一部変更について ----- | 5 |
| 日程第 4 議席の指定について -----   | 5 |
| 日程第 5 選第 1号 -----       | 5 |
| 閉会 -----                | 6 |

平成30年9月大竹市議会定例会（第4回）会議録目次

9月 6日開会

9月19日閉会

◎第1日（9月6日）

|                  |       |    |
|------------------|-------|----|
| 議事日程             | ----- | 9  |
| 会議に付した事件         | ----- | 9  |
| 出席議員             | ----- | 10 |
| 欠席議員             | ----- | 10 |
| 説明のため出席した者       | ----- | 10 |
| 出席した事務局職員        | ----- | 10 |
| 会期決定について         | ----- | 11 |
| 会期日程表            | ----- | 11 |
| 一般質問通告表          | ----- | 12 |
| 開会（開議）           | ----- | 15 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名 | ----- | 15 |
| 日程第 2 会期決定について   | ----- | 15 |
| 日程第 3 一般質問       | ----- | 16 |
| 延会               | ----- | 64 |

◎第2日（9月7日）

|                      |       |    |
|----------------------|-------|----|
| 議事日程                 | ----- | 67 |
| 会議に付した事件             | ----- | 67 |
| 出席議員                 | ----- | 68 |
| 欠席議員                 | ----- | 68 |
| 説明のため出席した者           | ----- | 68 |
| 出席した事務局職員            | ----- | 69 |
| 開議                   | ----- | 70 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名     | ----- | 70 |
| 日程第 2 一般質問           | ----- | 70 |
| 日程第 3 報告第5号          | ----- | 89 |
| 日程第 4 認 第 2号<br>(一括) | ----- | 90 |
| 日程第 6 議案第52号         | ----- |    |
| 日程第 7 議案第46号         | ----- | 95 |
| 日程第 8 議案第47号         | ----- | 96 |

|        |                |      |          |
|--------|----------------|------|----------|
| 日程第 9  | 議案第 48 号       |      |          |
|        | )              | (一括) | -----97  |
| 日程第 10 | 議案第 49 号       |      |          |
| 日程第 11 | 議案第 50 号       |      | -----99  |
| 日程第 12 | 議案第 53 号       |      |          |
|        | )              | (一括) | -----100 |
| 日程第 13 | 議案第 54 号       |      |          |
| 日程第 14 | 平成 30 年陳情第 3 号 |      | -----102 |
| 日程第 15 | 平成 30 年請願第 1 号 |      | -----102 |
| 日程第 16 | 平成 30 年請願第 2 号 |      | -----102 |
| 散 会    |                |      | -----103 |

◎第 3 日 (9 月 19 日)

|            |                |      |          |
|------------|----------------|------|----------|
| 議 事 日 程    |                |      | -----105 |
| 会議に付した事件   |                |      | -----106 |
| 出 席 議 員    |                |      | -----106 |
| 欠 席 議 員    |                |      | -----106 |
| 説明のため出席した者 |                |      | -----106 |
| 出席した事務局職員  |                |      | -----107 |
| 開 議        |                |      | -----108 |
| 日程第 1      | 会議録署名議員の指名     |      | -----108 |
| 日程第 2      | 議案第 50 号       |      |          |
|            | )              | (一括) | -----108 |
| 日程第 3      | 議案第 53 号       |      |          |
| 日程第 4      | 認 第 2 号        |      |          |
|            | )              | (一括) | -----111 |
| 日程第 10     | 議案第 54 号       |      |          |
| 日程第 11     | 平成 30 年請願第 1 号 |      | -----115 |
| 日程第 12     | 平成 30 年請願第 2 号 |      | -----115 |
| 追加日程第 1    | 意見書案第 1 号      |      | -----119 |
| 追加日程第 2    | 意見書案第 2 号      |      | -----121 |
| 日程第 13     | 平成 30 年陳情第 1 号 |      | -----122 |
| 日程第 14     | 認 第 3 号        |      |          |
|            | )              | (一括) | -----127 |
| 日程第 21     | 認 第 10 号       |      |          |
| 日程第 22     | 報告第 6 号        |      | -----134 |
| 日程第 23     | 議案第 56 号       |      | -----135 |
| 日程第 24     | 議案第 55 号       |      | -----137 |

|         |                    |       |     |
|---------|--------------------|-------|-----|
| 日程第 2 5 | 平成 3 0 年決議案第 1 号   | ----- | 137 |
| 追加日程第 3 | 議案第 5 5 号          | ----- | 142 |
| 日程第 2 6 | 閉会中の継続審査の申し出について   | ----- | 143 |
| 日程第 2 7 | 常任委員会の閉会中の継続審査について | ----- | 143 |
| 閉 会     |                    | ----- | 144 |

平成30年9月  
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

平成30年9月6日10時開会

| 日 程 | 議案番号       | 件 名   | 付 記             |        |
|-----|------------|---|-----------------|--------|
| 第 1 |            | 会議録署名議員の指名                                    |                 |        |
| 第 2 |            | 会期決定について                                      |                 |        |
| 第 3 |            | 一般質問  |                 |        |
| 第 4 | 報告第 5号     | 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）                    | 報 告             |        |
| 第 5 | 認 第 2号     | 平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について                   | 生活環境付託<br>（一 括） |        |
| 第 6 | 議案第51号     | 平成29年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について              |                 | 生活環境付託 |
| 第 7 | 議案第52号     | 平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について           |                 | 生活環境付託 |
| 第 8 | 議案第46号     | 公平委員会委員の選任の同意について                             | 即 決             |        |
| 第 9 | 議案第47号     | 大竹市税条例等の一部改正について                              | 生活環境付託          |        |
| 第10 | 議案第48号     | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について       | 生活環境付託<br>（一 括） |        |
| 第11 | 議案第49号     | 大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正について        |                 | 生活環境付託 |
| 第12 | 議案第50号     | 宮島競艇施行組合規約の変更について                             | 総務文教付託          |        |
| 第13 | 議案第53号     | 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）                        | 総務文教付託<br>（一 括） |        |
| 第14 | 議案第54号     | 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                  |                 | 生活環境付託 |
| 第15 | 平成30年陳情第3号 | 「生涯現役社会を実現する」シルバー人材センターの決意と支援の陳情              | 生活環境付託          |        |
| 第16 | 平成30年請願第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について                       | 総務文教付託          |        |
| 第17 | 平成30年請願第2号 | 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について | 総務文教付託          |        |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問

○出席議員（15人）

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 児玉朋也 | 2番  | 小田上尚典 |
| 3番  | 末広和基 | 4番  | 賀屋幸治  |
| 5番  | 北地範久 | 6番  | 西村一啓  |
| 7番  | 和田芳弘 | 8番  | 大井涉   |
| 9番  | 網谷芳孝 | 10番 | 藤井馨   |
| 11番 | 山崎年一 | 12番 | 細川雅子  |
| 13番 | 寺岡公章 | 14番 | 田中実穂  |
| 15番 | 山本孝三 |     |       |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

|                   |   |      |     |
|-------------------|---|------|-----|
| 市                 | 長 | 入山欣郎 |     |
| 副市                | 長 | 太田勲男 |     |
| 教                 | 育 | 長    | 大石泰 |
| 総務部               | 長 | 吉岡和範 |     |
| 市民生活部             | 長 | 香川晶則 |     |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     |   | 米中和成 |     |
| 建設部               | 長 | 坪浦伸泰 |     |
| 上下水道局             | 長 | 高津浩二 |     |
| 消防                | 長 | 橋村哲也 |     |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 |   | 中村一誠 |     |
| 総務課危機管理監          |   | 吉村隆宏 |     |
| 企画財政課             | 長 | 三原尚美 |     |
| 産業振興課長併任農業委員会事務局長 |   | 小田健治 |     |
| 自治振興課             | 長 | 伊崎喜教 |     |
| 監理課               | 長 | 豊原学  |     |
| 土木課               | 長 | 古賀正則 |     |
| 都市計画課             | 長 | 山本茂広 |     |
| 上下水道局業務課          | 長 | 北林繁喜 |     |
| 上下水道局工務課          | 長 | 中司和彦 |     |
| 総務学事課             | 長 | 真鍋和聰 |     |

○出席した事務局職員

|       |   |      |
|-------|---|------|
| 議会事務局 | 長 | 中曾一夫 |
| 議事係   | 長 | 加藤豪  |

## 会期決定について

平成30年9月大竹市議会定例会（第4回）の会期を、次のとおり定める。

平成30年9月6日提出

大竹市議会議長 児玉朋也

自 平成30年9月6日

14日間

至 平成30年9月19日

## 会期日程表

| 期 日  |   | 会 議   |                        | 付 記   |
|------|---|-------|------------------------|---|
| 月 日  | 曜 | 本会議   | 委 員 会                  |   |
| 9. 6 | 木 | 本会議   |                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 ・会期決定</li> <li>・一般質問</li> <li>・一般議案上程（即決・付託）</li> <li>・陳情、請願（付託）</li> <li>・散会</li> </ul> |
| 7    | 金 | (予備日) |                        |   |
| 8    | 土 | 休 会   |                        |   |
| 9    | 日 |       |                        |   |
| 10   | 月 |       | 総務文教委員会                | 付託案件審査  |
| 11   | 火 |       | 生活環境委員会                | 付託案件審査  |
| 12   | 水 |       | 議会運営委員会<br>基地周辺対策特別委員会 |   |
| 13   | 木 |       |                        |   |
| 14   | 金 |       |                        |   |
| 15   | 土 |       |                        |   |
| 16   | 日 |       |                        |   |
| 17   | 月 |       |                        |   |
| 18   | 火 |       |                        |   |
| 19   | 水 | 本会議   |                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般議案委員長報告（表決）</li> <li>・陳情、請願委員長報告（表決）</li> <li>・閉会</li> </ul>                              |

平成30年9月大竹市議会定例会(第4回)

一般質問通告表

1

4番 賀屋 幸治 議員

質問方式：一問一答

**7月豪雨の冠水原因の究明について**

本年7月6日からの梅雨前線による豪雨は西日本豪雨災害として未曾有の被害をもたらしました。幸いにも大竹市には大きな被害がなかったが本町・白石地区と立戸地区では4年前と同様に冠水被害が発生しました。

大竹消防署の雨量計では時間最大雨量が7日の2時～3時の45mmであり、合流区域として雨水排水処理施設が整備されている本町・白石地区では時間雨量49.7mmまで処理能力があると思うが、原因についての見解を伺います。

**JR玖波駅東口側広場の整備について**

現在、JR玖波駅東口側は整備が完了した西口側と異なり従前の形態である。

朝夕の時間帯ではタクシーやマイカーでの送迎などで交通量がふえる中、コミュニティバス3路線の停留所が隣接する市道部にあるため、時間待ちの車両が交通障害となっています。また、シニアクラブが管理している花壇も高齢化により規模の縮小を望む声もあり、花壇の変更とあわせ、バス停留所の移設と公衆トイレの新設など駅前広場の整備について提案します。

**小方まちづくりの今年度の進捗状況について**

昨年度発注した小方まちづくり「賑わい交流ゾーン」の立地検討業務委託で基本構想の整備方針に基づいて整備条件や核となる施設の方向性を定め今年度対話型市場調査を実施し、対話事業者とのヒアリングの後、導入する機能や施設、またその事業手法などを整理したが、現在の進捗状況と今後の予定について伺います。また、併せてJR小方新駅設置に向けてのJR側との協議・調整作業など現在の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

2

15番 山本 孝三 議員

質問方式：一括

**ダム放流による災害を防ぐために**

7月に発生した西日本豪雨により多くの犠牲者・被災者を出しました。

今回の豪雨による災害で問題視されているダム放流被害について、市域にある3つのダムの「放流操作」が心配されます。

ダム操作規定・放流時の住民への周知・護岸強度状況など説明され、市の対応についてお聞かせください。

**米軍岩国基地の米軍機訓練について**

市民の安全・事故防止に取り組むべき市長の姿勢を問います。

米軍機は、日米合意違反・岩国日米協議の確認事項も無視。日米地位協定見直しに、声をあげるべきではないでしょうか。



3

8番 大井 涉 議員

質問方式：一問一答

#### 栗谷小学校休校問題を問う

栗谷小学校休校についての説明会が行われているが、現状を伺う。

・小中学校充実検討を豊田市政の時に方向を示した。どのようなことで、方針転換をしたのか。

・地域（自治会等）が求めていることに、市長部局は、真摯に向き合い、振興策等を提示したのか、またする気はあるのか。（過去の要望）

・廃校後の地域での振興策（施設等）が不平等との声もある、どのような対応を考えているのか、財政状況も併せて問う。

4

5番 北地 範久 議員

質問方式：一問一答

#### 人口減対策について

これから市長が4期目の市政を運営するあたり、人口減少を少しでも解消するために、今後どのような施策に重点を置き市政を推進していくのか考えを伺う。

#### 動画を使った大竹市の情報発信について

人口が減少する現状の中で、大竹市をもっとPRする必要があるのではないかと。

動画をホームページに取り込むなど、大竹市の情報発信に動画を活用することについての考えを伺う。

5

6番 西村 一啓 議員

質問方式：一問一答

#### 市域の安全、安心して暮らせるまちづくりについてお尋ね致します。

安全で安心して暮らせるまちづくりを考えている本市に於いて、去る7月に発生した豪雨災害等について、特に中山間地域の高齢者及び地域住民の安全対策について、次の通りお尋ねいたします。

- 1、防災力を高める計画と過去の検証資料及び防災訓練について
- 2、災害時の情報伝達と連絡システム構築について
- 3、中山間地域のダムの安全管理と情報システムについて

6

12番 細川 雅子 議員

質問方式：一問一答

#### 第6次総合計画について

総合計画は将来の市が目指す姿を明確にし、まちづくりの基本指針として活用するものとして策定しています。

第5次総合計画は平成23年度～32年度10年間の計画です。総合計画策定について地方自治法を根拠とした策定義務がなくなりましたが、そろそろ現計画の達成状況をみながら、次の10年、20年先を見据えた計画づくりに取りかかる時期に来ているのではないのでしょうか。

①第6次総合計画について市長はどのようなお考えを持たれていますか。

②策定にあたっての基本姿勢、策定プロセスについてお尋ねします。

**市民を大切にす行政の第一歩は、情報の開示と市民の思いを受け止めること。**

まちを動かす主役は市民です。市民の皆様一人一人に、行政に思いを伝える権利、そして様々な行政情報を知る権利があります。

市民のお声の聴き方、情報開示の在り方について、現状と課題について、どのようにお考えでしょうか。市長部局および教育委員会のお考えをお尋ねします。

7

**3 番 末 広 和 基 議員**

**質問方式：一問一答**

**内水治水レベル向上や有効な避難行動等への、地域自主防災力増強などについて伺います。**

過去を含む降雨量データ収集と考察、避難住民基礎データ（住所、人数、世帯数、避難経路、避難方法など）、浸水家屋の消毒液散布実績の地域ごと戸数、冠水・浸水のエリアや深さ、水位減衰の状況情報、事後の水路スクリーン清掃時の収集ごみの分析、東栄排水ポンプ場各所の稼働実績データと水位変動データ、合流管の排水状況推定につながるデータ、急傾斜エリアの土壌種類や砂防ダムの土砂堆積状況などの聞き取りやデータの有無とその解析・分析の実績把握など担当部署や地域住民へのリサーチ、保有画像の提供依頼など点在するデータや情報収集を通じ、内水の治水能力の現状推定と当面の軽微な減災対策及び地域自主防災力増強の必要性を強く感じています。4年前とこの度の被災対応の経験を活かしてこれからのお考えを伺います。

**省庁の概算要求と地方自治の予算編成との関係性や活用性について伺います。**

通常11月ころからスタートする来年度予算編成過程において、すでに発表されている、6・7月の政府の概算要求基準やその基本方針、また8月末に各省庁から発表される概算要求資料の内容などと、わが市の中期計画や来年度への予算編成との関係性や活用性について伺います。

**7月の暴雨被害内容と当面の被害軽減対策や防災事業について、国や県の施策や仕組みの活かし方を伺います。**

豪雨災害を例にとり、主に大竹地域の道路冠水や浸水の実態と避難行動の現状を中心にその被害軽減対策や防災事業について、国や県の施策や仕組みの活かし方を伺います。

9時59分 開議

○議長（児玉朋也） 御起立ください。

ここで、先の平成30年7月豪雨で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

○議会事務局長（中曽一夫） 黙禱。

[黙禱]

○議会事務局長（中曽一夫） 黙禱を終わります。御着席ください。

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

[市長 入山欣郎 登壇]

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会で御提案させていただきます議案につきまして申し上げますと、専決処分報告についてを初め、平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について、公平委員会委員の選任の同意について、条例の一部改正について、宮島競艇施行組合規約の変更について、平成29年度大竹市水道事業会計などの剰余金の処分及び決算の認定について、平成30年度大竹市一般会計などの補正予算についてなど、合わせて11案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきますと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（児玉朋也） これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において10番、藤井馨議員、11番、山崎年一議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（児玉朋也） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月19日までの14日間といたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は14日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（児玉朋也） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて複数会派の代表が1時間以内、その他30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して、一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに、4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来の例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

4番、賀屋幸治議員。

[4番 賀屋幸治議員 登壇]

○4番（賀屋幸治） 皆さん、おはようございます。4番、大竹新公会の賀屋でございます。今回は会派を代表しての質問をさせていただきます。質問に入る前に、先ほども黙禱させていただきましたが、先般の7月豪雨で犠牲になられた方々へのお悔やみと、被災された全国の多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお祈りいたしたいと思っております。

それでは、通告書に従いまして3件の質問をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

まず1件目の、大竹市における7月豪雨の冠水原因の究明についてですが、今回の梅雨前線による豪雨では、西日本側に甚大な被害が発生いたしております。特に広島県では9市3町で108名の犠牲者や、多くの負傷者が出ており、いまだ6名の行方不明の方がおられます。県内の降水量も7月7日9時半までの72時間雨量ですけれども、東広島市志和で459ミリとなるなど、観測史上最大の降水量を記録した地点が県内に22地点に及ぶなど、広範囲な豪雨となりました。大竹市でも7月8日9時までの72時間降水量ですが395.5ミリになるなど、観測史上1位を更新いたしました。大竹市の豪雨被害としては、軽傷者は1名、床上浸水が7件、床下浸水31件、市道関係が61件、河川関連35件、農業施設関連35件、林道関係7件、土砂崩れ49件などの被害箇所が報告されておりますが、近年では最も多くの被害が発生したと伺っております。しかしながら、幸いにも県内他の市町のような犠牲者はなく、また、土石流や洪水による家屋の倒壊などもございました。降水量

としては他市町に比べれば、多少の差はあるものの特段大竹が少なかったということでもございません。ということで、他市町の被害の大きさには本当に驚いております。被災直後から猛暑の中、救助活動や援助活動に派遣されました消防職員の皆さん、また、断水対応で応急給水に派遣されました水道職員の皆さん、また、ボランティア活動に参加されました職員の皆さん方には本当に頭が下がる思いでございます。大変お疲れさまでございました。また、大竹市も当日、災対本部が引かれまして、一昼夜以上対応に追われ、職員の皆さんには大変御苦労されたことと思います。

さて、本題に戻りまして、今回の豪雨では気象庁発表の大竹市の時間最大降水量は、7月7日午前2時から3時の38ミリというのが報告されております。ただし、10分単位で集計もされておりますので、午前2時10分から3時10分での最大降水量は45ミリということになっており、同日午前3時から6時にかけて、本町・白石地区で道路冠水や床下浸水などの被害が発生しております。これは、4年前の平成26年8月6日の豪雨でも同様の冠水被害がありましたが、当時の時間最大降水量は68ミリ降っておりますので、これも過去最高の降水量ということになってます。

本町・白石地区では、大竹市公共下水道事業の合流区域、これは雨水と家庭污水を一緒に流して処理をするという合流区域として排水設備が整備済みの区域で、この区域での計画上の排水処理能力は、時間降水量として49.7ミリだと伺っております。約50ミリまでは大丈夫だというふうに伺っております。当然のことですが、処理能力を超える降水量は対処できないため、冠水するということはやむを得ないと理解できます。しかし、今回の雨は時間最大で45ミリ、理論的には排水処理能力以下であるのになぜ排水できなかったのか。冠水に至るまでの原因究明について検証がされているのか、また、原因が判明次第どのような対策をとられていくのかなど、今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、立戸地区での冠水なんですが、立戸3丁目のJR沿いの冠水状況。これは立戸郵便局の裏側といいますか、東側、JR沿いのとでございすけども。以前から指摘している原因として、玖波あるいは小方の下水の分区、玖波、小方のほうから流入してくる公共下水道の污水管線が入ってるわけでございますけども、その污水管線のマンホールや、その近くの污水から大量の雨水が噴出している状況が確認されております。これは、当日私も、6日の午後6時ごろですけども、現地へ行って、污水ますから大量に吹いている動画を撮影しております。またそのほかの地区での噴水の状況も確認しております。そうすることで、本来、分流区域の污水管ですから、雨水が流入する構造にはなっていないはずなんですが、なぜ雨水が入ってくるのか、どこから入ってくるのかなど、原因があるはずですが、その究明について、また対策についてお伺いいたします。

また、立戸4丁目の・・・宅裏の排水路ですけども、そこからまた冠水して、ここも毎回のように冠水するわけですけども、対策として小方3丁目、これはまた以前ずっと冠水があった地域ですけども、・・・宅前ということになっておりますけども、そこに平成22年ごろ、小型の自動雨水排水ポンプを設置いたしました。それによって、自動的に水路の水位が上がれば排水ポンプが稼働して排水していくということで、随分改善はされたというふうに伺っております。同様の、立戸4丁目についても排水先がないわけですから、同様の

小型排水の雨水ポンプをつければいいんじゃないかなというふうに思いますけども、そのあたりの見解を伺います。

以上、冠水原因の究明については、合流区域の本町・白石地区での冠水、立戸3丁目地区での冠水についての究明を、また、立戸4丁目地区での冠水については小型排水ポンプの設置の提案をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

続きまして、2件目のJR玖波駅東口側広場の整備についてですが、玖波駅西口側については平成27年9月に駅舎や駅前広場の整備が完成し、利用者の皆さんから利便性の向上に高い評価をいただいております。また、地元の皆さんからも大変喜んでいただいております。しかし、東口側については従前のままの形態であります。一時期、恵川橋の補修工事で西口側に移転しておりました公共交通のコミュニティーバスのバス停も利用者の要望により、ことしの2月からもとの東口側に戻ってきております。朝夕の時間帯では、タクシーやマイカーの送迎車などで交通量がふえ、バス停留所の周り、道路上にバス停がございますので、3路線入っております。これはこいこいバスが1日17便、栗谷線が4便、廿日市のハートバスが12便、乗り入れをしておりますけども、時間待ちをしているバス車両が片車線に停車し、交通の障害となっております。

そこで、このバス停を安全な場所に移転することを提案したいと思います。移転場所としては、現在、玖波2丁目のシニアクラブが管理されております駅前の花壇の部分でございます。会員の皆様は高齢化によって年々人手不足の状況で、会員の中には現状の規模、約180平方メートルぐらいあるかと思うんですが、ちょっと広過ぎるということで縮小を望む声もあります。今後、花壇の位置や規模の変更を検討することは、この際可能ではないかなというふうに思います。もちろん、土地所有者であるJR西日本株式会社や、今、管理しておられますシニアクラブとの協議が成立しなければなりません。駅前広場の有効活用策として、バス停やタクシー乗り場、送迎車待ち合いエリアなど、駅前広場の環境整備が必要ではないかと思っております。また、この整備に合わせて、以前から玖波地区で要望のある閉鎖された玖波駅舎のトイレのかわりに交通結節となります駅前広場の一角に公衆用トイレを設置していただければなというふうに思います。見解を伺います。

続きまして、3件目の小方まちづくりの今年度の進捗状況でございますが、昨年度発注いたしました小方まちづくり「にぎわい交流ゾーン」、これは中学校跡地がメインでございますけども、の立地検討業務委託において、基本構想の整備方針に基づいて整備条件や核となる一つの方向性を定めるための必要な調査、検討が昨年度でされております。その後、対話型市場調査を実施し、対話事業者とのヒアリングの後、導入する機能や施設、どんなものを持ってきたいのかということですけども、またどういうふうに整備をしていくかという事業手法ですけども、そういったものが整理されました。しかし、具体的な市の整備方針に沿った参画意向のある事業者、出ていってもいいですよという、そういったよくなる事業者が出てきたのか、まだいないのか。そのあたりを含めて現在の進捗状況や、今後の見通しについてお伺いしたいと思います。またあわせて、JR小方新駅設置に向けてのJR側との協議や調整作業など、現在の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

以上、3件につきまして壇上での質問を終わります。御答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 7月豪雨では、県内を初め、西日本各地に大きな被害がもたらされました。改めましてお亡くなりになられた方々に哀悼の意をあらわし、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

本市では運よく人的被害はありませんでしたが、このたびの豪雨を教訓といたしまして、市民の皆様方のお命をお守りするために何が必要なのか、しっかりと考えていかなくてはならないと思っております。賀屋議員におかれましては、直ちに現地に赴かれ、把握された情報を御提供いただいたと伺っております。ありがとうございます。専門的な知見を多くお持ちの中での、その視点での御質問をいただきました。大変ありがとうございます。今後、検討に生かしてまいります。

それでは、賀屋議員の御質問にお答えいたします。

1点目の7月豪雨の冠水原因についてでございます。

まず、本町・白石地区についてですが、当該地区等の雨水汚水を一緒に排水する合流管渠の断片等を算定するための計画流出量は、議員が言われますとおり時間最大49.7ミリの降雨強度で算定、整理されております。しかしながら、管路の計画においては、あくまで対象降雨が1時間降った場合における雨水等排除の計画となっております。今回の雨では7日午前2時から3時までの1時間だけを見ますと38ミリと計画降雨強度を下回っておりますが、午前2時10分からの1時間の降雨量は45ミリを観測しており、その前後にも20ミリを超え30ミリ弱の比較的強い雨が降り続いたことから、超過降雨量となり、合流管渠の流下能力を超えたものと考えております。このように、多量の排水が流下してきている場合には、処理場での負荷を軽減し、また、中継ポンプ場での合流排水の滞留を防ぐため、潮遊池の水位等を勘案しながら直接排水を行うなど、合流管渠の排水能力が阻害されないよう、可能な範囲で対応しているところでございます。

次に、立戸3丁目における大雨時の汚水ますからの逆流現象ですが、御指摘のとおり下水分流区域であり、本来は流入すべきでない雨水が分流管路を流下することにより発生したものと考えられます。まずは、晴天時と降雨時の下水管路の状況等を確認し、原因調査の方法や対策を検討していきたいと考えております。

また、立戸4丁目の冠水につきましては、これまで豪雨時には山陽本線西側からの流入をとめるよう対策を施しており、一定の効果がありました。しかしながら、このたびの降雨では地元から情報提供があり、地区東側の水路から低地を越えて雨水が流入し、地区内の水位が上昇したとの要因が把握できました。今後の大雨時には地区外からの雨水流入が抑制できるよう土のうを積むことを考えております。

今後も市民の皆様方の生命、財産をお守りするため、現地の情報把握に努め、地区外からの流入抑制や状況によっては強制排水も対策の一つになると考えております。

2点目の、JR玖波駅東口広場の整備についてです。

御指摘のとおり玖波駅東口は、複数のコミュニティバス等が乗り入れており、朝夕は送迎用の一般車両で混雑が起きています。しかしながら、現在の駅前の市道区域だけでは、安全性が確保できるよう交通障害を取り除くことは困難な状況です。また、こいこいバス、大竹・栗谷線バスの停留所は駅舎から少し離れた位置にあるため、利用者から日よげがないことやトイレの利用に関して不便との声を伺っています。しかしながら、歩道上にあることや、近隣にお住まいの方の御迷惑にならないよう配慮が必要なことから、現在の位置のまま日よげを設置することは考えておりません。御提案の駅前花壇の一部を交通広場として整備する案は、安全上の課題解決のためには有効な手段であろうと思います。ただし、花壇となっている土地は、JR西日本の所有となっています。交通広場として整備する場合には、規模は大きくはありませんが、まちづくり構想に相当する計画に基づいて臨む必要があると考えます。停留所の移設や公衆トイレの設置を含めた交通広場の整備については、必要性や実現性等を十分に考えながら、まちづくり構想等へ反映すべきかをしっかりと検討する事案であると考えております。

なお、当面の対応として、玖波駅東口のホーム内のトイレにつきましては、駅員が在室の場合は利用できるよう、改めてJRに要望してまいりたいと考えております。

最後に、3点目の小方地区のまちづくりについてでございます。

昨年度実施しました「にぎわい交流ゾーン」を中心とするエリアの立地検討業務の調査結果では、アクセスや敷地の優位性から、スーパー等の業態からは興味が示され、この土地の有用性については、一定の評価があることが確認できました。しかしながら、にぎわいの創出や、魅力向上という視点で考えたとき、類似する施設の隣接は余り望ましいものではないと考えています。残念ながら、基本構想の策定において、ワークショップ等で多くの方から要望のありました、温浴や宿泊、スポーツ施設などについては、これまでのところ積極的なアプローチが見られず、本年5月の総務文教委員協議会では、道の駅をメインとする案を一例として示させていただいております。

旧小方中学校は、土地造成特別会計の財産であり、売却もしくは定期借地が原則になりますが、民間の事業者等に開発を委ねる場合と、道の駅として整備する場合とでは、事業の進め方が異なり、現時点では明確な決断に至っておりません。今後は、道の駅を整備するための条件や手順等の研究や、民間事業者の動向等についても引き続き注視していくとともに、決断した際に速やかに動き出せるよう今年度に中学校跡地の地籍整理や測量に着手することとしております。

また、小方新駅設置に向けての鉄道事業者との協議の状況ですが、現況の鉄道条件を勘案した概略案を鉄道事業者に提示し、協議を継続していますが、大きく進捗している状況にはありません。新駅設置に向けて協議を深めていくためには、小方地区のまちづくりの方向性を踏まえ、開発事業の見込みなどを計画に反映させて協議を進めていく必要がございます。まちづくりの将来像を鉄道事業者に示しながら、少しずつでも前へ進めていくことができるよう、引き続きまして協議を行ってまいりたいと考えております。

以上で、賀屋議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。



**○4番（賀屋幸治）** 御答弁ありがとうございました。

それでは、1点目の本町・白石地区の雨水排水が機能しなかったのではないかという質問に対しまして、処理能力は約1時間当たり50ミリあると。しかしながら、それは1時間のみでの対応で、その時間を越えたもので流入した流量、降った雨については、今のお話では超過降雨量となったと、余分なものが降ったから処理できなかったというふうに聞こえるんですけども、実際に7月7日に、先ほど最大、午前2時から3時までが、これは気象庁の発表しとるもんですけれども、午前2時から3時までが38ミリで、午前3時から4時までが37ミリで、この2つが非常に大きい雨量になってますから、この午前2時10分から3時10分であれば45ミリという、10分単位の雨量はそういう形になっておりますけれども、その後、午前4時から5時までは11ミリ、午前5時から6時までは8.5ミリ、午前7時になりますと降ってないという状況で、その前も1時から2時までが23ミリ、午前12時から1時までが11ミリという、通常よく降るなという状況の雨量でございます。その部分で考えれば、本来50ミリ、1時間当たりの降雨量が50ミリで、1時間を超すともう対応できないんだということは理解できないんですが、50ミリ流し得る、あるいは処理し得る排水ポンプ、あるいは中継ポンプを整備されてるわけですから、50ミリ以上降るのであれば当然処理できないよねと言えるんですが、50ミリ以内で入ってくるものの処理ができないという理由が、1時間しか処理はできないんだと、1時間たったら電源が切れるんだということになってるんならわかるんですが、そんなことはないはずで、継続してこれは降ってくる雨量に対しての排水施設としての能力は発揮できるはずでございます。そういうことから、ぜひとも検証してもらいたいということはそのところにあるわけございまして、当然、流入の白石側の一番、最上流ですね、そこから合流管渠を通過して小島の中継ポンプ場に出て、小島中継ポンプ場から小島雨水滞水池へ出て、さらに小島の雨水排水ポンプ、一番奥にある大きなポンプですけども、そこを経て海へ出ていくという経路をたどってるわけですけども、その経路の中でどこに支障があるのか、なかったのか、施設の機能として万全に機能していたのか、また運転管理として適正にマニュアルどおりに運転されていたのかどうなのか。何かそのどっかに原因があるのではないかということで、その検証をお願いしたいという中身でございますので、ただ単に、先ほどの御答弁のように、50ミリ、1時間降ったらもうそれ以上はできんのだというものではないと。それは河川でも、河川をつくるときでも設計降雨量、例えば、この河川は何ミリの雨に耐える河川にするのかということで基準があって、それに沿った設計をして、それは1時間降ったらもう後は知りませんとかいう、そんな設計の指針ではありません。そのあたりの認識が私には理解できないんですが、それはまた検証していただく中で確認をしていただきたいと思います。

白石も含めて、先ほどありましたように多くのところが浸水しておるわけでございますけれども、結果的にどこも支障がなく、問題なく、能力以上のものでやむを得なかったんだということになるとしたら、今後もこの45ミリあるいは38ミリ降るたびに浸水するということになるわけですね。そのことについて、地元のほうにちゃんとその情報を提供していただければというふうに思うんですけども。過去に、やはりこれは気象庁のほうのデータでございますけれども、大竹市で最大1時間雨量が一番多かったのは、先ほど壇上でも言

いましたように、4年前の平成26年8月6日の68ミリというのが過去最大の時間降雨量でした。10位までずっと日にちと降雨量があるんですけども、2位が67ミリ、これは2012年7月6日、あるいは3位は62ミリという順番でずっと10位まで、10位が1991年7月ですけども50ミリというふうにあります。ということは、今までこのベストテンの降った日は常に全て冠水してるのかということはどうももう10回以上同じところが同じように冠水してるということになるかと思うんですが、その辺の過去のデータというものがまずあるんですか。検証する上で過去は、何年の雨はどの範囲が、いわゆる冠水して、どれぐらい消毒作業したとか、そういうものがもしあればその辺も参考にして検証作業を進めていただきたいと思うんですが、そのあたりあるのかないのかだけ、まず御願いたいと思いますが。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） 過去のデータでございますが、先ほど議員がおっしゃられました1位から10位というのが全てそろっているかというのはここでは確認できないんですが、過去の冠水箇所のデータというのはございます。それを地図等に落として、どこが床下浸水があったとか、そういったのはこちらのほうで把握はしております。それらをもとに検証もこれから可能ではあります。

以上になります。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○4番（賀屋幸治） 改めて過去のいろんなデータがせつかくあるわけですから、その辺も含めた検証作業というのをぜひともやっていただきたいと思います。喉元過ぎれば熱さを忘れるということで天気になったから、もういいやということではなしに、それは職員の皆さんは災対本部のほうへ出られ、徹夜で作業もされ、平日勤務に戻れば日常の山ほどたまった事務を処理していかないといけないということで、とてもじゃないけど後処理というのは先送りになるというのもよく理解はできますけども、大変なことだとは思いますが、検証して次にどうつなげるかということをしておかないと同じことを繰り返す。同じことを繰り返す中で同じように冠水して、床下浸水あるいは床上浸水、そこで住んでおられる方の気持ちをぜひとも考えていただきたいと思います。合流区域ですから、当然、汚水も希釈はされてますけどもきれいな水ではございませんので、そんなものが床上まで来る、あるいは床下にとどまっている、そういう中で生活をするということがどれだけ大変なのか、そのことの対策、対応を本気で取り組んでいただきたいというふうに思いますのでお願いします。

続いて、立戸地区の汚水ますからの噴出ですけども、夕方の段階で私が現場に行ったときには何カ所も、たくさん汚水ますから吹いておりました。動画も後からお見せしてもいいんですけども。結局どっから来るのかということは、先ほども壇上で話しましたように、分流区域ですから雨水が入ってはいけません。でも現実的に吹いてるのは、どっから雨水が流入してるということなんで。それは不明水として地下水が流入してるということであれば晴天時からその雨水が入るわけです。地下水の場合は。そうすると雨が降ったときだけ吹くとかいうことじゃないと思うんですが、今回のように、今までもですが、雨が降ったときだけ吹くということは、雨が直接入ってくる場所がある、そういう仕組みに

なってる。そこをやはり徹底的に究明しないと、これはずっと処理場まで持っていっても処理できない量になりますから。当然、どっかで放水しないといけないという状況になります。処理できない水、処理しない水を分流管の施設であっても排水するということになりますので、この辺はやはり施設の管理者としても安全面、衛生面からしても本気で対応していただきたいというふうに思います。

立戸地区の知り合いから、朝起きてみたら汚水ますの周りに汚物が散乱しておったと。なんで汚物が、それはトイレットペーパーであるとか、ちょっと形の崩れた汚物でしょう、散乱しとるんで、これはもう汚水ますから吹いたというのは一目瞭然なんですけども。何で汚水ますから吹くのか、理由はわからなかったと。しかしながら、当面、車庫といえますか、ガレージのどこにあるんで、そこを清掃し、非常に不思議に思っていたということで、市のほうにも苦情は特に、汚物が出てるということについての苦情はその当日にはなかったかとは思いますが。そういう一般の汚水ます、家庭の汚水ますからも事実吹いてる場所があるということは、広範囲に逆流して雨水が汚水ますから吹いているという状況が明らかにあると。それは自分のとこの汚水がそこへ出ただけなら、時々ありますけど、詰まって下流に流れなくてそこで吹いてしまうというのはありますけども。自分の汚物じゃなしにどっから来たかわからん汚物が逆流して自分の庭に吹くわけですから、これもまたとても我慢できない状況ではないかなと。そういうのが何件あるのか、どの範囲なのか、そういうことも含めてやはりよく調査もし、検証してもらいたいというふうに思うんですけども。その辺で先ほどの流入する雨水を、どこからかというのはある程度絞り込みというのはできるのではないかなと思うんです。玖波第2汚水中継ポンプ場というのが恵川橋の向こう側にありますけども、それを通して、これは恵川橋から東側といえますか、北側といえますか、の区域の汚水の処理を、川を超えないといけませんからポンプで一旦上に上げて、それでずっと2号線沿いを圧送して、大膳川の左岸側、広島側に玖波第1ポンプ場というのがあります。そこでまた湯舟とか玖波4丁目とか、そういう地域の汚水と第1ポンプ場から送られた汚水と一緒にポンプアップして、大膳川を渡ると。今度は小方地区の汚水を含めて小方の汚水中継ポンプ場に入ってきます。ポンプ場が3つあるわけで、そのポンプ場の送水量、それが晴天時と雨天時とどれぐらい差があるのかというのを確認すれば、どこの区域で雨水の流入が多いのか、あるのかないのかというのはすぐにでもわかるのではないかなというふうに思います。区域を絞って行って、それから今度はその区域で管線のマンホール、雨が降る日に管線のマンホールを特定してあけていけば、このマンホールは正常だと、このマンホールはえらい雨水が流入しとるということであれば、その管線の上流が入ってくる場所があるという形で、だんだん絞っていけるわけです。それは調査すれば容易にわかる話と思うんですけども、そのことをやっていかない限りにはどっから入ってくるかというのはわかりません。わかればその対応もできると思うし、していかなければいけないというふうに思います。ということで、考えられるのは家庭内の排水設備、これは以前からも指摘しておりますように本来汚水しか汚水ますには入れてはいけないんですけども、家庭の中で、例えば、排水能力が悪いといえますか、排水先が非常に難しいとかいう家庭、宅地があればその汚水ますをあければ幾らでもそこへ水が引っていく

わけですから。あるいは家庭内の雨水ますと汚水ますを接続してしまうとか、いわゆる誤接と言いますが、そういうことが家庭の中で、この区域の中であるのではないかと、そのことをつぶさに調査していかない限りこの問題は解決しません。つまり、玖波や、あるいは小方の雨水が立戸地区で吹くわけです。立戸地区に流入していくわけです。それは分水流からいったら、本来、立戸地区に入ってはいけない雨水が立戸地区に流れて、立戸地区が浸水する、冠水する、汚水ますが吹くということですから。これは立戸の皆さん聞いたら腹立てると思うんですが。そういうことも長い間ずっと放置されております。このことをぜひ、先延ばしをするのでなしに、調査し、原因究明をしていただきたいというふうに思います。先ほどの答弁では、その思いは伝わった答弁になっておるというふうに理解しますが、ぜひともこの調査について確約をお願いしたいと思います。

続いて、1件目の最後ですけれども、立戸4丁目の排水ポンプの件でございますけれども、雨が上がった後も現地のほうへ行ってみますと、やはり冠水の跡が2件のお宅の床上まで、ここまで来たんよという浸水した跡がはっきり残っておりました。御本人たちが、雨が降るたびに、低いんじゃけえという、もう諦めムードの感じではございましたけれども、決して降るたびにそのお宅だけが犠牲になるということを許してはいけないのではないかと、いうふうに強く感じたわけですが、高齢者のお宅でしたから後何年ここへ住み続けられるかわからんというような感じでもありますが、少なくとも問題はそこへずっと発生し、対策としては壇上でも言いましたように強制排水という方法は、立戸3丁目でもやっとなるわけですから、今回も現地へ行きますと、仮設のポンプと発電機がずっと置いてありました。そこへずっと置いていないといけないということは、そこは必要だということですから、ぜひともそのあたりを常設の排水ポンプをつくっていただきたいというふうに思います。スペースとしては立戸3丁目よりむしろちょっと広いぐらい、水路のスペースがありますので、構造的にといいますか、技術的に可能ではないかなというふうに思います。ぜひとも設置に向けて検討をお願いしたいというふうに思います。そのことについて担当課のほうから何かお答えがあればお願いしたいと思うんですが。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（古賀正則） 登壇での質問にお答えしましたとおり、今回、地元の方の情報提供により、東側の水路から低地を伝って水が流入したということが原因ということで一旦分析しておりますので、まずはその流入を抑制するということを検討させていただき、実を言いますと、その後の台風対策においては事前に土のうを了解いただきながら積みさせていただいて、対応が何かできないかということで前回7月の豪雨以降取り組みを進めております。当然、強制排水することによって対応ということも当然ゼロではないと思いますが、まずはこれまで行ってきたJR大竹駅西側からの流入を抑制、今度は東側からの流入を抑制という形を順を追ってまず対応させていただきながら、当然、強制排水ということも、検討もゼロではないということで対応を進めてまいりたいと考えております。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○4番（賀屋幸治） 今の御答弁では、要するに今回の雨は隣の水路から流入したやつが入ったんで、本来、入ってはいけないところから入ったんでそこを対策すれば大丈夫じゃない

かということをごさいますけども、あの一帯は、当然、低地でごさいますして、通常の排水は御幸排水路、今の三菱ケミカルの中にある滞水池、そこへ行ってる川が立戸川といえますか、あるわけですけども、そこは今は2車線の道路に改良して、その下にもとあった水路といえますか、川をボックスにして、上を道路で使ってるわけでごさいますけども、その川が満水になる。要するに上流からの水で、下流ではポンプアップもするわけですけども、非常に大きな雨が降るときには間に合わず、上流になって立戸2丁目、3丁目あたりがつかっていくという傾向になるんですけども、そういう状態のときに、当然、今の立戸4丁目の低地からの水路は、その本線の川につながってあるんで逆流します。その逆流を防ぐためにあそこにはフラップゲートといって、逆流しない弁がついてるんですけども、それは本線側の水位が上がったら弁が閉まってしまって、内側の内水は排水できません。できないということはそこはもうプール状態になる。降った雨は強制的に出さない限りには出ていかない、そういう状況なんですよね。ですから、今の答弁でいえば入ってくるものを抑制しても隣の水路からの分はできるかもわからんけども、その地域に降った雨は排水先がない状況で、どうしてもポンプが要ります。だからこそ仮設のポンプがあっちは置いてある。その対策をずっとこのままでいいのかということをごさいますして、以前、玖波1丁目の恵川橋の西側で、やはり低地で、いつも雨が降るたびにつかるといふところがありまして、そこは雨が降るたびに大きな発電機とポンプを、仮設のやつをリースして設置し、1カ月ぐらい、リース代というのは1カ月単位ですから、1カ月くらい置いておく。それが1カ月で済めばいいんですけども、一旦のけて、また今度は台風来る、それに合わせてまた持ってきて置く。それをずっと繰り返していったわけですけども、非常に効率が悪いし、管理するのも大変、お金もかかるということ、その水路のJR側のところに排水ポンプをつけましたよね。そのことによってそこは解決したと。先ほど壇上で話しました立戸3丁目の、個人の名前を言って申しわけなかったんですけども、・・宅前というのは、本当毎回雨が降るたびに皆さんが出て行って土のうを積んで、また雨がやんだら土のうを引き上げる。その繰り返し、また排水ポンプを仮設であっへ持って行く。あるいはそれが間に合わんときには消防団が、いわゆるポンプ車を持ってって排水すると。そういうことがずっと行われてきました。しかし、さっき冒頭で言いました小方の自動排水ポンプを設置して以降そういうことはない。やはりどこに金を投資するか、必要などこからやはり投資していただきたいというふうに思います。同じことをずっと繰り返せばいいという問題じゃなしに、そこを検証してどういうふうに変更できるのかどうかということ、本当に真剣に考えていただきたいというふうに思います。今までこうだからこうよというんではないと思うんですが。そのあたりよろしくお願ひします。それでは、排水関係のほうについてはそれぐらいにしときます。

続いて、玖波駅の件でごさいますけども、当然、JRとの協議というのもしていくわけですけども、トイレの利用について以前からのそういう地元の要望で、駅を利用する人、あるいはこいこいバスを利用する人、特に高齢者の方で寒いときにトイレが間に合わない状況のときに、あの周りのお宅にトイレをかしてくれというふうには、何件も話は聞いてます。来られれば嫌とは言えませんが、どうぞどうぞと言うわけですけども、本来、駅舎

にトイレがあったと。最初からないんならそれはしょうがない、あったんですがそれをJRの都合で閉鎖したと。その閉鎖をするときに地元にも話はないし、役所のほうに話があったかどうかわかりません。役所のほうにもし話があったということであれば、それを地元のほうに流してほしかったなというふうに思います。そういう経過の中で、ぜひともJRのトイレをもう一回あけてほしいという要望が地元からかなりあります。ことしの議会報告会の中でも玖波地区で昨年、一昨年、同様に玖波駅のトイレの要望があったというふうに聞いております。何ぼ言っても前へ進まんよねということもあって、今回改めてこの一般質問でトイレの話も、この交通広場の整備に合わせてさせてもらうわけですが、最初はあそこタクシーの運転手さんなんか当然時間待ちをするわけで、トイレに行きたくなると。外にあったトイレは今まで使いよったんじゃけど使えないんで、駅員さんとも毎日顔なじみなんで、ちょっと中のトイレ使わせてとかいうことで、ええよええよいうことで、いわゆるタクシーの運転手さんやこいこいバスの運転手さんなんかは顔パスで中のトイレも使えるというふうに聞いてますけども、じゃあ一般の方が表のトイレがないんでちょっと中のトイレ使わせてと言ったら、入場券を買ってくださいというふうに、この前も言われたと。ということは、140円の入場券を払ってホームの中のトイレに行くと。沿線のJRの駅をずっと見ますと、トイレというのは待合室側、ホーム側じゃなしに外側に全部ついてあるわけです。それは、待合室で待つとる間にトイレを使う頻度が高い。電車が到着する時刻に合わせてホームのほうに出るわけですから。初めからホームのほうに出ずずっと待つとるということよりも、待合室で座って待つときながら、その間にトイレが必要になってくる。ということは、ホームの中よりホームの外に本来ある、そういう状況でこの沿線の、JRの駅舎には外に全部あります。西口側は外にあるんです。東口側はあったものを閉鎖しとる。その閉鎖した理由は、聞きますと、昔の施設ですから男女が共用して使えるような、一部屋の中に男子便器と、いわゆる大使用のトイレ、それは当然、戸がついてるわけですが、鍵もかかるわけです。それが一つの、どうでしょう4畳半かぐらいの大きさの中にあるんで、そこへ、例えば男性が使用しているときに女性が入りにくい。女性が入った後に男性も入りにくい。それは女性は鍵を閉めて使うわけですが、そういう同じ場所で共用されたトイレということは、非常に安全上問題があるという判断で閉鎖しましたというふうにJR側は言うておりました。じゃあ、なぜ今までそういう問題があるトイレを放置して、西口側が開通し、それに合わせて東口側は危ないけ、閉鎖する。ちょっと理屈に合わんと思うんですが、もともと東口が、そういう形で共用トイレで安全上問題があるというんなら、その段階で、認識した段階で閉鎖するべきですよ。その閉鎖するのが西口側ができて、新しくできたから東口側を閉鎖する。そういうふうにしかならないんですけども。そのことによって非常に地元の方、あるいは駅を利用する方、こいこいバスを利用する方、そういう方に非常に不便をかけたというところで、これは放っておくと毎回のようには地元から声上がってきますんで、できるだけ、先ほど答弁の中には玖波のまちづくり構想というものをまずつくって、その中でJRと協議し、駅前広場、交通広場としての整備の考え方を示して理解をってもらうという話でございましたけども、手順としてはそうでしょうけども、できるだけそのことが早く実現するようにお願いして

おきたいと思います。

J Rのほうとは大竹駅の今年度協定を結び、大竹駅舎の整備に入る、あるいは自由通路の整備に入るということで、非常に一番大事な時期で、J R側としてもあわせて玖波駅のことを言うてくるなよという思いがあるかも知れませんが、協定書が締結されずと、今度は実施に向けて淡々と事業を進めていだけてでございます。問題は協定書をつくるまでが非常に困難で時間がかかるということでございますので、これがもう結ばれるということで、仮に結ばれたということになれば、それ以降は玖波駅、あるいは小方駅の話も協議を進めていってもらいたいというふうに思うわけでございますが、玖波駅も大竹市でいえば、大竹市の東側の玄関、大竹市には今2つしか駅ございませんので、まず、玖波駅におり立ったときに今の状況ですと、駅前の整備というのがどこの駅よりも随分おこなわれている。田舎だなど、ちょっとさびれてるなというふうに感じると思うんですけども。というのはほかのこの周りの駅舎、あるいは駅前が随分みんな整備されて、みんなモダンになって、当然エレベーターもついて、駅舎もよくなって、改良されていってるわけですが、この沿線で玖波駅だけが取り残されているという状況です。そのことも含めて大竹市として玖波駅東口側の玄関として、大竹駅もよくなるわけですし、玖波駅をこのまま置いとくということではなしに進めていってもらいたいというふうに思います。

続いて、小方まちづくりの件ですけども、まだ具体的な話は出てきてないと、進んでないということでございますけども、以前報告を受ける中では、いわゆる道の駅を誘致してはというのが1つの候補に挙がったというふうに思いますけども、道の駅ということになれば、当然、国交省との協議も、相手方としてメインになってくると思うんですけども、そのあたり国交省と道の駅についての話というのは、もし報告していただけるのであれば、どの程度あるのかないのかということをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 昨年の検討をする中で、道の駅というものが出てまいりましたので、その際、広島県にございます国の機関と、担当の方とお話をさせていただきました。まだその段階で、大体事業期間が5年ぐらいかかるんだよとか、やる場合は道の駅部会というものを設置しなければいけないんだよとか、そういった手続の最初の部分、イロハのイというところになるかと思うんですけど、そういうところをお伺いしたという状況でございます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○4番（賀屋幸治） ありがとうございます。

1つの事業を展開しようと思えば、関係各位、大変な協議を進めていくという上でハードルがたくさんある、また時間もかかるということでございますので、そこは理解いたしますけども、この小方地区のまちづくりにおいて質問にも上げておりますけども、J R小方新駅のところが、以前にも質問を何回もさせていただいておりますけども、駅の話が決まるのが早いのか、まちづくりの話が決まるのが早いのか、卵が早いのか鶏が早いのかという話であろうというふうに思います。進出してこようと意欲が仮にある事業者がいたとすれば、必ず駅はいつできるんですか。駅ありきで進出する事業者がどういうものを持ってく

るかという、セットでの話の構想をつくってくるわけでございますけども。まだ駅がいつになるかわかりませんという話になりますと、まだ時期尚早ですねと、まだ我が社では今は考えられませんねということで、かなり有力な事業者がおられても、駅の話がある程度具体的な、例えば、四、五年後ぐらいには何とかなると思うんですがとか、ある程度JR側との協議が進むその過程で理解を得られるようなことが進んでいるということでない、相当の投資をしてここへ出てこようという企業は、それこそ10年先、15年先、いつになる、どうなるかわからんようなのは今ごろ事業計画をつくりましょうということにはなかなかならないということで、JRのほうにも当然どういものが来て、どういうまちづくりになるから、乗降客が見込める、あるいは見込めない。見込めるからじゃあ請願駅として駅設置を進めていきたいと思いますというふうにJRは言うと思うんですけども。そうじゃなしに、JRとしても駅ありきで事業者が、進出事業者が決まる可能性が高いんですよということもよく理解してもらいながら、できればJRと一緒に開発計画をつくっていくという、そういうことが必要ではないかなと。そういう例はたくさんありますんで、JRのほうはむしろ指導して開発計画をつくって、それに募集すると、事業者を募集すると。そういう一体化の話というのをしっかり勉強といいますか、情報を集めていただいて、JRのほうとも協議を前に進めていただきたいというふうに思います。そうしないといつまでたってもこのまちは、この小方の小中学校の跡地が草ぼうぼうのまま、今、草が生えとるかどうかわかりませんが、草が生えれば草刈りもせないけませんよね。管理をしないといけない。そういうこともありますんで、できるだけ早くめどをつけていただきたいなと、それは私だけじゃなしにここにおられる皆さん同じ思いではないかというふうに思いますんで、しっかり市長さんもこの4期目、かなり思い切ったことができるんじゃないかなというふうに思いますんで、ぜひ、それに向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。市長さんに最後何か、今のことで思いがあれば。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 議員のほうは過去にも取り組んでこられた実績もおありで、物事の問題点、よく御理解の上の御質問よくわかります。ディベロッパーに、民間にお願いして、小方小中学校の跡地開発をしようとすれば、小方駅というものがなくなかなか民間の方が飛びついてくれないという大変難しい問題がございます。まちを魅力的にいいまちにするために大変大きなテーマだというふうに思います。早くに実現するにはまず第一に大竹駅、早くに解決し、それから次に積極的に取り組んでいきたいという気持ちを私自身も持っておりますので、どうか御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○4番（賀屋幸治） ありがとうございます。最後に市長さんの前向きな考えを出していただきましたんで、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（児玉朋也） 続いて15番、山本孝三議員。

[15番 山本孝三議員 登壇]



○15番（山本孝三） 2番手の山本でございます。御承知のように6月の末から7月の初めにかけて西日本豪雨災害と言われる大変な災害がありまして、多くの犠牲者、被災者の皆さんがいまだに生活再建への苦労をなされております。心からこの場からお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

さて、今回の豪雨災害は多様な災害の様相を示しました。土砂崩れ、河川の氾濫、洪水、土砂排水対策、そしてまた避難のあり方、情報の提供のあり方、避難所設置や勧告指示の判断、住民への伝達のありよう、そして社会的に弱い立場にある障害者や介護重度の方への支援、避難所への誘導など、多くの課題を提起しております。今回の豪雨災害が今後はどう生かされるのか、その課題、教訓を改めてこの機会に考えていかなければならないと思っております。

私は本席でこうした災害の中で今注目されているのはダムの放流にかかわって2次災害が発生した市町村があります。そして、ダムの放流により多くの犠牲者、被災者を出したということも連日のように新聞紙上で報道されております。

大竹市域には性格の違うダムが3つあります。管理者も異なります。その1つが渡ノ瀬ダムでございますが、これは中国電力が管理し、ダムの貯水も放流も小瀬川ダムや弥栄ダムとは異なるのではないかというふうに私は思っております。また、県が管理をする小瀬川ダム、このダムの操作や管理規程、私どもはつぶさに知ることができません。一番下流にある弥栄ダムの放流に関しましては、いつの機会か私もダム操作についての問題点を質問した際に、議会としても弥栄ダムにお邪魔して、ダム操作の規程、その他についての説明を受けた経緯がございますが、その後、この弥栄ダムの放流に関しての規定はどのように改正されたのか、ダム放流による下流住民の犠牲者、被災者を出さないためにも今回の西日本各地で発生したダム放流による問題点を検証しながら大竹市民の安心・安全のためのダム対策を考える必要があるというふうに思います。本席ではまず、ダムの操作、放流規程、この点についてお伺いしたいと思います。

そこで、ダムの管理者による放流に際しては、大竹市はどのような連絡、通知、それを受けての対応をなさるのかお聞かせください。

また、放流が開始されたという時点で、下流住民への周知の責任はどこにあるのか、伝えられるところによりますと、それはダム管理者にあると。市町村にはないんだということで、今回の西日本災害の問題の中に義務がないから市町村は住民には放流を周知しないと、このようなことが大きな問題になっております。大竹市ではどうであったのか、お聞かせください。

それで、放流による河川の護岸の強度の問題が大きな、今、政治問題になっております。ダムから一気に放流すれば、下流の護岸がその水勢に耐えられるのか、水位に耐えられるのか、このことが問題になっております。大竹市では聞くところによると、小瀬川河川の一部区間で強度不足が問題とされて、国交省ではその強度の回復のための事業予定を持っておるようですが、現状はどうなっておるのか、市としてはこの護岸強度のためにどんな関係機関への働きかけをなさっておるのかお聞かせをお願いします。

それで、このダムの、性格の違う3つのダムに関連して、市としては今回の西日本災害

の状況を踏まえ、ダムによる2次災害、こういうことを踏まえての対応を具体的になさっておるのか、また必要な検討をなさっておるのか、このことを聞かせていただきたいと思っております。

2つ目の問題に入りますが、最近、岩国市の米軍基地の移駐が完了しまして、120基という、従来からいけば倍に当たる米軍機が駐留して、連日騒音を振りまきながら訓練をいたしております。私は、この米軍基地に関する米軍機の大竹市空域での訓練のありよう、また、そのことを踏まえた各市町村や県段階、こういう機関の取り組みも合わせて大竹の市民が安心・安全な日常生活が送れるような、しっかりした取り組みを入山市長にお願いしたいと思っております。そのことが、ただいまから市長に質問をする内容の基本でございますので、よろしくお願いいたします。

ことし7月27日に全国知事会は、米軍が勝手気ままに全国各地で低空飛行をやって、住民に負担を与え、不安を与えているのは問題だと。この実態は、日米安全保障条約、それに基づく日米地位協定に大きな根拠がある。だから日米地位を抜本的に見直すべきだということを全会一致で決議して、安倍自公政権に提案いたしております。また、5月には、中国知事会も同様な趣旨で低空飛行の中止を防衛省に申し入れをいたしました。日米地位協定という問題ですが、日本では国内法が原則として米軍には適用されない、米軍の訓練や演習は規制ができない、警察権なども行使できない状態が日米地位協定で定められておる。ここに大きな問題があるということが指摘されております。

1999年、20年前になりますが、日本政府と米軍は、訓練は日本の航空法と同じ高度規制、人口密集地では高度300メートル、その他では150メートルを適用すると、学校、病院などの建物に妥当な考慮を払うなどの日米合意を結びました。しかし実際は、この合意事項も守られていないのが現状です。

また、岩国市、山口県岩国基地などでつくられている岩国日米協議会では、盆の15日から16日は米軍機は飛ばないと、深夜にわたる訓練はしないというふうなことが確認されておりますけれども、この確認事項も事実上は形骸化していると岩国市基地対策課でも不満の声を上げておられます。また、米軍ヘリがことしに入って高度80メートルでカキいかだに密集する廿日市市街地沖合を訓練飛行したことについて、広島県知事も大きな不満を表明されました。

8月24日、中国四国防衛局に、また広島県庁を訪れられた低空飛行解析センターというのがあるそうですが、この解析センターの代表者、大野智久氏ですが、日本共産党の広島県議会の議員である辻つねお氏らがこの問題について防衛省中国四国防衛局、広島県庁を訪れて、具体的な高度に関する事実関係を厳しく追及もし、低空飛行をやめるように申し入れをされたということが報道されました。このことについて県のほうは、具体的な事実があれば米軍の説明や言い分をうのみにしないで事実に基づいて対応するという回答をされたそうです。

また、日米地位協定に基づく、我々が心配する問題の中に、あくびをして質問を聞きなさんな、失礼じゃないですか。米軍の犯罪の問題です。日本平和委員会が情報公開請求によってその資料をもとに昨年1年間の米軍関係者による刑法犯の起訴情報、これは全国の

自治体ですが、調査をしてその結果をまとめた資料がございますが、これによると、米軍による強制わいせつ、強姦性交、傷害、暴行などが起訴されたものが15件、不起訴になったのが72件、起訴率はわずか17.2%だと言われます。また、自動車による過失致死傷害、起訴されたものが24件、不起訴が145件、わずか14.2%。こういう状況も日米地位協定が背景にあるからではないでしょうか。

そこで私は、入山市長に思いを率直に申し上げたいんですが、全国知事会も、中国知事会も、また多くの市町村の間でこの日米地位協定の抜本的な改定をやってほしいと、60年間近くも一度もこの改定に取り組んだことのない政府に対し強く申し入れるべきではないかと、こういうことを入山市長にもこの場で申し上げたいんですが、市長の思いなり、これからの取り組むべき姿勢を聞かせてもらいたいと思うんです。ただ、入山市長は、これまでも原水爆禁止に関しましては、その都度実験を実施したアメリカであろうが中国であろうがソ連であろうが、抗議の姿勢を示し、抗議電報を発しておられます。また、せんだっては米軍機の岩国基地での訓練をグアムでもっててもらいたいというふうなことを毅然として申し入れをされました。こういう姿勢を持続発展的に今後も市民に示してもらい、多くの皆さんが心配される騒音、あるいは航空機事故、犯罪、こういうことに対する地域住民の不安払拭のためにも大いなる力を発揮していただきたいというふうに願っておりますけれども、市長の所見をお聞かせ願いたいと思います。

登壇をしての質問は以上で終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 各地での豪雨を目の当たりにいたしまして、これまでの経験や想定では対応が難しい自然環境になってきていると強く感じております。幸いにも本市で人的被害がなかったのは、先人の皆様方が早くからダム建設や急傾斜地対策、また、さまざまな防災対策を講じてくださった、安全なまちをつくってくださったおかげだというふうに思っております。国からの情報によりますと、7月豪雨においても弥栄ダムの放流調整により小瀬川の小川津水位観測所での推移は約2.4メートル下がり、氾濫被害を防いだと推定されております。小瀬川ダム、弥栄ダムの治水機能により、未然に災害が防がれてきたことに感謝したいと思います。御質問いただきありがとうございます。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

1点目のダム放流による災害を防ぐための対応についてでございます。

まず、小瀬川上流に位置する3つのダムの放流に関する操作規程についてでございますが、この3つのダムは、洪水調整機能等の治水と上水道や工業用水などの利水を目的とする多目的ダムの弥栄ダムと小瀬川ダム、発電用の利水のみを目的とする渡ノ瀬ダムとなります。これらのダムはそれぞれ、弥栄ダムは国土交通省、小瀬川ダムは広島県と山口県、渡ノ瀬ダムは中国電力が管理しており、各ダムにおいて洪水時などの操作規程が定められており、平常時、洪水時の管理運用がされています。また、それらの情報につきましては、毎年、小瀬川水系3ダム会議や小瀬川減災対策協議会において、各ダム管理者から流域の行政機関や関連企業に対し、制度運用の説明や情報交換を行っているところでございます。

次に、ダムの放流操作に関する管理者から、本市及び下流の住民への周知方法、市の対応についてでございます。小瀬川ダムや弥栄ダムからの放流では、洪水調整に入り一定量の放流を行う前には、小瀬川河川沿いにあります警報設備によりサイレンを吹鳴するとともに、吹鳴されているかどうか実際に確認しながら下流に向けてパトロールを行っているとのことでございます。渡ノ瀬ダムの放流操作前には、上流から順次、下流にかけてサイレンを吹鳴し、同時に広報車を出して周知するとのことでございます。また、小瀬川においては弥栄ダムの下流2カ所に水位計が設けられており、市にはダムの放流情報や河川水位情報が逐次、入電されてきます。これらを受け、市で定めている避難情報の発令基準に到達する場合には、防災行政無線、防災メール、ホームページで市民の皆様にも周知するとともに各自治会長にも報告を入れることとしております。また、状況によって警察や消防車両、市の公用車で広報することとしています。

続いて、小瀬川護岸の整備についてでございます。

平成27年に国が策定した小瀬川水系河川整備計画では、今後、堤防を築く必要がある箇所は、両岸で400メートルあり、大竹市側に当たる左岸では、比作地区の下流に200メートルとなっています。この区域の整備につきましては、小瀬川総合整備促進協議会の一員として、堤防の高さや断面を確保していただくよう、継続的に要望しているところでございます。

なお、整備のスケジュールは、国土交通省太田川河川事務所からは、来年度以降に順次、整備する予定と伺っております。早期整備に向け、引き続き要望していきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

2点目の岩国基地問題についてです。

日米合同委員会協議において公表された低空飛行訓練についての合意事項が守られていないとの御質問につきまして、本市としても低空飛行による市街地や工場地帯への被害は最大限避けなければならないと認識しており、それらに伴う騒音も重大な問題であると考えています。機会あるごとに防衛省を通じて米軍に市街地上空の飛行回避や騒音の低減について要望していることでもあり、今後もこの姿勢は変わるものではございません。

次に、日米地位協定については、全国知事会が日米両政府に対して、見直しを提言されています。日米安全保障にかかわる重大な事案でもあり、市長会で取り上げるにいたしましても、各市長と慎重に検討していかなければならないと考えております。また、岩国日米協議会での確認事項について、隣接する本市にも影響がでることから遵守を求めていく必要があるとの御指摘です。確認事項にあります、盆の期間中の飛行自粛等については、その期間に航空機の飛行があったことは、騒音計測値を見ても明らかとなっております。日本の風習や日本人の思いを尊重し、配慮がないとの思いは常に抱いており、防衛省として確認した事項については、適切な運営を求めてまいりたいというふうに考えております。

日々の生活において、騒音等が大変な御負担になっていること、大竹市民の皆さん方が我慢されていること十分に認識いたしております。再編交付金は年限の定められた財源ではありますが、これからもしっかりと地域の声を耳に傾けながら行政として何ができるのか、皆様と一緒に考えてまいりたいと思っております。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○15番（山本孝三） 非常に端的でわかりやすい答弁ありがとうございます。

それで、重ねてお伺いするんですが、ダムの操作規程、放流時における管理者の判断基準、こういうようなものはそれぞれのダムの関係者、国なら国、県なら県、中電なら中電のほうからその操作規程になる細目については大竹市ではもらってるんですか。手元にあります。あればどういうことになっとなるかということをお聞かせください。放流時にどういう判断で放流するんかというあたりを聞かせてもらいたいです。

それで、問題なのは、自然災害というのは今までの経験則を超えて、予想しがたい状況で災害が起きるんです。だから、それを未然に防ぐ上では、何を基準にしてダムの操作をやるかということになれば、人命第一なんです。犠牲者を出さないと、下流住民に。ここがダム操作規程の中でどのように位置づけられとるかということ、私は基本に考えるべきだと。やれその電力の供給ができんようになるとか、工業用水の供給が減少するけえ困るとか、そんなことは第二義的なことだと。このダム操作の基本を人命尊重というところに置くかどうかが今、政治で問われとると思うんです。そのことが現行の国や県、中電のダム操作規程の中にどのように規定条項として定められておるかということ、これをまず明らかにした上で、そのところを今後の対応としてしっかりと各関係ダムの管理者、操作規程に反映するように、市としてはやってほしいと、こういうふうに私は思うんです。

1927年でしたか、小瀬川ダムに流入した、流入量を、もう川のような状態になって、自然流水だというようなことで、小瀬川のダムの放流について問題になったことがあるでしょう。それから、皆さんがおっしゃるのは、確かにダムを放流するときにサイレンを鳴らすかもわからん。しかし、それは住民には徹底しないじゃない。大竹市の場合もそうですよ。大和橋の下流に電光掲示板があります。私は心配やからあそこへ1時間半か2時間置きに土手上がってあこまで行くんです。それで小瀬川の水位を見ながら、どこまで放流を続けるんか、どうなっとなるんかいうことを心配するんですが、一般住民の人に電光掲示板見に来いとは言われんからね。じゃあ大竹市が先ほどの答弁では、広報車を出して住民に周知する方法をとったとか、サイレンを吹鳴したとか、こうおっしゃるが、この周知伝達がどこまでいっとなるかということを確認されにやだめでしょう。形だけやっただけじゃ。

それで、これは一つの私は学ぶべきことだと思うんですが、たまたまこの7月の6、7、8、大竹市も経験せんような長雨が続きまして、全市的に避難勧告が出たことがあります、私も新町に住んでおるんで、初めての経験で、どうしたもんじゃろうかということ、心配しよったら、新町の自治会の防災班が広報車出して、避難勧告が出ましたと、お年寄りや体の不自由な人は早目に準備してください、避難所は大竹会館ですよということを町内を何回も広報車で回ってもらいました。

これは私も自分のことを言って恥ずかしいようですが、私が自治会長のときに自主防災組織を立ち上げて、大竹市の国交省によるハザードマップでは、小瀬川の河床よりか5メートルも新町3丁目の地盤は低いと、だから一旦堤防が切れたり、浸水が始まると5メートルの水深に新町3丁目地区はなる。こういうことをよく自治会の席でも話をしたり、こ

のことを周知して、地域の防災組織に機能を発展させるように努めなきゃいかんというようなことを取り組んできた経験があるんですが、このことを踏まえて、先般、議会として報告会をやりました。私も3回以上出席しましたが、どこの会場でも周知不徹底という不満が大きかったんです。なぜ、広報車を出してくれんかと、栗谷でも小瀬川の放流やったらサイレン鳴らすや言うてもうちのほうへ聞こえやせんじゃない。いつ放流を初めてどういう状況なのか全然情報はわしらにはわかりやせんという不満の声が参加者から幾人も出ましたよ。ですから、こういうことも、どうしたらそういう周知ができるかどうかというようなことを今回の経験を踏まえてその対応をやっぱり考えるということが大事じゃないかということを申し上げたいんです。機械的にすぐこうせえあせえいというようなことはなかなか簡単ではありませんので、今回の災害の教訓を生かしてもらいたいということを重ねてお願いしておきたいんですが。

危機管理監、それから土木課長、悪いところは悪いようにお願いをしよるということなら、その関係機関の返事はどうなんだ、いつごろにはやるということになりましたとか、そういうことを聞かせてもらいたいんでね。もう一回答弁をお願いします。

それから、基地の問題なんですが、市長はその都度関係機関には申し入れもしたし、要望もするということですが、市長も今回当選されて4期目ですから、広島県市長会でも中国市長会でも全国市長会でも、大竹市の入山市長ここにありという存在感を持っておられる、実績をお持ちのはずですから、こういう機会に県知事、全国知事会に合わせて市長会でも国への働きかけを提案すると、そういう気概、思いを一つ示してもらいたいと思うんですが。

それからまた大竹市だけが何ぼ踏ん張っても、防衛省や政府のほうはそう簡単に動いてはくれないというのが今までの実態ですから、やっぱり関係自治体なり、広島県の知事、あるいは市長、こういったところの協力等も含めて、全県的な取り組みになるような、一つプレイを、市長一つやってほしいと思うんですが、その辺の意気込みを聞かせてもらえたらと思うんです。

答弁、よろしくをお願いします。これでもう質問時間がありませんので終わりますから。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） まず、ダム操作についての御質問でございます。ダムについては先ほど説明をしたように、大竹市域小瀬川の上流には3つのダムがございます。そのダム全てをここでお答えするというのはなかなか難しいものとなりますので、詳細についてはまた後ほど、防災等の担当のほうからでも御説明させていただきたいと思いますが、簡単に弥栄ダムについての操作方法を申し上げますと、弥栄ダムでは、雨が降り初めまして、ダムの流入量が毎秒300立米を超えた時点でダム調整を行うという操作に入ります。その時点ではダム調整は行わずに、流入量と等しい水量を放流しているという状況です。次に、300立米から2,600立米を超えると、ダムの洪水調整という形に入ります。そのときには空き容量等を利用してダムの中に貯留をしていくという操作に入ります。それ以上、2,600立米を超えるような、非常に大きな洪水になりますと、なかなかダムに貯留することが難しいということで、流入量と等しいような状況の放流を

行っていくという操作を行っていると聞いております。これらにつきましては、先ほども説明の中にありました小瀬川ダム水系3ダム会議または小瀬川減災対策協議会等において逐次情報提供していただいておりますし、こちらのほうからも要望等を出してまいることもできますので、そういったところで調整は可能となっております。

次に、ダム放流時等の住民の周知についてでございますが、小瀬川に関しましてですが、こちらは一級河川であるために弥栄ダムを初め、小瀬川の水位を国が管理しております。水位の状況は逐次国から市のほうにも入ってまいるわけですが、ダムの放流以外にも周りの雨水流入等で河川は増水をしていきます。これら水位が高まり氾濫する危険がある場合には、これエリアメールという形になるんですが、大竹市域全域に携帯を持っている方、これ全ての方に自動で危険情報が入るようになってる仕組みでございます。そうなれば、当然テレビやラジオでも一斉にその情報が流れるような形になります。また、市からも氾濫が予想されるような情報が入れば、市の防災無線や防災メールを通じて避難指示等を発令し、あわせて防災無線でのサイレンの吹鳴、広報車を使用し、避難誘導を行うような形となっております。これらの複数の情報をしっかりと受けとめていただきたいと思っておりますし、先ほど議員のほうからお話がありましたように、住民の方のほうから広報車を回して周知をしていただく、これも非常に有効な手段と思っておりますので、こういった情報を活用させていただきたいと思っておりますし、ありがたいと思っております。

以上となります。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 私どもの役割は、市民の皆様方の安全、生命、財産をお守りするということでございます。どういう形であれば防衛省が耳を傾け聞いてくれるか、また防衛省から米軍にいったときの米軍がその対応をしっかりとってもらえるか、そういうことについて実効性のあるような行動をしっかりと腹に据えてやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○15番（山本孝三） この弥栄ダムの操作規程、私、もらいに行ったんです。最後に、放流は、流入量が2,600トンという想定なんです。この想定を経験則で出しとる。しかし、自然災害は経験則じゃいけないところに問題があるんだから、さっき私が指摘したような人命第一にするという、この視点の規程に検討を加えて改正なら改正をするということを市としても考えてもらいたいということを重ねて申し上げ終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、午後の再開は1時10分を予定いたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

12時03分 休憩

13時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、暫時副議長において議事を運営します。

一般質問を続行します。

続いて、8番、大井渉議員。

〔8番 大井 渉議員 登壇〕

○8番（大井 渉） 市民の味方の大井渉でございます。よろしくお願ひします。

きょうは、栗谷小学校の休校問題について質問をさせていただきます。

この問題につきましては、昨年より教育委員会から御報告を受けております。公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けてというタイトルで、平成27年1月27日に文部科学省が各教育委員会に送付しております。これが作成したもので、ざっと目は通しました。これが正式な手引だということをお話を前提に本日の質問をさせていただきますと思います。

なお、この手引によりまして、昭和31年通達、昭和32年、昭和48年は廃止すると明記されております。これより最新のものがあれば私の質問が間違った形になりますので、御指摘いただきたいと思います。

小さな学校ほど教育効果が高いことが実証したコールマン報告というのがあります。アメリカの社会学者であるジェームズ・コールマン氏らがまとめたものでございまして、教育環境に対する支配感。自分の運命に対する支配感こそが学習態度を能動的にする上で決定的に大切だということをお話を述べております。大きな学校、大きな集団のほうが社会性が育つと思われがちですが、子供たちは許容範囲を超えて大き過ぎる集団の中では主体性にかかわることができず、逆に無関心を生み出してしまふ。大きな学校というのは外見的にはすぐれて見えるかもしれませんが、校舎は大きく立派ですと、教室もたくさんあります。設備も整っています。教師陣も集められています。子供の数も多く、活気があるように思ひます。そういったものは教育効果を高めるのにほとんど関係ないというのがコールマン氏らの導き出した結論でございます。この理論が正しいかどうかというのは、その個々の人が判断すればいいことでございまして、私は非常に説得力があるものだと思ひ読みさせていただきました。子供たちは大勢の中の1人にすぎず、多くは受け身の姿勢になりがちです。みんながみずから責任を持って積極的に貢献しようということにはなりません。授業は教えられるにすぎません。学校の行事なども余り関心を示さず、決まったことに参加するといった程度です。人数が多いのでどうしてもそういう子供たちをつくり出してしまふようでございます。このようなことは、教育委員会の中で十分議論されて今回の休校という方向性を出されたものと判断しております。

豊田市長の時代に方向性を示されました小中学校の充実検討委員会では、栗谷小学校は存続するというお話を答申しております。そのためにいろんな努力も払われてきたんだらうと思ひますが、児童数の激減、少子化が理由なのかよくわかりませんが、この検討委員会の方針に基づき5つの小中学校が廃校となりました。今回またさらに栗谷小学校を休校にするという考え方になりますと、この答申をさらに方向転換するという形になります。どうしてそういう形になったのか。残すためにはどういった努力をされてきたかということにつきまして、あるいは地域とどういった密接な人間関係と申しますか、教育関係、



地域のあり方等についてされてきたかということにつきまして、まず1点お伺いしたいと思います。

この平成27年の文部科学省の手引でございますけど、3ページにこういうことが書いてあります。地域コミュニティの核としての性格への配慮ということで、同時に小中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場など、さまざまな機能をあわせ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりのあり方と密接不可分であるという性格を持っていますと、このため学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については行政が一方向的に進める性格のものではないことは言うまでもありません。各市町村においては学校が持つ多様な機能に留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や、将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえ、丁寧な議論を行うことが望まれます。地理的要因や地域事情による小規模の存続ということで、特に山間僻地、離島といった地理的な要因や過疎地など、学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしているなどのさまざまな地域事情により、学校統合によって適正規模化を進めることが困難であるとする地域や小規模校を存続させることが必要であるとする地域、一旦休校とした学校をコミュニティの核として再開することを検討する地域なども存在するところであり、こうした市町村の判断も尊重される必要がありますと、このように文部科学省の手引の中では述べておるわけでございます。この文科省の手引に基づきまして保護者や地域に具体的にこのようなことも含めて説明をされたのかも伺いしたいと思います。

栗谷という小さな集落の中で、この休校につきまして賛成、反対という意見も聞いております。その小さな集落の中で対立、あるいは分断ということが生まれにくいような、そういう形にさせていただきたいと私は思っています。これは以前に私、決算委員会だったと思いますが、この地区で学校が廃校になると、小学校が廃校になるということで、委員会で質問させていただきまして、この廃校説明時に副市長も、当時大原副市長ですが、地域との話し合いに何回か出向いて、積極的に参加されて地域の声を聞いておられます。教育委員会だけの話し合いでなく、説明会といいますか、市長部局のほうもそういうものに積極的に参加されるという、声を聞くというお考えがあるのか、この辺もお聞きしたいと思います。非常に私としてもこれを賛成すべきものなのか、あるいは地域の声に耳を傾けて児童の数は少なくとも、地域の声が反対なら反対という形にするのか、非常に自分も難しい問題だとは思っておりますけど、きょうまでの現状と、今後の考え方、これにつきまして質問をさせていただきます。

以上、壇上での質問は終わります。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○副議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 今、日本全体の人口が減少し、また都市部に人口が集中している世の中の動向でございます。中山間地域においてはその傾向がまさに顕著であり、特に若い世

代、子育てをされる世代の方が少なくなっております。そうした中で地域の活力を維持していくためには、やはり地域の皆様方のお力、取り組みが何よりも大切であり、かねてから申し上げております市民自治につながるものであらうと思っております。栗谷にはすばらしい方々が多くいらっしゃいます。豊かな自然、すばらしい景観、温かい人情等、たくさんの魅力がございます。いつまでも地域で生きがいや喜びを感じて暮らしていく。そのために行政としてお手伝いできること、行政にしかできないこととして何が必要なのか、皆様と一緒に考えてまいりたいと思っております。御質問いただきありがとうございます。

それでは、大井議員の御質問にお答えいたします。

なお、栗谷小学校休校につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

まず、地域が求めていることへの対応についてでございます。過去からの要望につきましては、平成26年5月27日開催の総務文教委員協議会での栗谷中学校閉校に係る覚書締結の報告の際に、地域から出ました要望への対応状況について議員から御質問があり、お答えしたものととなります。1点目は、道路の改善要望で、県に対して整備の要望を行っていることを、2点目は老人保健施設等の整備の要望で、人数枠など計画の問題や民間事業になることをそれぞれお答えしております。その後の状況ですが、道路につきましては、毎年、県に要望し、県道の拡幅等の対応をいただいております。老人保健施設等の整備につきましては、民間等も含めた整備の動きは今のところございません。

次に、廃校後の地域の振興策についてでございます。廃校に伴う地域振興策につきましては、これまで全ての学校がなくなる地域につきましては、学校が有していた学校教育以外の機能を保管することを基本としてきており、統廃合により学校が有していた文化機能、交流機能、避難所としての防災機能といった地域の拠点機能が失われる場合は、まちづくりとしてその機能を補完し、校舎が存続する場合は機能を維持できるよう、跡地活用を検討してまいりました。よって、廃校した地域に対する振興策は廃校時の施設の状態や補完する機能の整備方法により異なるものと考えております。

栗谷小学校は現在休校の方針で考えているため、休校後も学校が再開できるよう施設を現状のまま残すこととしており、学校の持つ地域の拠点機能が大きく失われるとは考えておりません。廃校を前提とした地域振興策は、お示しする段階にはございませんが、栗谷地域は振興山村の指定を受けており、山村振興計画を策定し、農林業生産基盤の整備、地域の特性を生かした産業振興、都市との交流促進及び社会生活環境の整備と地域コミュニティの活性化の3つの重点方針に沿って、交通施策、産業基盤施策など10項目の振興施策を展開することとしています。多くの課題を抱える中山間地域に対しましては、国も支援に力を入れており、国の支援メニューを活用するなどして、地域の思いをお聞きしながら支援をしてまいりたいと考えています。

以上で、大井議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは栗谷小学校の休校についてお答えをいたします。

教育委員会としましては、次代を担う子供たちにとって、どのような教育環境が適切な

のか、教育的観点を第一に考えて早期休校の方針をお示ししているところでございます。

まず、説明会等の開催状況についてですが、保護者対象として、平成29年2月を初めとして合計7回ほど開催し、地域対象としては、昨年11月と本年8月の2回ほど開催しております。この説明会等で、保護者からは少人数のため発表がしやすい、先生と話す時間が多い、また小方小学校に行くとなれば、通学が心配であるなどの御意見がありました。また、地域からは栗谷がさらに寂れる、学校を残したいという意見が多くを占めていますが、児童数が余りにも少な過ぎるのは学校としてどうかという御意見もありました。教育委員会としましては、同学年や異学年の集団の中で活動したり、多様な考えにふれたりする中で、一人一人の力を伸ばしていきたいという教育的観点から御理解を求めるとともに、通学手段や休校中の校舎の活用についても、今後、協議していきたい旨をお伝えしています。

次に、平成14年の大竹市小・中学校充実のための基本方針についてでございます。その中では、栗谷小学校については、前年の大竹市小・中学校充実検討委員会からの提言とは異なり、栗谷小学校は通学に配慮し存続すると示されております。しかし、当時27名いた児童も現在は3名に減少しています。さらに交通事情や学校選択制、小中一貫教育校の設置など、さまざまな変化が生じております。この基本方針の考え方を尊重し、継承してきておりますが、策定から既に15年以上が過ぎ、時代の変化に応じて対応することも当然のことと考えています。

今後についてでございますが、教育委員会としましては、引き続き児童にとってよりよい教育環境の必要性について、保護者や地域の皆様に御理解いただくよう、粘り強く取り組み、11月末には平成31年度から休校するかどうかについて結論を出したいと考えております。

以上で、大井議員への答弁を終わります。

○副議長（細川雅子） 大井議員。

○8番（大井 渉） ありがとうございます。私も栗谷の出身なものですから、知り合いの人もいますし、結構もう10年近く離れておりますので、事細かい情報は入ってきませんが、大きな問題についてはいろんな電話があったり、相談があったりいたしております。

それで、今回この質問について2つに分けたいなと自分は個人的に思っておるんですが、1つは学校の関係、教育の立場で、これについてどのように今からされるのか。これで本当に、最終的に11月にはどういう決め方をされるのかという問題を中心にお聞きしたいということと、それからもう一点につきましては、これほどなたでもわかると思うんですが、栗谷中学校が数年前に休校から廃校になりました。すぐその小学校も休校ということ打ち出されたわけです。中学校も小学校もほぼ同時になくなった、こういう地域というものが将来本当に、先ほど市長がいろいろ御答弁されましたけど、本当にこういう、何と申しますか、ことしは非常に災害等も多くて、西日本の豪雨や3日前の大阪直撃の台風、けさは北海道と、こういう自然災害が起こる中で、高齢化が進む中で、本当に地域の安心・安全というものが守られるのかどうかという、地域の振興策、地域のまちづくりという点と分けて話したほうがいいんじゃないかなと、質問させてもらったほうがいいんじゃないかなと思っておりますので。

最初にまず学校関係の、教育関係のことから質問させていただきますと、当然、私も教育委員じゃありませんので普通の議員でございますんで、そんなに専門的な知見は持っておりませんが、間違いがあったら御指摘いただきたいと思いますが、学習指導要領というのがございますよね、こういうものにつきまして、文部科学省が小中高の各段階で教えなければならない最低限の内容を決めた基準というものでございまして、年間の授業時間とか、教科書の編集の基準、こういうものを10年ごとに改定するということですが、2020年が小学校、2021年には中学校というふうに段階的に基準を改定されるということも書いてあります。こういうことが保護者の方にどれほど理解されているのかという、そういう説明をされたのかどうか、教育委員さんというのは、私は専門的な知見を持っておられる方だと思います。だから非常に難しい教育用語とか行政用語とか使われるかもわかりませんが、本当にそれが、失礼な言い方ですけど、その地域の保護者や地域の住民の方にそういう教育的な専門用語とか、文科省の通達とか、先ほど私が言いましたですね、そういうものがどれだけ理解されて、話し合いをされてるのかというのが一つ懸念があるわけですね。

これまず、適正規模とかという言葉もありますね、標準規模とか適正規模とかという。これが12学級から18学級が適正な学校規模ということになりまして、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では12から18学級を適正な学校規模としています。これが第4条の条件の中に12学級から18学級と書いてあるわけですね。今度は義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律というのがあります、その中に第3条第4項には、「公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費2分の1」というようなことも記されてるわけですね、それに。記述されてるわけですね。第4号の適正な規模の条件は政令で定めると、こういうふうに書いてあるんですが、適正な規模というものを明示しないと校舎や体育館の新築、増築に要する経費の2分の1という基準が出ませんから適正な規模というのを書かなければならないんだらうとは思いますが。国のほうとしたら。

そこで、WHO、世界保健機関のほうですけど、日本も加盟しておりますけど、こちらが言ってるのは、世界各地から学校規模と教育効果について研究した論文を集めて多面的に分析し、その結果を取りまとめて発表すると。WHOでは学校は小さくなくてはならないとして、生徒100人を上回らない規模が望ましいとしておるというふうにWHOは論文を集めておるんです。そうなりますと、この基準になりますと1学年当たり、小学校は6学年ですから、1学年だったら16人以下ぐらいになるんです。今の現状からいってらちょうど玖波小学校ぐらいの規模、これが一応適正だと、このぐらいがいいんじゃないかというのがWHOの考え方というふうに私は調べさせてもらったんですが、間違いあれば御指摘いただきたいと思っております。

さっき言った文部科学省が12学級から18学級というように言っておるわけですが、この適正規模、標準規模ということにつきまして、国会でもいろいろ審議されておるんです。この中で、平成4年、衆議院の予算委員会の第3分科会の遠山さんという文部科

学省教育助成局の局長さんでございますけど、学校といいますものは、それぞれの地域のいろいろな伝統、あるいは住民の考え方なども反映し上がってきたものでございまして、必ずしも標準でなければならないというわけではないのでございますというような答弁をされておるんです。要するに。また、平成13年には衆議院の文部科学委員会の河村さんですね、山口県出身の、副大臣さんがこういうことをまた述べられておるんです。教職員と児童生徒の人的触れ合いや個別指導の面で小規模校としての教育上の利点も考えられるということで、総合的に判断した場合はなお小規模校として残すことのほうが地域にとって好ましい、こういうことに配慮する必要があるというふうにしておるわけでございますというように国会の答弁でも述べておられるんです。そうなりとこの適正規模とか標準規模とかいうのがあくまでも財源措置のためのことを言っておられるんじゃないかなというふうにとれる向きもあるんです。要するに。また、最近でしたら平成13年、町村文部大臣が、やはり衆議院の文部科学委員会で、昭和48年に余り無理な統廃合をしなくてもいいんですよという軌道修正を実はやっておりますと、いろいろ述べて、標準を1学年2学級を基本として小学校の場合は12学級というふうに決めていることも事実ですが、同時にただし書きもあって、ただし土地の状況、その他により特別の事情のあるときはこの限りでないというふうに書いてあって、言うならばどっちともとれるようになっていきますというようなことも、当時の文部科学大臣が、これ平成13年ですけど、述べておられます。また、基本的にはそれぞれの地域で適切に御判断をいただく、しかし余りに無理に統廃合を今進めなければならないということではないというふうに私どもは理解しておりますというようなことも国会審議の中で述べられておるんです。そうなりますと、この適正規模、標準規模という言葉が非常に、一生懸命言われてもなかなかぴんと来ない、説得力がない、国にもそういうこと書いておしながらそれが絶対の数字じゃないというような答弁も国会審議で今紹介しましたようにあるわけです。地域の実情とかなんとか。こういう適正規模、標準規模についての、これを前面に出してその地域と話し合いをするというのは余りいいことじゃないんじゃないかなと思いますんで、その適正規模、標準規模についてのお考え、こういうものの意見のほうをお聞かせいただきたいと思います。

もう一点、教育委員会のほうにお聞きしたいことは、先ほど教育長のほうからも答弁していただきましたけど、今までは教育委員会として学校の廃校とか休校とかいう形でお話に行っておられるんで、これは教育というものを中心にしか話し合いの数字に上がってないと思うんです。しかし、私が聞いている地域の考え方としたら、もちろん学校を残すか残さないかというのは、先ほども申し上げましたように地域の保護者とか、就学前の保護者さん、そういう意見をよく聞いてということになっておりますし、そういう方々の御理解のもとということになっておるんですが、そうじゃない、先ほど申し上げましたような中学校が廃校になり、小学校も休校になり、再校できる形になればいいと思いますけど、一旦休校してしまったら再校に向けてというのはほぼ不可能だろうと思います。私は。そうなりと、若い子供たちがいない、高齢化がどんどん進んで、人口が減って、先ほど申し上げた自然災害も今から想定され、地域を守ることもさえない中で、そちらに対する、何もしてくれないじゃないかと、どういうことを栗谷地域に思っているのかという、そ

う説明会での声、本来はこれ教育委員会に言うことじゃないと思うんですが、そういう声も上がっていたやに聞いておるんですが、これは本来は市長部局のほうだろうと思うんですが、そういう声が多々あったというふうに聞いております。実際多くの方が御質問、手を挙げて意見を述べられたということもありますんで、その辺の、本来は教育委員会が対応できないこと、こういう意見が多々あったと思うんですが、それらについてもちょっと御披露いただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○副議長（細川雅子） 総務学事課長

○総務学事課長（真鍋和聰） 栗谷小学校について、まず大きな1点目の学校の教育について、保護者、地域への説明というところ等も含めてまず1点目をお答えします。

まず、学習指導要領ですけれども、これは学校教育法、あるいは学校教育法施行規則に法的根拠のある学校でこういう目的、内容、方法で教育をしないといけませんよ、こういう学習内容で学習させないといけませんよという内容のものです。これにつきましては、昨年度7月の保護者説明会で、まず学習指導要領、国語から全ての教科、領域等の中で集団でなければできない活動というのがこれだけ示されていますよ。例えば、わかりやすいところと言えば、ドッジボールなどとか、異学年集団での活動とか、合意形成を図るとか、そういったものがたくさんあるんですけれども、そういったものは具体的に説明をさせていただきました。またその後、地域説明会のほうでも、学習指導要領の詳細についてはどさっとお配りして説明することはしませんが、それを要約したもの、これについてこういう力をつけたいんだというようなことを説明させていただいております。ちょっとWHOの関係については調べ不足で、学習不足で済みません。よく把握はしておりません。

適正規模についてですが、これにつきましても保護者、地域のほうに学校教育法施行規則第41条のほうに「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」というようなところがあります。いわゆるほかの法律、いわゆる標準法という法律があるんですが、そこでは40人まで、1学級。1年生については35人というようなことが示されております。多ければ多いほどというか、人数が余りにも多いと、限度があると思うんですけれども、子供たちの学習に十分な効果を発揮しないというようなことももちろん考えられますが、今、大竹市の中で一番大きな大竹小学校につきましては、六百五十数名、今おりますけれども、通常の学級で1学年が3学級、4学級が1学年、特別支援学級が6学級あります。その中でやはり多いんですけれども、先生の数も多いと、先生とももちろん物理的に触れ合う回数は、栗谷小学校に比べて当然少なくなるかもしれませんが、同学年、異学年の子供たちとかかわる、触れ合いがある、まねをし合うとか、切磋琢磨し合うと、そういった機会はたくさんあります。例えば、そういう大きな学校でも、やはり学校経営、学校運営の面で先生たちがチームで、組織で一つの方向に向けて同じことをみんなに、子供たちに指導していこうということでもとまって、どの学級も落ちついて学習、生活等、非常によくなってきているなというふうには思っております。もちろん、共同的に問題解決をすることか、集団の中でもまれる中で相手の気持ちを察してコミュニケーションをとっていくとか、そういった力もついているようでございます。もちろん、多過ぎるとか少な過ぎると、や

はり教育的効果は、当然限度がありますので、薄れていくのではないかというふうには考えられます。

栗谷小学校についてですが、先ほどの文部科学省からの平成27年1月27日、私もそれが最新というふうに認識しておりますけれども、公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引には、5学級以下の学校は一般に教育上の課題が極めて大きいため学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるということが示されております。実際に財源措置のためとかどうとかいうのは、実際にはわかりませんが、やはり目の前の、今の栗谷小学校の子供たちのために、やはりこういった教育をしたいというのがたくさんありまして、やはり他者と折り合いをつけて合意形成をしていくとか、上学年の姿を見て、今何をしなければいけないかというのを考えてもらうとか、助け合う、磨き合う、そして牽制し合うとか、集団生活のマナーとか、我慢することを覚えるとか、そしてその根本にある学校経営、学校運営についても先生方のいろんな子供たちのよさを多面的に評価してもらいたいし、組織として対応できる学校であってほしいし、経験年数、専門性、男女比のとれた職員集団で学校運営をしてほしいなというようなところもございます。

2点目、教育委員会としての地域振興という部分についてですけれども、先ほどからお話ししますように我々は子供たちのため、子供たちの教育的観点からどうがいいのかと、教育環境はどうがいいのかということから話をしております。当然、地域としては存続を望まれておりますので、休校という形で話をしております。当然、閉校というような話が出てくれば、うちだけで判断、考えることできませんので、全庁的に横の連携を密にしながら考えていく必要があろうかと思えます。実際にこれまでの地域説明会等では、要は福祉施設があったらいいとか、あるいは働く場所がないから出ていくんだよとか、そういったことはお聞きしておりますけれども、お聞きして帰りますと、関係部署にはというようにお答えしております。

以上です。

○副議長（細川雅子） 大井議員。

○8番（大井 渉） 教育委員会のほうには丁寧な説明と教育の必要性、そういうことを今から、時間ももう余りないですけど、地元の保護者、それから就学前の方に対しまして真摯な話し合いをしていただきまして懸命な判断を最終的にはしていただきたいと、このように要望しておきます。よろしくお願いたします。

次に、地域振興策のほうにつきまして、市長部局のほうになろうと思えますけど、こちらについて幾つか質問をさせていただきたいと思えますけど。たまたまインターネットを見ていたら平成22年9月8日、文部科学大臣宛てに、会計検査院が文部科学大臣宛てに廃校、休校跡地の利用をちゃんとしなさいという指摘を出しておるんです。これが平成22年ですから、9月8日ですけど、8年ぐらい前になりますか。こういうことになると、当然、今市内にあるといいますか、廃校になった5校と、それから栗谷を休校にするかしないかというのはまだ結論出ておりませんが、ここをどうするかということになろうかと思えます。今これ、議会のほうでございまして、総務文教委員会のほうで、県内のほうで

こか休校、廃校になったところの跡地利用について視察をしようかしまいかという話が実はありまして、それも大切なことだろうとは思いますが、いろいろな学校が今、未利用な状態、あるいは放置したような状態なら緊急性を要して、その議員も視察に行ったほうがいいと思うんですが、実は今考えますと、松ヶ原地区は障害者施設をつくるということで公募もされとるといふうに聞いておりますんで、ここは跡地利用ができないと。それから阿多田島のほうも、ここももう学校跡地が無理だということで、防災公園等も含めまして。それから穂仁原小学校につきましては道路用地になるということで、あそこは解体するという形になって、それから木野小学校も大きな集会所ができて子供の遊具等も、今置いとるんか、今から置かれるのかどうかわかりませんが、そういうこともして、あそこの学校を利用するというようなことがちょっと不可能じゃないかなと。そうなりますと、今から休校、廃校の跡地利用ということになると栗谷中学校だけなんです。今1校だけに絞られる形になるんです。私が以前質問したときに、地区懇談会にたまたま出させていただいたときに市長が説明された中で、耐震強度がないから早いことこの学校というのは子供の命を預かっている以上は早いところ耐震強度を上げることをするのか、それとも廃校にして小方のほうにかわってもらうんかと、そういう決断をしていただきたいというようなことも申されておりましたが、あそこは耐震強度がないんですね、栗谷中学校は。質問したときに、何で解体しないのかという質問をさせていただいたときに、財源がないと言われたんです。財源がないと。当然何かをつくれれば起債等も起こすことはできるかもわかりませんが、その計画も、中学校跡地の計画もないんだろうと思っております。そうなりますと、これに対する御不満も結構地域ではあるようです。今の中学校を廃校したんだけど、校舎はそのまま放置されとる。草もぼうぼうだと、環境も悪いし何とかしてくださいという御意見も相当教育委員会のほうには入っておるんだろうと思いますけど。あそこは、避難箇所にもなっております。こういうことを考えたときに栗谷中学校だけをどうするのかという問題と、それから小学校も休校、それから数年後、5年後かなんかには廃校というような形でなるときには、小中と栗谷は一気になくなってしまふ。そうすると、栗谷地域のビジョンなり、当然高齢化して人口が少子化になって、若い人が帰ってこないわけですから、それはもう寂れていくということには歯どめはかからないと思うんですが、いかに緩やかな形にしていくかということを考えていただきたいという声も多分にあるんです。いずれはしょうがない、限界集落にもなるでしょうし、人口も減るでしょうし、高齢化もなるでしょうと。だけど、そうあっても今ある診療所は残していただきたいと思うし、高齢化になればなるほど、何といたしますか、定期バス等も減便とかせずに、逆に増便して、免許を返したりなんかすると非常に不便になるので、そういうところはちゃんと守ってくださいとか。栗谷地域の問題について、ビジョン、計画をつくっていただきたいという声も聞いておるんです。私、木野地区のときに、当時、今議長ですけど児玉議員からちらっと聞いたのは、当時は副市長が、先ほど言いましたように何回か来られて、地域のまちづくりとかそういうものについて話し合いをされたといふうに聞いておるんですが、今行かれとるのは教育委員会がずっと行かれとるんですよ、栗谷に。今度は市長部局のほうか、これが休校になるのか廃校になるのか、存続するのかわかりませんが、



セットで考えると、地域のそういう自治会がいいのか、どういう、まちづくり委員会か協議会みたいなものを組織をつくるのがいいのかわかりませんが、そういうものをつくって市長部局のほうが話し合いに行って、できるだけ早くそういうビジョンをつくってあげると。お互いが虚心坦懐に話し合いをして、財源の問題もあるでしょうけど、できないものはできない、何年後にしかできないということもあるでしょうから。そういうことを踏まえて、当時副市長が行っとられるんですから今の副市長が盛んに足を運んでいただいて、何かの決断をしなきゃいけないときも来るだろうと思います。その前にセットで教育委員会と市長部局が行かれるんがどうかという、別でもいいですけど、そういうまちづくりに対する話し合いとかビジョンとか、そういうものをつくるという気持ちはないですか。木野と同じような考え方で。どうでしょうか。

○副議長（細川雅子） 副市長。

○副市長（太田勲男） この手のいろいろな協議の場でございますが、私も同席しております。市全庁的に取り組む課題として取り上がってます。そのときはその地区でまずまちづくり委員会というか、まちづくりの木野地区での検討する場をみずからつくられて市のほうにこういう要望があるよと、こういうものにしてほしいと。それはあくまでも木野小学校がなくなるということの方向性が出たときのことでございます。これをしてあげるから木野小学校をなくすよというようなことはなかなか言えませんので、ある程度の方向性が出た後に、市といたしましてはそのときの窓口が地域振興課でございます。地域振興が窓口となってその自治会と消防団含め、PTA含め、そのまちづくり委員会、そのときの正式名称覚えてませんがまちづくりの協議会を地区でつくられました。その中でいろいろなことを、木野地区はどのようにすればこれから先発展していかろうかといういろいろ考えられて、この案件についてかなりの多種多様な要望があったと思います。それについて全庁的に取り組み、その中で、たしか各部の部長みな、教育長も一緒です、私も行っております。その各部からそれぞれの返事をというか、回答をさせていただきながら現在の、今の木野地区の集会所という公民館、そういう形のものになってきております。現在、その中で木野地区と一つ違うのは、学校というものが、小学校がなくなる。地域の拠点施設がまるっきりなくなるんだから、その後についてどのように考えるというのが主でございました。現在、栗谷につきましては、中学校も休校から廃校になった。教育委員会としては栗谷小学校も休校というふうを考えていく。その中で、まず学校が持つておる地域の拠点機能というのは、現状では栗谷小学校で十分ではないかと、そっちのほうに集約して考えるべきではないかというような考え方もあると思います。他には、マロンの里もございませし、農林振興センターですか。ございます。木野地区には何も基本的にはございせんでした。保育所も休園になっておりましたし。それと支所が農林振興センターと、栗谷支所、木野支所はございます。その辺のところでございます。そのあたりは一緒でございますが、マロンの里、農林振興センターの扱いをどう考えるかということでございます。現状で執行部側が窓口としたら、自治振興課というふうになってくると思います。現状の中での大竹市がつくっております山村振興計画ですか、これの内容のほとんどの部分は、これはまた産業振興課になってくると思います。地元の方々が意見を集約され、どのような

ことを市に対して、地元の地域振興についてお考えになつてお話を、一つの部署が窓口になってお話をお聞きして、それからと思います。しかしながら現在、まだ、教育委員会がお話を地元にしておられますが、まるっきり教育をもう全て反対と言われますと、協議をする場というものの設置についての考え方が、私どもとしても、なかなか言い出せないというのが現状でございます。それは、教育委員会と私どものまた協議の中での話になると思いますが。もし何かあれば、それは全庁的な、山村振興計画自体が全庁的に取り組むべきような課題でございます。大変大きな問題でございますので、その辺についてこれから先どのようなようになっていくかというのは私どもが柔軟に考えていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（細川雅子） 大井議員。

○8番（大井 渉） 副市長さん、ありがとうございます。何と申しますか、今は教育委員会の方が行って、教育のことについて、統廃合のこと、あるいは休校のことについて、一生懸命お話ししておられるんですが、地域にはそうじゃない意見で反対されてるような方も結構おられるんです。多分おわかりになると思いますけど。保護者というのは本当にわずかなんですよね、言ったら失礼ですけど。そうじゃなしに皆さんが大きな声を出しておられると、一つの固まりみたいな形で反対しておられるということは、今、副市長が言われた、決まったらこうしてあげるよというような話し合いというのは、余りよろしい話し合いじゃないんです。本来、栗谷地域というのはじゃあどうあるべきなんかという、本来はもうちょっと具体的なものをつくられたり、積極的にその地域に入られて声を聞くと、それは財源の問題がありますから、何もかれも皆受け入れることはないと思いますし、受け入れないと思います。気持ちの上ではあれもこれもしてあげたらいいなと思われるかも知りませんが、現実、財源的に大きなことを言われたら、それは財源的に無理ですから。だけど地域に寄り添って、地域の声を聞くという気持ちですよね、要するに。いや、地域のほうから上げて来いと、声を上げて来いと、何をしたいんかと。中身によっちゃ予算つけてあげてもいいよとか、学校を休校するんなら話し合い応じてもいいよというような、そういうやり方じゃなしに、積極的に進んでいって、学校は学校、地域は地域として、我々も役所としての責任もあるから、ちゃんと栗谷のことも我々一生懸命考えとるんですよと、こういういろんな自然災害がある中で。それについてはとりあえず、学校は別に置いて我々でちゃんと、産業振興課の課長もおられますけど、そういうところを窓口にして、今から積極的に話し合いをしますということになって、そういう話し合いをされれば、また僕は地域の空気というのが変わってくる可能性もあると思うんです。今は、小学校も中学校もなくして、栗谷は何もしてもらえないという、言葉悪いですけど被害的な、そういう被害妄想的なところ多少あって、中学校の跡地なんかどうなつての草も刈ってないし、ぼうぼうで。小学校もあのようなになるんじゃないのという御不満も私は個人的に聞いております。それが事実がどうか知りませんが、個人的には聞いております。そういうことも踏まえて、いやいや栗谷は決して見捨てちゃいませんよと、我々も一緒に地域の方と今からちゃんとそういう窓口もつくりましますから、ちゃんと話し合つてというよ

うな持ち込み方にすればまた地域の空気も変わってくるし、理解力も変わってくるし、今の休校、廃校の問題についても虚心坦懐に話し合えるんじゃないかと思うんですが。そういうことを積極的に私はやっていただきたいと、私が賛成とか反対とかという意味じゃなしに、財源の問題もわかりますし、保護者の気持ちもわかりますし、地域の不満を持っておられる声も聞いております。だけど、先ほど言いましたように地域の中で対立があったり、行政との対立があるということは余りよろしいことじゃないんで、積極的に地域に向向いて行って、声を聞いて、前向きにいい方向にしていきたいと思うんですが、そういうことをきょうこの場でぜひ、そういう声があるんなら、休校、廃校の問題は別にして、積極的に栗谷に行って、まず自治会とかそういうところと話し合いをして、協議会でも立ち上げますよと、ぜひ言っていただきたいという気持ちを込めてきょう質問に立たせていただいたんですが。もう一回副市長さんどうでしょうかね、気持ち、よろしく願いいたします。

○副議長（細川雅子） 副市長。

○副市長（太田勲男） ありがとうございます。私がさっき言ったのは、決まってからという意味じゃなしに、タイミングはどういうふうなタイミングが一番ベストなのか。頭ごなしにこういうことを作りましょうと言うと、逆に感情を害される方もおります。私らを信用しない、私らも私なりに考えを持つとるんだと。そのタイミングをいかにはかっていくかと。防災の関係にしても総務課のほうで、今度地域の自治会長さん集めてお話をさせてもらうようになっております。産業振興課は産業振興課独自でお話は、中山間地域についてのお話はさせていただいております。教育は教育ですしております。その中でそれを一体化してどのようなタイミングで1つのものとして、前へ進めていくか。相手方の意向とか、相手方を無視するとか、頭ごなしの行政というのは、私はまずいと思っております。いろいろなタイミングをはかって、これから大井議員が言われたことも確かにそのとおりでございまして、すぐさまこれをどうするというふうなお返事はこの場でいたしかねますが、タイミングをはかって、全庁的に取り組んでいく課題であるとは考えております。

以上です。

○副議長（細川雅子） 大井議員。

○8番（大井 渉） これ最後でございます。10月10日からまた決算委員会も始まりますんで、またその席でもしつこくしつこく質問させてもらおうと思います。というのが、この問題もちゃんと片づけなきゃいけない問題だと思うんです。今の休校、廃校の問題も、そのために教育委員会の方もやりにくいだろうと思うんですよ。教育以外の問題でいろんな反発が来られるというのはもう重々わかっておられると思うんですよ、これだけの回数やられたら。そうすると市長部局のほうが進んで、学校は廃校したけど、あるいは休校にするけど、我々はこういうふうになんとなく栗谷のことも忘れちゃおりませんよっていう態度を見せるかどうか、そういう行政の積極性、より地域に寄り添うっていう姿勢を地域住民はよく見ておるんだと私は思います。先に教育委員会がやって片づけりゃいいんやと、後からうんというときには振興策を考えるんやと、そんなやり方は、そりゃ地域の人も反

対しますよ、私でも反対しますから。そうじゃなしに、もう一回よく考えていただいて、学校が廃校になろうが休校になろうがちゃんとこういう体制で我々は、特に休校・廃校になれば地域の方も御不満とか御不安もあろうかと思えますんで、こういう窓口をつくらせてもらいましたということをごひよく検討していただいて、10月10日から始まります決算特別委員会では、その次の1カ月後には、今度は休校か何かを決めなきゃいけないという問題も出てきますんで、ぜひとも内部でよく御検討いただきたいと思えます。

これをもって、一応質問を終わります。ありがとうございます。よろしく願います。

○副議長（細川雅子） 続いて5番、北地範久議員。

〔5番 北地範久議員 登壇〕

○5番（北地範久） 大竹新公会の北地でございます。それでは、通告しております順に従いまして御質問させていただきますので、御答弁のほどよろしく願います。

それでは、まず人口減対策についてお伺いいたします。

大竹市の人口動向について、平成27年に策定した大竹市人口ビジョンでは、昭和50年の3万8,457人をピークに減少に転じています。動向の特徴としては、昭和29年の市制施行後、工業都市建設計画が策定され、企業誘致の結果、人口は増加してきましたが、高度経済成長期が終えんを迎えた時期を境に製造業の従業員が急激に減り、オイルショックとともに大竹市の人口もまた減少傾向に転じています。

このように、大竹市の人口は、企業の動向に大きな影響を受けるという特徴があるということが言われています。また、今後の将来人口の見通しとしては、平成72年、2060年には、1万8,000人まで減少すると言われております。このような状況の中で目指すべき将来の方向性として、1点目に、地域経済を活性化し、安定した雇用創出を実現する。2点目に、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。3点目に、誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域を実現する。このように示されたまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。これらのことは既に皆様御承知のことと思えますが、ことしの3月末に国立社会保障・人口問題研究所から新しい推計結果が出されております。小方地域に多くの転入者があったことなどが数値としてあらわれているのではないかと思います。最新の大竹市の人口推計や特徴などをお伺いいたします。

私は、大竹市の都市機能などについて、他の市町と比べ、大変すばらしいまちとして自負できるものがあると信じております。といいますのも、幹線国道の2号線、それと平行しJR山陽本線に大竹駅とあわせて、西日本では有数の貨物基地駅が横断し物流拠点となっており、また、山陽道や広島岩国道路などの高速道路も市街地に沿って整備され、海から最も近いと言われるインターチェンジが国道2号と連結されています。まちなかから数分で高速に乗れるという、これらの交通体系の面においても利便性の高いものとなっております。臨海部に目を向ければ、地方港湾では日本一とも自負できるであろう「あこがれみなと」大竹港が世界の港とつながり、その周辺では日本でも有数の大企業が中心となり、化学製造業の企業群が活発に活動されています。

また、一級河川である小瀬川を有し、その上流には1億トンを超える有効貯水場の弥栄ダムなど市内には3つのダムがあり、利水、防災面などでの効果は多大です。その周辺に

は三倉岳を含む県立自然公園や自然豊かな栗谷地区が広がっており、海に目をやれば養殖などの水産業が盛んな阿多田島があります。

このように、大竹市には基幹的な都市機能や企業活動、そして豊かな自然があります。また、東洋経済新報社、発行の「都市データパック」によると、このデータは全国814市区の都市をデータ化し、住みよさの順位をつけたものですが、去年は全国814市区の中で第98位、広島県内では第1位でした。ことしは全国で第74位、24位のランクアップです。また、広島県内では、昨年同様の第1位でした。このことは、大竹市が住みやすい、いいまちであることを示す一つの指標ではないでしょうか。

このたびの市長は4期目を担うに当たり、8月の広報には、総合計画わがまちプランを尊重し、安定して運営できる行政の仕組みづくり、将来の大竹を担う人づくり、いいまち大竹づくりを重点施策とする。また、人口が減少する社会情勢の中で、これらのまちづくりは行政の仕組みではできないことに限りがあり、市民にも役割を担っていただく市民自治を、市民と行政が一緒になって信頼関係を築くことが近道と書かれていました。

大竹市には、先ほど申し上げたとおり、都市機能としていいものがベースにあります。これからもJR大竹駅や小方地区のまちづくり、岩国大竹道路の整備などが進められ、伸びしろはまだあります。豊かな自然もあり、住みよさの評価も県内第1位です。これから市長が4期目の市政を運営するに当たり、人口減少を少しでも解消するために、今後どのような施策に重点を置き市政を推進していくのか、お考えをお伺いいたします。

次に、動画を使った大竹市の情報発信についてお伺いいたします。

以前、岩国市の友人から、岩国市や大竹市が出るテレビ番組があるという連絡が入りまして、テレビを見ました。BSの番組で今でも時折、きょうも9時からあるんじゃないかと思えますけども、全国各地のまちが放送されているものですが、その放送では、広島から岩国に向け、上空から鳥目線でそれぞれのまちを紹介するものでした。廿日市大野から大竹市に入り、まちを眼下に見ながら小瀬川周辺を川沿いに上り、弥栄ダムまで行き、次に阿多田島や養殖の生けすを上空から見、養殖といえば、あたたハマチとレモンが出るのかとっているとレモンサーモンが紹介され、季節によりいろいろなものが大竹市にはあることを再確認いたしました。それから企業群の夜景が紹介され、市の女性職員が出演し、ビュースポットなどが紹介されました。最後に岩国市の美和に飛び、何か工場があるという設定でその工場に近づくと、大竹市の三興化学の美和工場でした。社長さんが手袋の製造過程の説明をされました。こういった内容の番組でしたが、上空から見る大竹は今までにはない感覚で、大竹なかなかいいじゃないかと思い、大竹市からの情報発信の映像として、このまま使えばいいのになと思うくらいでした。

また、青年会議所のメンバーがイノベーターズと銘打ち、大竹を変えていこうという意気込みで活動を始め、建物からまちづくりをするというテーマで、東京都から建築士を呼び、講演会が開催されました。その中で、このイノベーターズのメンバーを紹介する映像が流れました。BGMも今風で、うまいことこの会のメンバーのPRができていました。しかも、このビデオはメンバーの一員がつくったということで、大竹市にもなかなか人がいることも再確認いたしました。

一昨年にはなりますけども、議会において、大阪府の高槻市に先進地として視察に行かせていただきました。この高槻市は、大阪府と京都府の間に位置する中核都市で、市のPRが情報発信を画像や映像で活発に行っていました。トレインジャックとって、阪急電車の中張り広告に市のPRを掲載したり、ウエルカムガイドとって、多くの写真でまちの魅力を表現し、また、定住プロモーションムービーとして市内の名所を背景に一般市民が出演し、市独自の広告プロモーション活動として近隣市の映画館で本編前に放映するなどの取り組みがされていました。この取り組みが全てということではないとは思いますが、周辺では高槻市だけが人口がふえているということでした。

最近、テレビでも大竹市の紹介番組がかなりありますが、番組があることのPRも余りされず、その場限りで終わってしまうような感じで継続するものがないように感じますが、たくさん放送してもらい、回数を重ねることも一つの方法かとも思います。

いろいろと紹介させていただきましたが、こういった映像を見るに当たり、個人的な感覚ではありますが、映像、動画から受ける刺激は文字を読む理解が早く、目を引く要素、アピール度も大変強いものがあると思いました。

先ほどの質問でも情報発信ということを申し上げましたが、情報発信をすることで市内外の皆さんに大竹市の再確認をしていただき、大竹市を愛していただき、住みたい、住んでよかったまちとなるよう、そうなることで少しでも人口がふえればとも思います。

総合計画でも目標とされていますが、若い人や子育てへの取り組みを思えば、その世代が目を引きようにホームページに取り組むなど、大竹市の情報発信に動画を活用することについてのお考えを伺います。

以上、登壇しての質問を終わります。

○副議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 日本全体が抱えております課題、人口減少、そして、いいまち大竹をつくるための大変根本的なテーマでの御質問をいただきました。

本市の強みである働き場所があることを生かしながらも、住む場所として選んでいただくためには、本市を訪れたとき、あるいは本市に住む方からお話を聞いたとき、いいなと感じる何かが必要なのだろうと思います。一言で言えば魅力ということになりますが、それを広く効果的に発信していくことまでをお考えいただき、2点のことを関連づけまして提案していただきながら御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、北地議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人口減対策についてでございます。

平成30年3月末に公表されました国立社会保障・人口問題研究所の新しい人口推計は、平成27年の国勢調査をもとに30年後までを推計したものでございます。人口ビジョン策定時に参考とした平成22年の国勢調査による人口推計と比較すると、新しい人口推計のほうが人口減少のカーブが幾分緩やかになっております。30年後の平成57年時点の推計人口を比較しますと、約1,300人の改善という状況になっています。

そのほかにも新しい推計における30年後の本市の特徴として、15歳未満の年少人口比率

が挙げられます。全国で年少人口比率10%未満の市区町村が5割を超える中、本市では10.3%と10%以上を保っています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口比率も48.9%と現在よりも6.5%減少しておりますが、全国で7割の市区町村が50%未満であることを考えると、比較的高い割合を保っていると言えます。若い年齢層の人口比率の減少が緩やかになった要因として、小方ヶ丘の造成や空き地の開発などにより、多くの住宅ができ、子育て世代の入居が進んだためと思われ、ここ数年は、小学校低学年くらいまでの子供の人口も横ばいで推移しています。

平成18年度に市長に就任させていただいて以来、一貫して市民の皆様を大切に、大竹っ子を大切に、先人の蓄積を大切にという3つの大切を根幹に置き、市政運営を行ってまいりました。これからも多くの市民の皆様と一緒にやってつくり上げましたわがまちプランの考え方を尊重しながら、「安定して運営できる行政の仕組みづくり」、「将来の大竹を担う人づくり」、「住みたい、住んでよかったと感じるいいまち大竹づくり」を、引き続き重点施策として推進してまいります。

とりわけ人口の減少という面では、平成27年度に大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しています。まち・ひと・しごとの分野に関して、地域経済を活性化し、安定した雇用創出を実現する、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域を実現する。の3つを基本目標として、その達成のため、さまざまな施策を推進しているところでございます。

本市は多くの方が働きに来ているまちであり、その強みを活かし、その方々が住む場所を選ぶタイミングで本市を選んでもらいたいというのが各施策の根底にございます。また、総合戦略推進会議において、毎年度指標などの評価を行い計画の見直しをしていますが、その推進会議の中で最も議論に上がる内容は、子育て世代への支援でございます。母子保健事業の充実や保育所、放課後児童クラブに待機児童が出ないように努力を重ねているところでございます。

しかしながら、全国的に言えることですが、現状は死亡数が出生数を上回る自然減により人口が減少する社会構造となっております。仮に出生数が劇的に改善いたしましても、人口構成に変化があらわれるのは20年後、30年後になります。その中で人口を維持しようと思えば、転入者が転出者を上回る社会増しかございませんが、安易なサービス合戦で自治体間で人口の取り合いをいたしても根本的な問題は解決いたしません。人口はまちの活性化を推しはかる大切な指標ではございますが、人をふやすことだけが目的になってはいけないと思います。市外の方が住みたいと思う、今住んでいる方が住んでよかった、住み続けたいと感じてもらえるまちとして、市民の皆様にあえていただける魅力的なまちとしていくことが、その成果が人口減対策につながるよう、これからも皆様方と一緒にまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

次に、動画を使った大竹市の情報発信についてでございます。

情報発信の目的の一つは、先ほども述べましたわがまちプランに掲げるまちづくりの基本目標、大竹を愛する人づくりの実現に沿うものと考えます。本市の施策や魅力を市内外に発信していくことが大竹のファンをふやし、まちの応援団になっていただけることにつ

ながっていくと考えます。

そのために、どのような媒体を用いた発信が有効かということが問われます。近年、動画を使ったまちのPRをよく目にいたします。多くは観光振興や定住促進を狙ったものと思われませんが、中にはユニークな切り口や内容が共感を呼んでいるものもあるようです。動画は視覚に訴えかけてくるものですので容易にメッセージを受け取ることができますが、一方で、多額の費用をかけて作成したものの、平板な内容から受け手が魅力を見出せず、数ある動画の中に埋もれてしまうものもあるようです。

最近では、スマートフォンなどで比較的安価に動画を作成する方法もあるようです。作成には時間と労力を要しますが、例えば市民の皆様のお力で賛同する人を巻き込みながら、手づくりで本市をPRできれば機運の盛り上がりもあり、おもしろい取り組みになるのではないかと思います。大竹市の魅力につながる情報を新聞・放送などの媒体に提供し、紙面や番組で取り上げていただくことも積極的に行えば、影響力も大きく、大竹市を知っていただく有効な手段となります。

議員がおっしゃられましたように、マスメディアという第三者の視点をかりることで、日ごろから見逃していたような新たな魅力を再発見することも期待できます。まずは大竹というまち、自分の住むまちを知ることを第一歩として、そこから人から人へ伝わっていくことで情報は拡散してまいります。大竹を愛する人、大竹のファンをふやしていくため、工夫とアイデア、そして受け手の視点で考えることで、大竹の魅力を発信してまいりたいと思います。

以上で北地議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（細川雅子） 北地議員。

○5番（北地範久） それでは、まず1点目の人口減対策でございますけども、新しい人口推計で年少人口、それと生産年齢人口が比較的高い割合にあるということで、減少スピードも少しやわらかくなったということでした。こういう傾向は大竹市にとっては大変いいことだとは思っていますが、とはいえ、人口については、やっぱり減少しているというのが現状でございます。

住みたい、住んでよかったまちと感ずることを実現するために、1回目に市長のお考えを聞かせていただきましたけども、市民の皆様もよくそういうことは聞かれているということでございますけども、じゃあ具体的に何をやるんだ、どういう事業をするんだということでございます。それに対応する具体的な施策や事業について、どのようなことを重点的にやっていこうと思われているのかお伺いいたします。

そしてまた、総合戦略を策定して3年がたとうとしておりますけども、そのまちのポテンシャルをはかるものに人口、これは大きな評価項目であろうと思いますが、そこに至るまでの設定している目標の推移、中間評価などをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（細川雅子） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 人口減対策として行っている施策と総合戦略の中間評価というところでございます。



人口減少のスピードを緩やかにするために重点的に取り組んでいるのが、市長の答弁にもございました総合戦略に掲げますまち・ひと・しごと、この3分野にわたります39の施策でございます。39個紹介するというのも何ですので、まちとひととしごと、この3分野につきまして、少しずつお答えしたいと思います。

まず、しごとの分野です。働く場所があること、働く場が近いこと、これが定住を考えたときの要素であると考えまして、このしごとの分野では、地域経済を活性化し、安定した雇用創出を実現するというを基本目標といたしました。

施策といたしましては、産業振興の奨励金であるとか、技能者の人材育成に関する支援、こういったもの、また幸せ感に関するアンケートというものがあるんですが、こういったところで評価をいただこうとしております。そういった施策を展開することで、まちに活気がありますかというような項目を聞いております。ほかには、就業者数や市内の事業所で働く人の数、こういったものを指標としております。平成29年度まででは、アンケートのまちには活気があると思う人の声であるとか、あと個人市民税の納税者数、これで就業者数というものはかっておりますが、これにつきましては、年々増加するという結果が出ております。

次に、ひとの分野でございます。子育て支援の充実が、産み育てることへの不安を軽減させる要素であると考えております。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるということを基本目標といたしました。保育所や放課後児童クラブに待機児童が出ないようにすることのほか、妊娠時の健康診査の費用の助成、また不妊治療に対する支援、これを所得に関係なく実施するというをやっております。このほかにもさまざまな子育て支援施策を展開しております。

ひとの分野の基本目標は、ゼロから4歳の人口比率、あと出生数、あとは婚姻関係を理由とする転入者と転出者の差を縮める。これは総合戦略をつくったときに転出される方に簡単なアンケートをとってるんですけど、どういった理由で転出されますかっていうときに、婚姻と書かれた方が結構多かったんですね。そこを縮めていきたいということで、子育て支援施策に力を入れました。

今の状態ですが、出生数というのは全国の傾向と変わらず高齢化が進んでおりますので、残念ながらこれは減少が続いております。ただ、婚姻関係を理由とする転入者と転出者の数、これは上下はしてるんですけど、少しずつ縮まっているという結果が出ております。

最後に、まちの分野になります。誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域を実現するという基本目標、ここには良好な市域の整備であるとか、高齢者に対するいろいろな施策、また地域力の向上ということで、福祉関係、また健康づくり、こういったところでまちづくりに関するさまざまな事業がございます。

指標は、社会増減の均衡、転出者と転入者の均衡、これをゼロにしたいということです。あと、幸せ感に関するアンケートがここにもあります。やはり、うちのまちはいいまちですかというようなほかの項目があるんですけど、そういったところ、健康寿命を延ばすという、この3点を指標としております。

ここはなかなか評価が難しいところで、社会増減の均衡に向けて転出者は少しずつ減っ

てきています。これはいいんですけど、ほかの数値は余りいい結果が出ておりません。先ほども言いましたけど、この分野っていうのは大変広い守備範囲を持っておりまして、それぞれに事業の指標、施策の指標、基本目標の指標ということで、それぞれ指標を設けて実施してるんですけども、ほかのところでも指標を設定するというのは大変難しいんですけど、ここのまちの分野につきましては、設定が特に難しかったなど今感じているところでございます。

以上です。

○副議長（細川雅子） 北地議員。

○5番（北地範久） 人口減対策としての個々の具体的な事業を挙げていただきました。評価も伺いました。今後もこれらの事業の推移をしっかりとチェックしていき、検証させていただきたいと思えます。少しでも早く事業の効果があらわれるように、事業推進のほうをよろしく願いいたします。

都市機能を整備すること、先ほど申し上げた岩国大竹道路の整備や大竹駅の整備、これは人口減対策の都市基盤の整備という関連で一環にもなろうかと思えますけども、以前、一般質問させていただきましたが、入山市政の功績として、小方ヶ丘の開発や大竹のハローワークの前の南栄下白石線の道路整備、市の積年の課題を解決されたことは大いに評価いたしましたところでございますけども、これからの事業でございます。大竹駅の周辺整備事業、これにつきましては、継続費も設定されて、ある程度のルールが敷かれたとは思いますが、今回、たくさんの議員の先生方が質問があるようでございますけども、雨水対策事業でございます。4年前の8月の大雨被害ございましたけども、これを教訓にされたのかどうかわかりませんが、一昨年、仮称ではございますけども、新町白石線概略検討業務が予算化されて、今の排水路の負担を少しでも軽くしようということの中で、バイパス管や道路の検討業務進められているところではあると思えますけども、市としてもいろいろなことを検討して対策を講じようとしているわけですが、市民の皆さんにはなかなかそのことが伝わっていないということが現状でございます。今回の雨で4年前と同じように被害が出て、現場に行きますと、議員や市は何をしているんだというお叱りの言葉ばかりでした。私としては、市のほうでもこのようにいろいろな検討をしていると説明をするんですが、なかなか理解はしてもらえませんでした。

ぜひとも、少なくとも関係自治会とか市民の理解を得るためにも、できる範囲での状況なり検討の概要ですね、こういったことの説明をお願いしたいと思うんですけども、こういうのはいかがでしょうか。これも一つの情報発信だと思うんですけども。

○副議長（細川雅子） 市長。

○市長（入山欣郎） 大竹のまちは、議員の皆様方御承知のように先輩方が、急傾斜地の背後地についてはコンクリートで擁壁をつくるということも九十数%完成し、また砂防堰堤につきましては、もうかなりの部分で堰堤を築かれた。そしてルース台風以降、小瀬川ダムをつくり弥栄ダムまで構築されたということで、今回の大きな大雨につきましても、亡くなられた方がいらっしゃらないという、大変安全なまちを先輩方がつくってくださっているというふうに感じております。

ただ、悲しいことに、そういうことで人命第一に考えたことなので、内水についての対策が非常におくれているというふうに感じております。そういうことで、内水に対していろんなことの手だてをしていこう。毎回毎回土のうを持っていくようなことはやめて、そのことを一步一步解決していこうということで担当者にも指示をし、一步一步進めているところでございます。

今回の新町、本町、白石等についての大きな内水の氾濫につきまして、これは大きな問題だというふうに思います。ただ、議員御承知のとおり、これを解決するには膨大な費用と時間がかかります。大きな計画をつくり、基本といたしましては、大竹小学校・中学校の間から道をつくり、そして、その下に管を入れ込んで新町までつくっていく。それから、一つは新町から小瀬川に出していく。もう一つは、新町からそのまま山陽線、国道を渡って、そして小島雨水調整池まで持っていく。その水路もちゃんと幅、深さを確保するという、大変大きな事業になってまいります。でも、計画もなしにそれは進めるわけにまいりませんので、まず計画段階から進めていく。それから、長時間かかることについても一步一步進めていくということ。前にも何度か申し上げましたが、今まで行政につきましては、30年もかかるような大事業は、ついそのまま置いて後回しにするということが多ございましたが、もう30年かかることなら30分の1でも進めて、30年先には解決するというようなことの一步一步の進めが大切だというふうに思います。そう言いながらも、大変時間的に早くに解決しなきゃいけない大きな課題でございますので、前に向かって懸命にやっけてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（細川雅子） 北地議員。

○5番（北地範久） ありがとうございます。一応、積極的な回答と理解しておきますので。先ほども申しましたように、市民の皆様の情報発信、このあたりも担当部署のほうでよろしくお願ひしたいと思います。市民に情報を伝えることは大事なことだと思います。そのことが市民とまた距離が近くなり、市民自治にもつながるのではないかとこのように思っております。情報発信、大切なことだと思いますので、情報発信ということで、次の質問に入ります。

私は、情報発信を動画でという提案をいたしました。情報発信といっても、きょうびいろいろな方法があつて、フェイスブック、これは市でも取り組んでいるもんだと思いますけども、あるいはSNSとかインスタとか、私にとっては聞きなれない言葉ばかりなんですけども、こういったものがたくさんあるようでございます。こういったことを担当のほうにお伺いしますと、いろんなことで検討はされているということはよくわかりました。また、市でできない部分は、市民に協力をお願いするということも考えられているようでございます。多角的な視野でぜひ検討いただいて、大竹のファンをふやして、大竹を愛する人づくり、これから大竹の情報発信をよろしくお願ひいたします。

これは数日前に得た情報なんで、もし、きょう間に合えばと思ったんですけども、埼玉県三芳町というところですかね、ここにおもしろい広報がありまして、写真なんですけども、それにスマートフォンをかざせば、それが動画に変わるというようなことでございます。きょう、早速依頼して送ってもらうように手配はしてるんですが、間に合いませんでした

ので紹介できませんので申しわけありません。また広報が来たら担当の部署にもお届けしたいと思いますけども、ARというんですか、これ。拡張現実ということでございますけども、そういうのがあるそうでございます。答弁の中で、動画には大変お金がかかるということでございましたけども、これは大規模な動画を想定されて言われたことだろうと思いますけども、三芳町の広報は、ARを制作するのに全て職員がやっているということで、動画にかかる予算はゼロ円ということで安く上げているみたいなんですけども、こういうところもあるということを紹介して質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（細川雅子） 一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。  
なお、再開は3時を予定いたします。よろしくをお願いします。

~~~~~○~~~~~

14時47分 休憩

15時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

続いて、6番、西村一啓議員。

〔6番 西村一啓議員 登壇〕

○6番（西村一啓） 6番、大竹新公会、西村一啓です。質問に先立ちまして、広島県内において、去る7月6日から7日未明にかけて猛烈な雨に襲われて、土砂災害等で亡くなられた方の御冥福と御家族にお悔やみを申し上げますとともに、土砂災害、集中豪雨等で被災された方に心からお見舞いを申し上げます。

私は、このたびの質問で、市域における安全、安心して暮らせるまちづくり、特に高齢者、中山間地における人たちの安全な暮らしについてお伺いいたします。

1つ目には、防災力を高める計画や過去の検証資料等、あるいは防災訓練等が実施されてきたのか。また、そういうものがあるのかをお尋ねします。

2つ目におきましては、災害時の情報伝達や各地域自治体との連絡システムの構築がされているのか。また、これから計画をいくのかということについてお尋ねをいたします。

3つ目ではございますが、中山間地域に設置されているダムの安全管理や運用等について情報システムができてきているのか。あれば、そういうことの御説明を求めたいと思います。

特にこのたび、午前中、午後におきまして、先輩議員、同僚議員からも同じような質問がされてることにつきましては、重複した点、おわびをいたしたいと思います。

それでは初めに、大竹市内で中山間地域、川手地域、沿岸地域のそれぞれの地区で、床下浸水を初め河川崩落、土地崩落箇所も発生いたしました。被災に遭われた市民の方からも4年前の8月6日に、市内で同様な豪雨水害被害が発生して被害を受けていると報告を受けてまいりました。豪雨災害はいつどこで起きるかわからない。つまり、誰もが被災者になり得るということが考えられます中で、豪雨や地震等の災害は食いとめられないが、いかに被害を少なくするか、本市の防衛力を高めることが私はまず第一に必要と思います。

既に大竹市では土砂浸水ハザードマップを作成し、市民に配布されております。また、

本市の災害対策本部運営マニュアルも作成しているとお聞きしております。災害発生時にどこに避難するか、避難場所はどこかと指定しておくような避難情報カードも、先日、市内の住民に宛てて郵送されてまいりました。いろんな面で市民の安全について、行政側は準備されていると思います。しかしながら、配布されたこういう資料のみでは、いざとなったときに活用は十分生かされているのか。また、過去の災害を検証した資料があるのかということにつきましてもお尋ねいたしたいと思います。

避難勧告等の判断や伝達マニュアル等の資料に基づく避難訓練等の勉強は、十分に各地域で、自治体の中でされているのか。そうしたソフトの面からも本市のお考えをお尋ねするところでございます。

続いて、豪雨災害が発生したときのサイレンによる情報伝達が、以前から聞きづらいつ指摘されています。幾ら迅速に情報発信しても、届かなくては効果はありません。こうした問題への対応は、一方的に通知、連絡する従来の行政からの広報だけでなく、最近では老若男女、スマホやタブレットも持っています。あるいはまた、防災無線もあります。そして、ラジオ等も活用して、いろいろな面で行政と住民の双方向での連絡システムは構築できないか。また、庁舎内のパソコンへの直接入力、運用上システムの上では外部とつながってウイルス汚染にかかる問題もあると考えられますのでできないけど、大竹市と市民専用のパソコンを設置することで、常にアトランダムな情報伝達が活用できること、市内各地域からの連絡もスムーズにできると考えられます。

先般、7月7日の早朝、被災をされた地域に行きました。これは私ごとで恐縮ですが、市の職員が見に来ないと、御立腹なことをいっぱい言われました。しかしながら、危険を冒してまで現場に出向く職員の立場も考えてくださいとおっしゃいました。今日のようなITの機械が普及した中、もっと現場に行かなくてもスムーズに情報伝達ができる、そうしたことを行政のほうでさらに研究する必要があるのではないかと思います。こうしたハードの面の充実について、本市の計画や予定があるのかお尋ねをいたします。

終わりになりますが、地域住民が安全安心に暮らせる環境について、特に中山間地域、川手地域の住民にとりましては、先ほどから先輩・同僚議員も申し上げましたダムの放水問題、いろんな面が言われてまいりました。渡ノ瀬ダム、小瀬川ダム、弥栄ダムの3基の安全性や平常はもとより、集中豪雨時のダム湖に流入する水量や放水される流出水量について、不安を持つ住民の方は多くいらっしゃいます。以前から中国電力、渡ノ瀬ダムの洪水調整についても、最近、渡ノ瀬ダムは、出水期にあらかじめ水位を下げて増水に備えているとお聞きはしています。現在もその対応をされているのか。また、放水される場合の情報連絡は、どこが把握して、どのように連絡をしているのか。さらには、ダム湖に堆積する土砂等の取り除きについて、どのように取り組んでいるのかをお尋ねいたします。

以上、3点につきまして、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民の皆様に、豪雨や台風にどのように備え、いかにして情報を入手

していただくか。近年は過去の災害等を踏まえて発信内容が改善されており、より詳細な情報が得られるようにはなりましたが、反面、大変複雑にもなっておりました。特に御高齢の皆様方にとりましては、いつ、どのような行動をとればよいのか判断ができにくいといった側面もあり、確実にわかりやすい、皆様にお伝えしていく情報が必要だというふうに強く感じています。また、地域の中で支援が必要な方をサポートし、実際に行動が起こせるように支えていただくことが、いざというときに命を守ることにつながるものと思っております。

こうした方々に、今回、豪雨に際しまして、現地にきめ細かく足を運ばれ、直接にいろんな情報を収集されて、その方々に目を向けられて御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、西村議員の市域の安全、安心して暮らせるまちづくりについての御質問にお答えいたします。

まず、地域の防災力を高めるための取り組みでございます。

今年度も各自治会により、防災講習会や避難訓練等が実施されています。その際には、市の防災担当者が出向き、災害が起きたときにどう行動するかなどの情報を提供しております。また、自主防災組織が設置されていない地域には、その設置に向け、必要性を繰り返し啓発しなければならないと考えています。

先般、避難情報確認カードを市内全世帯に配付しました。こうした災害発生時の避難場所の確認や情報の確認方法等について認識していただく手法も順次取り入れ、さらなる住民への周知に努めてまいります。また、過去に起こった災害のさまざまな検証結果についてもお知らせし、防災及び減災活動の啓発を行ってまいりたいと考えています。今年度から育成に取り組んでいる地域防災リーダーの方々とともに、地域の防災力向上を目指したいと考えています。

次に、災害時の情報伝達と連絡システム構築についてでございます。

現在、本市では、災害時の情報発信手段として防災行政無線、防災メールサービス、市のホームページ、防災行政無線の内容が聞き取れるテレフォンサービスがございます。そのほかに、国の全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートがあります。このJアラートは、地震や津波、大雨特別警報等、住民の生命に危険が及ぶような緊急かつ重大な状況が迫っているときに、市町村等を介さず、国から直接情報を伝えるシステムで、市内全域の携帯電話や防災無線に緊急通知が自動発信されるものでございます。

しかし、大雨が降っているときには、住民は窓を閉め、室内にすることが多く、防災無線の内容が聞き取りにくいことは容易に想像でき、情報を得るための手段が複数あるということが重要でございます。防災無線の内容は、防災メールやテレフォンサービスを利用して確認することができますし、テレビやラジオをつけ、気象情報等を常に気にかけておいただければ、大竹市に避難情報が出された場合や避難所の開設などの情報は、メディアを通じて確認することができます。

また、議員から御提案のありました双方向での連絡システムの構築についてですが、他市の中には、SNSを利用した情報手段を構築しているところもあるようでございます。

これらの活用が本市でも可能かどうか検討してみたいと考えています。

最後に、中山間地域のダムの安全管理等についてでございます。

山本議員への答弁と重なる部分もございますが、渡ノ瀬ダムは中国電力が電力を供給するために建造した利水ダムであり、洪水時の治水機能は持ち合わせておりません。このため原則では、流入した水量をそのまま放流する操作を行うと伺っています。しかし、下流の玖島川流域では河川流量増大の影響を受けやすいため、市の災害対策本部では早期避難の誘導判断を行う必要があることから、ダムが洪水調整を行う基準に達した場合には、中国電力から毎時間ごとに流入量、放流量の情報提供を受けているところでございます。

また、ダム湖の堆積物の除去等についてですが、中国電力に確認したところ、ここ3年間はダム湖底に堆積した土砂等を、毎年1,000立方メートルしゅんせつしているとのことでございます。

以上で西村議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 西村議員。

○6番（西村一啓） 御答弁ありがとうございました。3点の答弁に対して、もう一度御質問をいたします。

1番目の防災力でございますが、何はさておき、災害時は逃げるが勝ちと昔から言われております。東北地区においては、逃げたために津波から逃れたという事例がたくさんあります。

こうした中で本市では、避難について、このたび8月4日、5日におきまして2日間、地域防災リーダーの養成があつて、市内の各自治会からも参加をいただきました。残念ながら受講者は専門職を含めて26名、当日受講された方は、免除の人を除けば21名と。市内に77の自治会がありながら、本来ならば1名ずつ来ても77名が防災リーダーになり得るチャンスです。そしてまた、これらが持ち帰り、さらに1人、2人あれば、すぐ200人、300人の防災リーダーができます。たとえ少子高齢化の時代とはいえ、2万7,000人しかいない住民とはいえども、栗谷地区8カ所、松ヶ原も含め、また川手地区も入れて13地区の住民の総数に対する、そうした防災リーダーという数が足りないということは目に見えるところでございます。改めて担当の職員の努力に報いるべき、そうしたものを養成することが、ハードでなしにソフトの面での大事なことではないかと思えます。

この点が1点と、そしてもう一つは、地域によっては地域の民生委員、児童委員の方の協力はもちろんのこと、自治会役員、老人会役員、PTA役員の皆様と連携して対応する必要があります。特に高齢者、足腰の悪い、また車に乗れない、そうした高齢者の方に、市内の今の沿岸地域におきましては、自分の子供、あるいは近所の人の車で、市内の市の指定の避難場所に逃げます。しかしながら、中山間地におけるところは、あの曲がりくねった道、また河川の増水等によりまして、本来、市が指定している避難場所に出向いていくことは非常に困難なことも予測されます。

そうした面で避難場所の改めての指定と、そして先般、議会報告会でも言われました。避難場所にどれぐらいの飲料水、食べ物、毛布等が準備されているのかと言われました。回答では4桁程度の数字でございましたが、全員が逃げていっても入るとこはありません

が、ただ、そうしたことを含めて、いま一度、このたびの大きな災害を目にして、大竹市としては再度改めて、こういう対策についてお考えがあるかをお尋ねいたします。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） それでは、防災力の向上、あとは避難場所等の新たな指定等についての御質問でございます。

まず、防災力の向上についてですが、各自治会等でも避難訓練等をされておりますし、防災講習等もされております。そういったところに職員を派遣しまして、防災についての講話をさせていただいたり、訓練のお手伝いをさせていただいたりしております。

また、広島県では、防災士または防災コーディネーター、こういった方がいらっしゃいますので、そういった方をお呼びしまして防災についての勉強会、こういったものも実施しているところでございます。

また、今、議員がおっしゃられたとおり、いかに被害を少なくするため防災力を高めていくかというところで、防災リーダーのことが御紹介されました。これは今年度、地域防災リーダーという形で、これを育成していくという事業を始めたばかりでございまして、防災リーダーに立候補された方、また、私ども市のほうで今から育成するっていうことも、手探りな状態で始めたものでございますから、現在25名の方が防災リーダーとして、認定をしているという状況でございますが、来年度もさらに防災リーダーを募りまして、このリーダーのネットワーク、こういったものもさらに大きなネットワークとしてつなげていきたいと今考えているところでございます。

続いて、高齢者等の避難でございますが、避難場所の新たな指定、特に中山間地域での避難が難しいというところでございます。ただ、市が指定しております避難場所っていうのは、あくまでも職員がそこに行って、ある程度対応が可能であるという避難場所でございます。

先般、栗谷のほうの自治会長さんとお話をする機会がございまして、これは後原地区になるんですが、栗谷では玖島川が昔から氾濫をしているということで、そういったときには、お年寄りについては、市が指定している避難場所に行くには危険が伴っている。じゃあどうしたらいいかということで、地域で民間のおうちを避難場所として指定して、高台にある避難場所、そこのおうちに班をつくって避難をするところを指定している、こういったことも地域でつくる避難場所っていうことになりまして、地域の皆さんが生命を守るための行動ということになりますので、こういった部分もあわせて、地域の方とお話をさせていただきながら、どこが適切な避難場所か、また災害によっても避難場所変わってきます。こういったことを防災の勉強とともに周知をさせていただきたいと思っております。

もう1点、避難場所や避難時の必要な物資等についての検討でございます。

現在、避難場所の適切な運営ができるように検討をしている段階ではございますが、必要物資等についてなんですが、市の総合市民会館や大竹会館等大きな避難場所については、備蓄食糧や毛布を保管しております。ただ、これは全市民に対して必要数があるものではございませんので、これは全国的にも啓発されている内容と同じにはなるんですが、平時より個々での非常持ち出し品の備蓄、こういったものをしっかり備えていただけるような



情報発信、こういったことをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 西村議員。

○6番（西村一啓） ありがとうございます。もう一度お尋ねしますが、今、お話しされたソフトの面は、やはり行政がそういう避難場所とか、あるいは備蓄等は準備してます、何をしてますというか、これを地域住民にほんとにスムーズに知らしめているのか。あるいはまた1年を通じて、各地域、自治会で防災訓練を春秋2回か、あるいは夏を含めて3回ぐらいやられて、皆さんに徹底的に知らしめる、こういう防災力。要するに、災害を減災するという、そういうソフトの面の充実がまだまだ必要ではないかと思えます。こうした件について、本市もまたこれに取り組んでもらいたいと思えます。

それから、ソフトでなしにハードの面では、先ほども申し上げましたように、市民からの情報を双方向で受ける、パソコンとかそういうものの表示化ということですが、先ほど市長の答弁にありますように、先般、こういうのが配られてまいりました。非常にいいことなんです。できればメールアドレスか何か載るとれば、まだまだ活用方法ある。ただ、皆さんに現地行ってお話をしたときに、自分らはメールができないとか、何ができないとか言います。言うけど、スマホを持つとるお年寄りも多いんですよ。今ごろは簡単スマホというのがあるんですよ。家族との連絡、個人個人の一人での生活に対する安全確保のためのそうしたハードの面を大いに活用するためにも、やはり住民にはこういうことが私は行政サービスの一つだと思っております。あわせて、今回、床下浸水にかかわられた一部の方ではございますが、ここに家を建てるんじゃないかという愚痴を言われました。それは、建てる時に建築確認行かれたときに、皆さん同じレベルで建ててます。ここは本来は浸水ハザードマップに沿って50センチはかさ上げして建ててくださいよという、これはお金も何にもかかりません、行政には。ただ、建てられる方の建築費用がかさむかもわかりません。だけど、こうした行政サービスがよりよいまちづくり、安心して暮らせるまちづくりになるのではないかと私は思います。そうした点につきまして、行政サイドでいまず、一度、取り組みができるのか、されるのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） 地域住民に対しての訓練等の実施、または自治会等で訓練を実施するというところでございます。

なかなか自治会で訓練を実施していただくっていうことで考えますと、マンパワーは非常に必要な部分も出てきます。年に何回もやるということになると、なかなか難しい部分もあろうかとは思いますが、また、自治会からの自主的な訓練でお手伝いするっていうことは可能なんです、市のほうから市民自治の中でこうしたほうがいって主導していくっていうことは難しいのかなと考えておるんですが、そういった中でいろいろな情報提供であり、効率的な訓練の運営方法、こういったことのレクチャー、こういったのは市のほうから行うことも可能となっております。今年度につきましては、この秋に晴海臨海公園で県が実施します県の総合防災訓練、これは大規模な訓練ですが、こういったことも行われますので、今から住民の方にしっかり周知をして、実際に目で見ていただきたいというこ

とを考えております。

あと、先ほど市長からも答弁がございました、いろいろな情報の発信、こういった方法でございます。

昨今では、そういった情報、ITを使っていろいろなことが行われております。非常に進歩の速度も速いということで、市で何ができるのかというところは、これから研究をさせていただきたいと思っております。

先ほど御紹介のあったように、SNSを使って住民からの情報提供、市からの情報提供、こういったことを災害時に実際にできるのかできなのか、こういったことも含めて、もうしばらくお時間をいただいて検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 西村議員。

○6番（西村一啓） ありがとうございます。余分ではございますが、先般の呉市周辺での災害には、既にドローンを投入して現地の調査等を行っております。これ、人手がかかりません。そうしたハードの面も、大竹市は幸いにして人的被害がありませんので、マスクにも取り上げられていません。しかしながら、床下浸水とか河川崩落、田んぼの水のオーバーして被災された、泥が入ったとかというようなことも結構あるんですが、そうした面をこれからも検証して、そしてより取り組んで、職員の皆さんは自信を持って取り組んでもらいたいと、これをお願いいたします。

最後になりましたけど、ダムの問題について、最後の御質問をいたします。

ダムが、先輩議員も言いましたように、渡ノ瀬ダム、小瀬川ダム、それから弥栄ダムと3つあります。一級河川で3つのダムを抱えておるのは全国でも珍しいし、そしてまた、弥栄ダムは全国でもアーチ式で4番目に貯水量を誇る、ほんとに優秀なダムであります。こうしたものを控えている我々大竹市民にとっては、水の問題には余り関心がなくても水が飲めます。しかしながら、沿川、特に河川流域で住まわれる住民の方、栗谷地区でいきますと広原、奥谷尻、後原、小栗林、大栗林とずっとこう来まして、前飯谷、後飯谷、それから安条、それから比作、穂仁原、防鹿、木野に至るまでですが、河川流域に住んどの人は非常に不安なんです。一部の人には、既にダムが建設されるときから河川の放流水については、サイレンを設置してます、安全のためにも安全を期してやっておりますとは言われますが、もう既に渡ノ瀬ダムは昭和31年、もう60年から経過しております。その当初、地域の人と交わしたような話は、今の人がほんとに受けているのかという不安もあります。これを行政のほうで地域住民に説明する、あるいは通知する、知らせる、これが私は行政サービスの一つではないかと思っております。

あえてどうこういうわけじゃないんですが、ダムはほんとに大丈夫かという不安をお年寄りには持っております。この不安を取り除くこそ、中山間地で住む高齢者が安全で安心して住めるまちづくりではないかと思っております。いろんな問題もあると思っておりますが、そうした点、いま一度御答弁をお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） ダムの安全性ということでございます。

多くは、先ほど議員がおっしゃられましたように、中山間地域、渡ノ瀬ダムに伴います玖島川、またその流域にある栗谷地区ということになるかと思えます。ダムの安全性ということになると、当然管理をされている中国電力で万全な体制を整えていらっしゃるというふうにはおります。そういった情報については、前回も答弁いたしました3ダム会議や減災対策協議会等において情報共有をし、市民も情報提供いただいているというところでございます。

この放流通知については、洪水時等については、中国電力から毎時間どういった操作をしているのか、どういった放流をしているのか、こういったことを市のほうに通知していただきまして、その通知内容について、栗谷の自治会等に情報提供するという仕組みになっております。

地域住民に知らせる方法ということになるんですが、栗谷地区でいいますと、渡ノ瀬ダムが設置しております放流サイレン、あと市が設置しております防災無線、こういったものでサイレンを吹鳴し知らせるという方法と、あとは中国電力が放流際には広報車を出しまして、河川にいたるところの避難指示、こういったものを広報で車を上流から下流に流しているというところで、また市のほうでは、先ほど言ったメールや防災無線、あとはテレフオンサービス等で情報をとっていただくということになっておりますので、そういったことを総合して地域の方に情報提供をさせていただきたいと考えております。

○議長（児玉朋也） 西村議員。

○6番（西村一啓） ありがとうございます。それでは、いろいろ御質問しまして、これからは自信を持って取り組んでいきたいことをお願いし、災害はほんとに忘れたころにやってきます。ぜひとも災害のないまち、ましてや大竹市の場合は、沿岸地域は、まず皆さんの言葉に、低床地の床下浸水が一部ありますが、浸水はあるけど土砂崩れはないというような認識を持った方もたくさんいらっしゃいます。市が出しております防災の中で、レッドライン、イエローライン、そういう土砂災害地、また浸水地域と、もっともっと住民にわかりやすい簡単な通知を考えていただくことをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） この際、お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、9月7日の本会議に一般質問を継続したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって一般質問は9月7日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、そ

の他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。明日、9月7日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

15時36分 延会

(30. 9. 6)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月6日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会副議長 細 川 雅 子

大竹市議会議員 藤 井 馨

大竹市議会議員 山 崎 年 一

平成30年9月  
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

平成30年9月7日10時開会

| 日 程 | 議案番号       | 件 名                                           | 付 記             |
|-----|------------|-----------------------------------------------|-----------------|
| 第 1 |            | 会議録署名議員の指名                                    |                 |
| 第 2 |            | 一般質問                                          |                 |
| 第 3 | 報告第 5号     | 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）                    | 報 告             |
| 第 4 | 認 第 2号     | 平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について                   | 生活環境付託<br>(一 括) |
| 第 5 | 議案第51号     | 平成29年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について              |                 |
| 第 6 | 議案第52号     | 平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について           |                 |
| 第 7 | 議案第46号     | 公平委員会委員の選任の同意について                             | 即 決             |
| 第 8 | 議案第47号     | 大竹市税条例等の一部改正について                              | 生活環境付託          |
| 第 9 | 議案第48号     | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について       | 生活環境付託<br>(一 括) |
| 第10 | 議案第49号     | 大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正について        |                 |
| 第11 | 議案第50号     | 宮島競艇施行組合規約の変更について                             | 総務文教付託          |
| 第12 | 議案第53号     | 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）                        | 総務文教付託<br>(一 括) |
| 第13 | 議案第54号     | 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                  |                 |
| 第14 | 平成30年陳情第3号 | 「生涯現役社会を実現する」シルバー人材センターの決意と支援の陳情              | 生活環境付託          |
| 第15 | 平成30年請願第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について                       | 総務文教付託          |
| 第16 | 平成30年請願第2号 | 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について | 総務文教付託          |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第5号（報告）
- 日程第 4 認第2号から日程第6 議案第52号（説明・付託）
- 日程第 7 議案第46号（説明・表決）

- 日程第 8 議案第 47 号 (説明・付託)
- 日程第 9 議案第 48 号から日程第 10 議案第 49 号 (説明・付託)
- 日程第 11 議案第 50 号 (説明・付託)
- 日程第 12 議案第 53 号から日程第 13 議案第 54 号 (説明・付託)
- 日程第 14 平成 30 年陳情第 3 号 (付託)
- 日程第 15 平成 30 年請願第 1 号 (付託)
- 日程第 16 平成 30 年請願第 2 号 (付託)

○出席議員 (15 人)

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 児 玉 朋 也 | 2 番  | 小田上 尚 典 |
| 3 番  | 末 広 和 基 | 4 番  | 賀 屋 幸 治 |
| 5 番  | 北 地 範 久 | 6 番  | 西 村 一 啓 |
| 7 番  | 和 田 芳 弘 | 8 番  | 大 井 涉   |
| 9 番  | 網 谷 芳 孝 | 10 番 | 藤 井 馨   |
| 11 番 | 山 崎 年 一 | 12 番 | 細 川 雅 子 |
| 13 番 | 寺 岡 公 章 | 14 番 | 田 中 実 穂 |
| 15 番 | 山 本 孝 三 |      |         |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

|                   |   |         |
|-------------------|---|---------|
| 市                 | 長 | 入 山 欣 郎 |
| 副 市               | 長 | 太 田 勲 男 |
| 教 育               | 長 | 大 石 泰   |
| 総 務 部             | 長 | 吉 岡 和 範 |
| 市 民 生 活 部         | 長 | 香 川 晶 則 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     |   | 米 中 和 成 |
| 建 設 部             | 長 | 坪 浦 伸 泰 |
| 上 下 水 道 局         | 長 | 高 津 浩 二 |
| 消 防               | 長 | 橋 村 哲 也 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 |   | 中 村 一 誠 |
| 総 務 課 危 機 管 理 監   |   | 吉 村 隆 宏 |
| 企 画 財 政 課 長       |   | 三 原 尚 美 |
| 監 理 課 長           |   | 豊 原 学   |
| 土 木 課 長           |   | 古 賀 正 則 |
| 上下水道局業務課長         |   | 北 林 繁 喜 |
| 上下水道局工務課長         |   | 中 司 和 彦 |
| 総 務 学 事 課 長       |   | 真 鍋 和 聰 |
| 生 涯 学 習 課 長       |   | 柿 本 剛   |
| 監 査 委 員           |   | 薬師寺 基 夫 |
| 監 査 事 務 局 長       |   | 田 中 宏 幸 |

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

中 曾 一 夫  
加 藤 豪



10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において13番、寺岡公章議員、14番、田中実穂議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（児玉朋也） 日程第2、一般質問を行います。

9月6日の一般質問を継続いたします。

12番、細川雅子議員。

[12番 細川雅子議員 登壇]

○12番（細川雅子） 12番、大竹新公会の細川雅子でございます。どうぞよろしくお願いたします。

北海道で、きのうの未明に起きた大地震で亡くなられた方々及び被災された皆様に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。大自然の力の前に我々人間の非力さを思い知らされる思いでございますが、きのう、きょうと災害関連の一般質問が続いております。執行部におかれましては、7月水害対策の総括をしっかりと、災害に強いまちを市民とともにつくっていただきたいとお願いいたします。

質問に入ります。このたびの質問は、第6次大竹市総合計画についての考え方と市長の政治姿勢である市民を大切にの具体的な方法として、市民のお声を聞くことと行政の情報開示のあり方についてお尋ねいたします。

わがまちプラン第5次大竹市総合計画は、平成23年から平成32年の10年間を計画期間として策定されました。最終年度まであと2年半余り、そろそろ次の計画が視野に入る時期です。総合計画の策定は、昭和44年の地方自治法改正により、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならぬと定められました。

本市が初めての総合計画、基本構想を策定したのが昭和50年で、現在は第5次大竹市総合計画を定めて行政運営をしております。しかし、地方自治法の義務規定は、平成23年施行の地方自治法の一部を改正する法律において削除され、総合計画の策定は地方自治体の判断に委ねられることになりました。現在では、条例を根拠として、総合計画、基本構想、基本計画を策定している市もふえておりますが、本市はそのような条例を持ちません。総合計画に対しては、批判的な御意見を聞くこともあります。その1つが、総合計画は総花的であり、施策や事業の優先順位が明確でない、毎年の予算の反映など財源の裏づけがないというものです。

さらに、市長の任期は4年間なのに、それ以上の長期にわたる総合計画をつくるのが次の市長の政策の自由度を奪うのではないかといった疑問の声、また最近の計画行政では、都市計画マスタープランを初め、まち・ひと・しごと創生総合戦略初め、個別計画としての福祉計画、子ども・子育て関連の計画、道路や橋梁の長寿命化計画など、さまざまな計画を立てて運営することが半ば義務づけられていて、わざわざ総合計画をつくらなくても個別計画を横につなげることで事足りるのではないかとも思われます。

市長は、次の総合計画を策定するのかしないのか、どのようにお考えでしょうか。いずれにしろ今後の行政運営において、どのような手法とプロセスで今後の計画行政を進められるおつもりか、お尋ねいたします。

次に、市長が1期目から変わらず政治姿勢としている市民を大切にについてお尋ねいたします。

私は、市長の言われる市民を大切にの意味は、市民を一時的なサービスの受け手として、親が子を守るように大切にすることではなくて、一緒にまちづくりをするパートナーとして、市民を尊重するという意味だと思っております。

きのうの一般質問において同僚議員から、災害時であれ、まちづくりであれ、市行政だけや市民だけ、片方だけの頑張りに偏ってはうまくいかないとの議論がございました。情報の発信者と受信者の関係性について考えさせられる一般質問でした。一方が頑張っただけで情報発信をしたつもりでも、受信する側と周波数が合わなければ情報は届きません。市と市民のどちらが発信者、受信者でも同じことが起きるでしょう。

2つ目の質問では、当たり前なのに意外とできていない情報の送受信について触れさせていただきます。

最初に、市民の声を聞く仕組みについてお尋ねいたします。

民主主義の制度で主権者である国民には、官公署に請願をする権利があります。これは憲法16条に明確に書かれておりますし、請願法という法律にも請願は文書で出すこと、請願を受理したら誠実に処理しなければならないと明記されております。当たり前のことですが、市民が請願を出す相手は議会だけではないのです。最近では、教育委員会でも会議規則などで請願の取扱規定を定めている市町もふえているようです。そのところをまず確認させていただいてから、きょうは用意させていただいた資料を見ながら質問を進めます。

資料の市町のホームページより抜粋の一番左側をごらんください。

市へのメールや提言は、市のホームページのトップページである「ご利用ください」のコーナーから入ってメールを送る仕組みになっております。そして、市への問い合わせや提言は、メールでなくても電話や手紙でも受け付けていただけますが、いつでもどこでも手軽に送れるという点では、インターネットのメールという方法は他の方法よりもすぐれています。

資料の一番上の表は、平成19年度から平成29年度のメールで寄せられた数の集計です。この10年間を見ると、市政への提言と市へのメールの数を合わせますと、大体100件から160件程度の間で推移しております。スマートフォンなどの普及がふえているのにこの数

字はいかがなものかとは思いますが、毎年一定数のメールがあるということは、定着しているとも考えられます。この数字の分析については、別の機会に譲りたいと思います。

次に、市民からの問い合わせの窓口について、他市と比較してみました。資料では、廿日市市と呉市を紹介いたしました。どちらもトップページです。2つの市と比べて、どのような印象を持たれるでしょうか。大竹市の「ご利用ください」という表現と、廿日市、呉市の「声を聞かせてください」、この表現だけでも受ける印象は随分違います。

次に、いただいた意見のその後ですが、他市では、10日とか14日程度で返信することを明記しております。一番下に横浜市の例を紹介しましたが、横浜市はいただいた意見を公表しています。廿日市市、呉市は、「よくある質問」として紹介しているようです。こうすることで、市にとっては同じような質問が繰り返し来ることを避けることができます。また、似たような意見が多いときは、まとまった政策提言として施策に反映しやすくなるでしょう。市民の声の取扱規程について全庁的に整理して、市民の声の見える化に取り組んでいただきたいと思います。

教育委員会について、少し触れさせていただきます。

先ほど、請願の取扱規程を定めている市もふえてると紹介させていただきました。県内では呉市、竹原市、廿日市市、江田島市などがつくっているようです。現在、教育委員会に対して、請願の取扱規程を設けていただきたいという趣旨の要望も出ていと聞きました。規程をつくらない理由は思い当たらないのですが、どのようにお考えでしょうか。

次に、情報の開示について触れます。

市民参加による公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的につくられた本市の情報公開条例を参考に話を進めます。

情報の開示が定められている行政機関はどこでしょうか。情報公開条例第2条で公開の対象となる実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価委員会、公営企業管理者、消防庁、議会、土地開発公社となっております。同じく条例第3条では、実施機関の責務として、原則公開の理念に基づく運用が定められております。この理念に基づいて、行政機関は会議の議事録や作成した計画などを市役所の情報公開コーナーとか市のホームページにおいて開示をしております。ですが、文書の出し方が機関によってさまざまでわかりにくいのです。よく言えば個性豊かです。それぞれの機関によって事情はありまじょうが、もう少し利用する側の立場で使いやすくないでしょうか。3点ほど指摘させていただきます。

1点目は、会議などの日程のお知らせについてです。

開催日や議案などは、市民が容易に見られるような方法でお知らせしていただきたいです。市議会では、議会の開催日、日程など、事前にホームページや市議会だよりを使ってお知らせをしております。教育委員会ほか行政委員会ではどのようにお知らせしているのでしょうか。

2点目、議事録の作成についてです。

議事録の作成について規程を設けている行政委員会もあるようですが、開示されている議事録を読ませていただくと様式はさまざまです。議事録は発言者名入りで、原則全文を

掲載していただきたいです。

3点目、議事録の開示場所についてです。

市役所2階に情報公開コーナーがありますが、行政委員会の議事録関係で見つけられたのは教育委員会だけでした。また、市のホームページからは、農業委員会の議事録にしかたどり着くことができませんでした。行政委員会それぞれのお考えはあるでしょうが、同じ大竹市の行政委員会なのに、この違いはいかなものかと思えます。情報を求めるほうの立場に立って整理していただけないでしょうか。開示方法を標準化すると職員にとっても仕事がしやすくなると思えます。市長、教育長はどのようにお考えでしょうか。

以上、第6次大竹市総合計画策定についての考え方と市民を大切にの政治姿勢のあらわれとしての情報の開示と市民の思いを受けとめる体制づくりについて、壇上での質問は以上といたします。よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議員がおっしゃられますように、第5次大竹市総合計画の終期が近づいてまいりました。平成20年度に策定に着手いたしましたので、改めて時の流れの早さを感じております。この職につかせていただきまして初めて策定する総合計画でありましたので、多くの市民、議員の皆様方にかかわっていただき、皆さんで策定した計画でございました。私自身にとりましても、ひときわ思い入れの強い計画でございます。わがまちプランという愛称も大変気に入っております。次期総合計画につきましても多くの皆様方が将来に希望や明るい未来を描けるものとなるように工夫しながら、皆さんのお力をいただきながら取り組んでまいりたいと思っております。御質問いただきまして、ありがとうございます。

それでは、細川議員の御質問にお答えいたします。なお、広聴対応と情報開示についての教育委員会に関する内容は、後ほど教育長が答弁いたします。

まず、1点目の第6次大竹市総合計画についての御質問にお答えいたします。

第5次大竹市総合計画わがまちプランは、まちづくりの基本的な理念や目標、方針などを定める基本構想、その具体的な施策を示す基本計画、さらにその具体的な事業を示す実施計画の3層の計画で構成されています。

わがまちプラン策定時には、基本構想は市町村に策定が義務づけられていました。しかし、地方自治法の改正により、現在は基本構想の策定についての規定はなくなっています。このため、次期総合計画につきましては、基本構想の策定の是非だけでなく、計画のあり方をどのようにするかということから、市で独自に検討し、判断することが必要となりました。策定義務がなくなったとはいえ、これまで本市の将来像を明確にし、まちづくりの指針として、また、行政運営の指針として、総合計画を活用してまいりました。中・長期的な展望に立ち、計画的・効率的な行政運営を行うためには、全ての計画の最上位計画となるものが必要と考えております。なお、わがまちプランと同じ目的を持ち、後期基本計画と並行して作業を進めました大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、わがまちプランよりも1年早い平成31年度までの計画でございます。総合計画と総合戦略は密接に連動

していますが、北地議員にお答えしたように、総合戦略は毎年度、見直しをしながら改定を行う計画です。このことを想定し、次期総合計画と総合戦略をどうすみ分け、連動させていくのかも考える必要があると思っております。

次期総合計画の策定に当たっては、わがまちプランと同様に、大竹市のことを大切に思ってくださいしている方の思いを結集したいと考えております。具体的な手法はこれからになりますが、市民の皆様の意識調査や市民提言の募集、ワークショップなどにより、多くの方々に大竹市の将来像を描いていただき、その意見を参考にし、反映した計画となるよう努めてまいりたいと思っております。

本年12月定例会には、策定の方針案の説明と補正予算の提案をしたいと考えています。その後は、庁内組織として策定本部を設置し、全職員の総力を結集して策定作業を進める予定でございます。まずは、わがまちプランの評価から入り、継続すべきものはつなぎ、見直すべきものは見直しながら、議員の皆様、市民の皆様とともに次期総合計画をつくり上げていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

続いて、2点目の広聴対応と情報開示についての御質問にお答えいたします。

市政に対する御意見やお問い合わせについては、来庁や電話、文書によるもののほか、市ホームページにあるメールによるお問い合わせと市政への提言により受け付けています。メールによるお問い合わせでは、ホームページから入力し、送信していただくことで簡単に問い合わせができるようになっています。受信したメールは、担当課で確認をし、回答などの対応をしているところでございます。内容によっては、私も読ませていただいております。

もう一つの市政への提言では、電子申請システムを利用したの手続となっています。メールによるお問い合わせと異なり、お手数をおかけするものとなっていますが、お寄せいただいた御意見は直接私が読ませていただき、担当課から回答させていただいております。いずれも回答に時間を要する場合もございますので、特に回答期限はお示ししておりませんが、お受けしてから2週間をめどに回答するように努めております。

次に、情報開示についてでございます。

市が保有する行政文書は、個人情報などの不開示情報は除き、原則公開としております。市の施策や事業の概要など、市民の皆様によくお知らせしたい情報は、大竹市情報公開条例の開示請求によることなく見ていただけるよう、情報開示コーナーを設置しているところでございます。

また、予算書や決算書とその資料、主要な計画については、その作成過程も含めてホームページに掲載するなど情報開示に努めているところでございます。ホームページはスマートフォンにも対応しており、より市民の皆様に身近ななっておりますので、さまざまな情報をホームページに掲載することは、情報の開示を進める1つの手段だと考えています。

ただ、ホームページへの掲載は各課で作業しており、統一性のないところが課題であると思っております。メールによるお問い合わせ方法や情報開示のあり方について、改善等の御要望があれば対応を検討してまいりたいと思っております。

以上で、細川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） おはようございます。それでは、教育委員会における広聴対応と情報開示についてお答えをいたします。

地域の実情に応じた教育を推進していく上において、市民の皆様から教育についての御意見やお問い合わせをいただくことは、非常に大切であると考えております。現在、御意見やお問い合わせは、市長部局と同様、来庁、電話、文書、市ホームページからいただいております。今後は教育委員会のページから市政への提言のページへつながるようにするなど、御意見をいただきやすくする工夫をまいります。

また、これまでも請願や要請・要望など幾つか文書でいただいておりますが、法規に基づいた教育の推進や教育の中立性の観点から適切に対応させていただいているところです。

なお、請願などの取り扱いについては、これまで規程などを設けていませんでしたので、関係機関、他市町との連携・調整を踏まえて、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、情報開示につきましては、効果的な教育行政の推進を図り、市民の皆様への説明責任を果たすという観点からも極めて大事なものと認識しております。

教育委員会の会議につきましては、これまでも日程等につきましては、ホームページで示しており、また決議事項や審議内容などについては議事録を作成し、情報公開コーナーで公開しているところです。さらなる透明性を図るためにも議事録のホームページへの掲載は有効であると考えますので、実現できるように努めてまいります。

これからも、市民の皆様の声を広くお聴きするとともに、適切に情報を開示することによって、大竹市の教育をさらに充実させてまいります。

以上で、細川議員への答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 御答弁ありがとうございます。このたび、私の質問は2つありましたが、一問一答形式でまず第6次大竹市総合計画についてから、2度目の質問をさせていただきます。

市長の御答弁では、次期総合計画をつくるという前提での御答弁だったと思います。ですが、私は今のような10年単位の総合計画が必要かと問われると、なかなか返事が難しいものを持っています。長期計画としては都市計画マスタープランがあり、また、きのうの同僚の一般質問の中で、山間地にも振興計画があるというのを知りました。それぞれの個別計画もある中で、総合的な計画がいかほど必要かとの疑問は今のところ拭えておりません。とはいえ、一方で他の計画はほとんど行政主導でつくられている中、御答弁で市長もおっしゃったように、総合計画というのは策定までに時間をかけて市民の思いが結集したものの、わがまちプランとすることができます。総合計画策定までの道のりが、市長の目指す市民主体のまちづくりのまさに実践の場となることを期待しております。

12月にまた議会に対して提案いただけるということではございましたが、総合計画をつくる根拠についてやろうっていうのを今から精査すると思うんですけども、大竹市とし

てつくる根拠をしっかりと条例化されたらいかがかと思っております。というのは、条例化しておかないと、入山市長限りで終わる可能性もございます。市長の4期目の仕事として将来につながるように、大竹市の将来のことを考える総合計画というのをつくりましょうといった根拠条例をしっかりと策定していただきたいと思っておりますが、その辺について市長の考えを聞かせてください。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 自分が選ばれる立場で、次に選ばれる方のいろんな思い、御意見があるろうかと思えます。私のときに条例までつくって、国でもって決めてないことまで規制してしまうこと、そのことがどうなのかなという思いはございます。でも、自分の思いは、幅広く市民の皆さん方の総意をもって将来の大竹の夢を実現する、その総合的な計画については、ぜひ皆さんのお力、特に議員の皆様御意見をいただきながらつくり上げていきたいという思いは持っております。そのことについては、今から検討をさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 前向きに受けとめていただいてありがとうございます。

第5次大竹市総合計画においては、市長は議会に議決を求めるという形でされましたけれども、条例についての議決ということではなくて、総合計画をつくるという条例をぜひ提案していただきたいと思えます。

ただいま議会では議会基本条例の策定中でございますが、その中で地方自治法96条の2項にかかわる、議会の議決事項にかかわることも盛り込んでおります。そこでいずれ議論の俎上に上がる可能性もございますので、しっかり市長としても御提案いただければうれしく思いますので、お願いいたします。

さて、先ほど第6次大竹市総合計画、御自身にとって2度目の取り組みとおっしゃっておられました。第5次のときに市民委員の方に御協力いただいたりとか、さまざまな市民の力を結集する方法をとられたとは思いますが、今の時点で、次にはもっとこういった新しいやり方をやってみたいといった思いはございますでしょうか。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 市民の皆さんの御意見をいただく難しさをこの12年間、しみじみと感じております。

職員は就職してからずっと、この大竹市行政に携わって一生懸命考えます。でも市民の皆様方はそのことではなくて、生活をされることがまず第一義でいろんなことを考えられます。そういう意味で、幅広く市民の皆さん方の思われる夢をどうやって抽出して御意見をいただくか、それ、ずっと私のテーマ、悩みでございます。それを少し時間をいただいて考えてくださいということをお願いをしながら、いろんなお立場の幅広い方々から御意見をいただく中で総意を結集したいという思いを今持っておりますが、具体的にどのようなやり方をするかについては、また皆さん、それから職員とも相談しながらやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 市民の声を聞く難しさを体験してこられた、1期目からの市長としての経験だとは思いますが。

私は、1期目のときにわがまちプラン作成にかかわってくださった市民の皆様は、やっぱり市の財産だと思います。自分がかかわったものについては、多分ずっと思いを持っておられると思いますので、その皆さんのお力はぜひおかりすべきかと思えます。

もう一つ、これはきょう、せっかくですので提案させていただきますが、近ごろ新たな市民参画の制度として、無作為抽出による市民参加の制度を取り入れて実践している市がふえていると聞いております。実際に成果も上がっているというふうに聞いております。先ほど、幅広い方々の意見をという思いがあるようでした。どうしても公募とか各種団体だけになりますと、それ以外の方たちの意見をどうやってくみ取っていくのかというのはなかなか難しいところがありますので、ぜひ検討していただきたいなと思えますので、どうぞよろしくをお願いします。

次の質問にまいります。

2点目でございます。まず、メールによる問い合わせについてですが、市政への提言について、あんまり課題は感じておられないような御答弁でございました。これは市政への提言と市長へのメールですか、2つあるんですけれども、さっき市政への提言は電子システムを利用しているというふうな御答弁でした。これ、私もやってみたんですけど、結構手間がかかります。提言を書いて送信するまでには何と10回ぐらい、次のページに行かないとできません。これを乗り越えて政策提言されている方には頭が下がります。このところは簡単に改善できないんでしょうか。御答弁できる方がいたら教えてください。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） まず、課題を感じていないというよりは、どうしたものかなと思っているというのが実態でございます。今、御指摘がありましたように、メールとこの電子システムを使う方法っていうのは随分と手間が違いますので、実際中身を見てもみると、議員が今回資料で出されたのと明らかに数が違うというのは、これはもう手間の数にあらわれているんだろうと思えます。中身につきましては、提言で来たものの中にもただの苦情であったりとか、逆にメールでいただいたものにも提言があったりということになっております。今のシステムを使う限り手間を除くということは難しいので、この2つについて少し整理をさせていただいて、やり方というものを考えてみたいと思えます。提言というのはこういうものですよ、メールはこういうものですよというのをきちんと分けて、手間をとるなら手間をとるなりに、こういう手間をとるんだから、もっと貴重な御意見をいただく場というか、いただくもののレベルを分けて考えて、とにかく整理をしてみたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 整理の必要性を受けとめていただいたことは大変うれしく思います。ぜひ改善していただきたいんですけど、廿日市方式が結構簡単かなと思えます。廿日市のほうは、問い合わせ、意見、送信ホームから入りますと、そこから分かれるんですよ。ほんとの問い合わせなのか、これは意見なのかっていう感じで、あと2つか3つか4つぐ



らいに分かれていくと思います。そこで聞きたいことなのか、それとも請願なのか、苦情なのか、意見なのかというふうに振り分けていけばいいんじゃないかと思います。

また、そちらのページに今は明記しておりません。先ほど、大体2週間をめぐりにお返しするとおっしゃってましたが、今の大竹市のほうでは、そこは明記されていないですよ。他市は明記しています。ですから、例えば14日ぐらいをめぐりにお返事をしますとか、今、市長は読んでいますというありがたいお言葉いただいたんですけども、いただいたメールはできる限り市長が読んでおられますとか、そういったことも書いてあれば市民の意見を大事に扱っているということが伝わってくると思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

先ほど聞き忘れたんですけど、教育長、請願については前向きに検討していただけるということで提案させていただいてよかったなと思ったんですけども、ぜひ誠意ある対応ができるような規程にさせていただければと思います。

あと、御答弁の中になかったんですけど、議事録についてお考えをちょっと聞きたいと思います。

教育委員会の議事録には、発言者の名前が載っていないですよ。ほかは全部載っています。原則公開で行われている会議ですので、議事録のほうにも名称をぜひ記載していただきたいと思います。そこら辺についてどのようにお考えかをお尋ねいたします。

それと、もう1点、開示方法についてお尋ねいたします。

統一性のない課題だというふうに受けとめていただいているようです。ぜひ改善していただきたいと思いますが、情報開示のコーナーの場所について提案させていただきます。

以前、同僚議員から、場所を移動したことについて質疑があったと記憶しております。私も今の場所は落ちつかないのと目立たないということで素通りしてしまいます、申しわけありません。このところをもっと人が行きやすい場所、例えば図書館のほうに移動するとか、新たにもう一つ、図書館につくりませんか。

図書館というのは、日常的に人が集まる公共施設です。年間利用者は、平成29年度で総合市民会館の6万5,412人、これは市政のあらましを参考にしましたが、6万5,412人に次ぐ数で3万5,856人です。栄公民館は1万3,332人、玖波公民館が2万715人、この数と比較すると、その集客力に驚きを隠せません。しかも図書館には、落ちついて本を読む環境が整っています。図書館の中に市役所と同様に、情報開示の機能を持ったスペースをつくられたらいかがでしょうか。

既に図書館には郷土資料コーナーがありまして、ここに幾らかの情報はございますが、ここを少し広くして市の情報の開示に合わせ、郷土の調べ物などができるコーナーにしたら、図書館らしさが出ると思います。

また、今後考えておられる第6次大竹市総合計画を作成の際にも、情報の開示とともに市民の皆様の御意見をいただく場としても活用できるのではないのでしょうか。情報開示コーナーの活用のために、図書館のお力をかしていただければと思います。もし御答弁いただけるよであつたらお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） まず、市が実施しております審議会等の会議、こういったものの記録のとり方であるとか、そういったことについてお答えいたします。これは全体的な話ということで聞いてください。

会議で非公開ということが定めてあるもの以外、それにつきましては、特に附属機関の設置に関する条例等で定めをしておりません。それでどのようにしているかといいますと、事務の標準化のマニュアルの中で、会議の公開・非公開、それと記録のとり方、これについては、会議の最初に協議をしてくださいというふうにしております。そのため、その委員さんの中で決めますので、ばらばらであるというのが実態となっております。基本、公開しているものについては、委員さんもいいですよって言われることも多いんですが、名前まではねと言われる方もありますので、ここについて統一ができてないというのはそういったことからなっております。

次に、図書館に情報公開コーナーを設置してはどうかというお話です。

情報公開コーナーは、行政文書を公開し、市政資料を提供する場です。利用に際しては、静粛にし、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと、また飲食をしないことということが定められており、これは図書館の利用の仕方というのと類似しておりますので、可能性については大いに認めるところでございます。

ただ、図書館にコーナーを設けるのがいいのかと考えますと、市役所にあるものをなくしてとなると、やっぱり両方に距離的な差がございます。大分遠いということになりますので、まず本庁舎にあるコーナーは残して、今議員さんが言われたように、図書館の中の大竹市のコーナーにも閲覧できる場所ということで、情報公開コーナーにある行政文書など同じものを整備するという、こういった形でなら取り組めるのではないかと考えますので、規程等もございまして、この改正も含めて、生涯学習課と検討していきたいと思っております。

○議長（児玉朋也） 教育長。

○教育長（大石 泰） 最初の教育委員会の会議録に発言した委員の氏名を掲載すべきではないかというお問い合わせですが、議事録への記載事項については、教育委員会の会議規程の12条に規定しておりますが、そこでは発言委員の氏名は記載事項とはなっていません。教育委員会は御承知のとおり、合議制の執行機関でございます。意思決定について、合議によるものであって、委員個人がどのように発言したかというよりは、やはりどのような議論を経て、教育委員会としてどう決定したかということが重要だというふうに思っています。したがって、現時点では、こういうことを踏まえて、発言した委員の氏名を公開する必要はないと思っておりますが、他市町との状況を調査し、大竹市にとってどのような形が最も望ましいのか、検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 議事録への名称についてですが、会議規程の中にはないので記載してはならないということに、私はそうは受けとめておりません。それと合議機関なのでおっしゃいましたが、市議会も合議機関でございます。そういう意味では、それぞれの委員の

皆様が責任感を持って発言されていることですので、公開することにおいてはそれほど支障はないのではないかと私は思っておりますが、今お話があったように、教育委員会の中でしっかりと前向きに検討していただければと思いますので、お願いいたします。

図書館に情報開示のコーナーはいかがということですが、図書館サイドには図書館サイドの現場の思いとか現場の知恵があると思いますので、そちらのほうとしっかりと知恵を絞って、より活用していただけるように工夫していただければ、図書館は土日もあいておりますので見ていただける方がふえるかと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。最後、要望になりましたが、以上、お願いします。

最後、まとめとさせていただきます。

今回の質問では、私たちのまち大竹をもっと好きになるための第6次大竹市総合計画の策定について、それと、計画策定までのプロセスから市民とともにあるためには情報の開示、そして市民の声を聞くといった基本を大事にさせていただきたいとの思いで質問をさせていただきました。市と市民の間の風通しをよくするというのは、ガバナンスにおける基本です。とはいえ、実践していくには大変なエネルギーが必要となるでしょう。

行政職員の皆さんは、市民の福祉の向上といったとうい仕事をされておりますが、とうい仕事だから大変だけど我慢してと私がここで言いたいわけではありません。相手を認めていれば、相手もこちらのことを認めてくれます。そしたら、心にしんどい仕事もお互いが満足できる結果を生んでくれるのではないかと思います。そこからお互いの信頼関係も増してくると思います。これは市民と行政の間だけではなく、議員と議員の間、また議員と行政との間でも同じようなことが言えると思います。私ども議会サイドでも心がけたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。きょうはありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて、3番、末広和基議員。

〔3番 末広和基議員 登壇〕

○3番（末広和基） 大竹新公会の末広です。初めてのタブレット、完全ペーパーレスの一般質問に挑戦いたしますので、少し手間取りますので、その辺はお許しいただきたいと思っております。

きょうは通告書に基づきまして、3つの質問をさせていただきます。

1つ目として、4年前とこのたびの被災対応の経験を生かし、内水・治水レベルの向上や有効な避難行動に向けての地域自主防災力増強などについて伺います。

2つ目として、テーマは一変しますが、来年度の予算編成過程において、既に発表されております省庁の概算要求と地方自治の予算編成との関係性や活用性について伺います。

3つ目、1と2を強引にくっつけまして、7月の豪雨災害被害内容と当面の被害軽減対策や防災事業について、国や県の施策や仕組みの生かし方を伺います。

それでは、1番目から入らせていただきます。

昨日から同一会派の皆さん同じテーマで、さまざまな角度で7月の豪雨災害についてや情報の共有についての質問をさせていただいておりますが、会派メンバーで、メドレーリレー形式でアンカーを務めさせていただきます。カープさながらのチームワークをごらん

くださいと思います。代表質問よりチーム内での責任が重い気はいたしますが。

去る7月6日夕刻、災害対策本部設置以降の職員の皆様の対応ぶりを拝見しながら、議員として防災対応マニュアルに基づき、地域の被害状況の見回りや避難所の様子などを巡回いたしました。地域の消防団とも情報共有しながら、水路状況の変化や雨水の行き先である小島雨水調整池周辺の初期の状況、水路のスクリーンのごみなどを確認、除去しました。大雨による取水前にはごみは多くありませんが、その後、雨雲が小康状態に入ったため、真夜中ですが休ませてもらい、残念ながら翌7日、2時以降の降雨量最大時間帯を見過ごしてしまいました。元町、本町、白石地区の道路冠水後からしか状況の把握や具体的な対応をなし得なかったことが、自分としては悔やまれてなりません。

その反省を生かすために、その後の降雨時、何回かそれからもございましたけども、継続的な水路の状況把握と写真・動画撮影での記録、水路のスクリーンごみの除去を続けてきました。滞留ごみの内容を把握することなど、みずからの情報把握に加えて、防災メールなどで受信したデータや庁内各所に点在していた豪雨災害関連データなどを聞き込みさせていただきながら、大竹地区雨水排水の内水・治水の実力値を推定し、本来の能力が発揮されているのかという疑問が膨らんでおります。

と申しますのも、昨日、同じチームの賀屋議員からもありましたように、過去30年間の大竹地区時間雨量のベストテン、多くの床下・床上浸水に至る浸水被害につながった回数を調査してみると、同様の降雨が同等の浸水被害には至っておりません。時により浸水状況が異なっています。確かに近來の異常降雨は治水被害にも大きくつながっているようですが、情緒的にはニュースの頻度や情報速度、SNSなどの情報ツールの機能アップによる表現などにも心理的な影響を受けているような気がいたします。全て異常気象のせいだとの思い込みにつながっているのも事実だと感じております。冷静に過去の被害状況をひもとくとき、流入地域の流出係数の変化などにつながる自然の変化、例えば田んぼや畑が減っております、新築の住宅がふえております、そうしますと、降った雨が下水や水路に流れ込む速度が上がってきております。ある意味じゃ、まちの発展の結果かもしれません。排出設備や施設の経年変化や土砂などの滞留も考察対象とすべきでしょう。

このような中でハード対応として、新町ポンプ場事業や水路幅の拡張などの大きな事業の推進を待つしか本当になすすべはないのでしょうか。というのも、以前から冠水エリアである白石自治会では、地域防災力向上に向けてさまざまな取り組みがなされています。地域ハザードマップを自主制作されています。避難経路のあるべき姿の検討や共有、平時の水路清掃活動の充実や状況の共有、降雨流水時の大きな樹脂のフィルムなど、ごみの中に含まれているものを自治会長のところで共有し、それを地域の皆さんと一緒に勉強するツールとして生かしておられます。

山際の住民の皆さんの避難行為の行動関係や手助けなど、現実的でなお最大効果につなげていこうとの能動性が強まっているようです。この9月22日には担当部署の皆さんをお招きして勉強会も計画されているようです。こうしたソフト的な自主防災活動が、このたびの冠水エリア、関連地域に広がっていけば、平常時・緊急時に合わせた水路周辺の活動により、排水路や下水管の排水能力を本来の実力どおりに発揮させ、分流エリアと合流エ

リアの負の相関による相互被害は軽減できていくのではと感じております。執行部のお考えを伺います。

2つ目に入ります。テーマは一変して財政、特に予算についてです。

来年度予算編成過程、11月から始まりますが、先日の8月末までに発表された各省庁の概算要求の概要と、地方自治の予算編成との関係性や活用性について伺います。

通常、11月ごろからスタートする来年度予算編成過程において、既に発表されている6月、7月の政府の概算要求基準やその基本方針、また8月末に各省庁から発表された概算要求資料の内容などと我が市の中期計画、事業遂行の優先設定判断や来年度への予算編成との関係性や活用性について伺います。

3つ目です。双方の関係が直接ではないですが、2つのテーマを強引に結びつけてみました。

豪雨災害を例にとり、主に大竹地域の道路冠水や浸水の実態と避難行動の現状を中心に、その被害軽減対策や防災事業について、2問目でお聞きした概算要求や、今随分アップされてきております災害対策への補正予算など、上位組織である国や県の施策や仕組みの生かし方を伺いたいと思います。

以上、登壇しての3件の質問を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 初めに、あの豪雨時、私ども災害対策本部の活動状況、また現場の状況を実際に出向かれて調査されましたこと、大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

震災や水害といった最近の悲惨な状況を目にするたびに、万一我がまちで起きたときどうすればいいのか、ほんとに心を悩ます毎日でございます。

国では、もはや想定外、常識外というような言葉を払拭して、百年に一度ではなくて、千年に一度というレベルまで考えるべきだというようなことが言われております。しかし、物理的にそういうことをすることについてはなかなか難しい。では、どのようにやっていくのか。今、過去の経験、過去の実績、いろんなことを参考にしながら、優先的にやるべきことをきちっとやっていけというような御提案かというふうに思います。最善を尽くしていくこと、これからやってまいりたりというふうに思います。御提案ありがとうございます。

それでは、末広議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、内水・治水レベル向上や有効な避難行動などへの、地域自主防災力増強などについてでございます。

市内の浸水被害の防止、軽減対策として、大雨時のデータを活用した例を申し上げます。今回の豪雨での雨水の排水において、これまでの大雨時に蓄積している小島雨水調整池の水位などの情報から、ゲート操作を行うタイミングや複数の排水ポンプを稼働するタイミングをはかるなど、排水ポンプ場の運転管理に活かしています。また、これまでの浸水発生時の排水ポンプ運転などの情報により、事前に雨水調整池の水位を下げておくことなど、

必要に応じて運転操作を見直すためのデータとしても活用しております。

市内で冠水や汚水排水施設の不具合が発生すると、災害対策本部が設置されている場合は、本部からの指示を受けた上下水道部や建設部、各支部の職員が現地を確認し、結果を本部に報告します。その報告により、市全体の被害状況や対応状況が本部で一元管理される体制となっています。

議員御指摘のとおり、各部局からの報告で得られた被災箇所でのさまざまな情報・データは集約し、後の防災・減災対策を検討する上で活かしていかなければなりません。現段階では、具体的な報告をできるまでには至っておりません。すぐに当面の対策に活用できる情報が得られる場合もありますので、災害で集約されたさまざまなデータから必要な情報を収集し、整理を行った上で活用できるよう、蓄積していく仕組みづくりを考えたいと思います。

また、現在持ち得る過去のデータと、このたびの豪雨のデータを照らし合わせ、被害地域の状況を分析し、地域住民の皆様へ発信していく必要もあると考えています。そして、住民の方々の地域防災力の向上や減災対策の浸透、さらには被害に及ぶまでの一步手前の段階で、市民の皆様がみずから動いてくださるような防災意識の向上が非常に重要でございます。今後は、先般認定させていただいた地域防災リーダーや自主防災組織の組織力の向上により、啓発や周知に全力を尽くしていきたいと考えています。

続いて、市の予算編成と国の方針、概算要求などとの関係性や活用性についてでございます。

国の基本方針や各省庁の概算要求は、来年度予算に向けての概略を捉える参考資料として、例年11月に策定しています市の予算編成方針は、地方交付税の額など地方財政計画における一般財源総額の動向に注視しています。また、予算要求に際しましては、関係する省庁の概算要求の内容が、より具体化してくる補助メニューや補正予算の動向に注視しています。

いずれにしましても、予算編成の根本は、本市がどのような事業を行おうとしているかでございます。現在は各省庁からの概算要求が出そろった段階でございます。詳細が不明なものが多い状況ですので、わがまちプランに掲げる重点取り組み方向、特に大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業の実現や防災対策に活用できそうなものがないかという視点で、引き続き動向を注視し、予算編成に反映させていこうと考えています。

最後に、災害の被害軽減対策や防災事業についての国や県の施策の活かし方でございます。

今回の豪雨や昨年夏の九州北部豪雨などを受け、国では水害対策費、土砂災害対策費、地方自治体向けの防災・安全交付金の大幅な拡充が概算要求されております。県においても早速、今回の豪雨災害に関する支援制度の創設等の要望を国に挙げることであり、これらについても引き続き動向を注視し、活用できるものがあれば活用したいと考えています。

以上で、末広議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番(末広和基) 大変御丁寧な説明、御回答、ありがとうございます。

それでは、1問目についての少し情緒的な話になるかもしれませんが、お許してください。

大竹市のホームページを安心安全という言葉で全体検索をしてみました。352件のデータがヒットします。この安心安全の言葉をしみじみと考察したとき、それぞれに含まれる要素として、自分と他者の割合がどうあるのか、またどうあるべきなのかを熟考してみました。自主防災活動や避難時の心理、情報の収集や提供に際しての要求心理、それぞれの考察です。それは双方の思い、信頼関係を前提に、双方の情報の共有をいかにするかというときに、安全は100%提供されるものだと思ってらっしゃる方に対しては、大変難しい。私は、わかりやすい安全で先に申し上げますが、安全は確かに自分の力だけでは見にくい、ハード的な要素が多分にあります。80%が他者依存、でも100%でなく、20%は自己責任の分がついて回らなきゃいけない。逆に、もし安全の反対である危険を感じたとき、100%依存の人は危険を他責で考えますんで、恐怖じゃなくて怒りを覚えます。自分の中にもその要素があると思える人は恐怖でとまります、恐れでとまります。そんなことをこの前の市民の皆さんのリサーチで感じとりました。

逆に、もう一つ、安心の場合ですね。安心は100%人から提示はできないというのはほとんどの方が思ってるんですが、これは先ほどの自分が8割、安全は他者が8割、逆になる気がします。安心の反対は不安、不安のないことが安心、危険のないことが安全、安心と安全は直接認識できない。ですから、不安のないことを安心というのであれば、8割は自分の心のありよう、けども2割は他者依存したいのも人情。他者依存が強い中での不安は不満に変化します。他者依存の強い恐れは怒りに変化します。そういう関係性の中で、いかに信頼関係を構築すべきか。本来であれば、先ほどの細川副議長の質問と順序が逆のほうがよかった気もするんですが、順序はなんせくじ引きですのでしょうがないんですが、安心安全は与えられるべきものか、みずから認めるものか、自他の比率について皆様方にはお答えにくい質問かとは思いますが、要望や意見でも結構です。安心安全における自他の比率は実際どうでしょうか、どう受けとめてらっしゃるでしょうか。お答えできる方がおられればお答えいただきたい。

○議長(児玉朋也) 企画財政課長。

○企画財政課長(三原尚美) 自他ということですが、そこに重きを置いてという回答はちょっと難しいんですが、総合計画をつくるによく安心と安全というような、ひっくり返って表現されることが多いのですが、安全と安心というのはしっかり分けさせていただきました。安全というほうにつきましては、防災とか防犯、交通安全の対策と救急防災体制の充実ということでハードも含むんですけど、中には皆防災というところに入ってますので、御自分でいうところもちろん入ってます。生活基盤が整ったまちということに多くのハード事業が行ってますので、多少、自という部分が大きく安全ということにも出ておりますが、こちらでも手を添えるということで、自他半々というか、そのぐらいになっているんじゃないかと、総合計画上ではそのようになっているんじゃないかと思えます。

あと、安心できるまちのほうなんですけど、こちらは福祉の充実と元気な心と体づくりということにしております。これも専ら市民の皆さんの活動というふうに重きを置いており

ます。福祉につきましては、皆さんの幸せということを考えておりますが、たくさんのものを与えるというのが福祉ではございません。皆さんが努力をされて、それでもやっぱり難しいというところに手を添えていくというのが福祉になっておりますので、最低限のものをこちらで御用意をするというのがベースにはあると思います。ただ、それを進めていくのに、市が何もしないというわけにはいきません。それで今、地域の皆さんと一緒にという行政社会の仕組みづくり、市民自治の促進というところが出てくるんですけど、地域福祉というところに重点を置いております。ということで、皆さんの心の持ちようがここはほんと大きなところで、そこを補完できるような形として行政が役割を持っていると、そういうふうに思っております。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 通常、御回答を推定して質問はつくるものなのですが、ここまでの御回答がいただけるとは思っておりませんでした、すばらしい。

少し抽象的な情緒的な話になりましたんで、防災について1つだけ、具体的な質問をさせていただきます。

昨日の賀屋議員の御質問にもありましたように、このたびの7月豪雨災害での雨量、定時時間雨量ではなくて、時間をずらした20分から20分までの1時間、45ミリについて、なぜ本来対応できるはずの合流管エリアが冠水したのかという質問に対して、雨量の話が出てきました。そういう中で、先ほどもお話ありましたけども、東栄の小島雨水調整池の現状が浸水被害の要因分析の中に入るのか入らないのかということ、現地の実態や下水道課に何回もお邪魔して私なりに考察をさせていただいておりますが、あれだけの土砂の堆積やアシの林がほとんど半分埋めとりますけども、合流管排水能力には直接影響を及ぼしていないのでしょうか。ここについて御回答いただければと。

○議長（児玉朋也） 上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中司和彦） 大竹地区の雨水排水が流れてくる小島雨水調整池でございますけども、雨水の流下に伴って、一部雨水調整池の池の底が下がると。また、土砂が堆積をしておるといところがございまして、現時点においては、ポンプ排水能力に影響を与えるような雨水調整池の貯留量が減少しておるとか、ポンプ排水を阻害するような土砂の堆積状況にはなっていないというふうに判断しておるとこなんですけど、小島雨水調整池の現状から雨水調整池上流の浸水軽減策として、小島雨水調整池でとれる対策としてどういったことがあるのかと、どういった方法が効果的であるのかということ、現在のポンプの運転状況とか、ポンプ排水による水位の変動等、これまで運転管理で得られた情報等も参考にしながら、雨水調整池のしゅんせつ等について検証したいというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 解析の最中ということで、過去、小島雨水調整池の件についての先輩先生方の一般質問での質問に対する御回答も全部振り返って読ませていただいております。そのとき、どうしても計画上、当初の50ミリ、49.7ミリの試算がされたときの状況と、論理的に計画上で比較して今の状況は実力値を発揮しているという御回答でとどまって、な



ぜそう言えるのかという論理的な説明が過去ないんですよ。だから、なるほどっていうとこにいかないんですね。それで私、自分が納得しなきゃ済まない性分ですので、何度も雨水調整池の水位の変動、降雨量とポンプの稼働状況の稼働データ、その他を随分お聞きしました。そういう中で1つだけ、ひょっとしたらおっしゃるとおりかなと思えることがありました。それは、合流管ゾーンには、南栄水路から入ってくる水と合流します。下では大井筋の水路から入ってきたもの、立戸周辺から入ってきたもの、全部が小島雨水調整池に入るんですが、ポンプ場のとこですね。合流管が雨水調整池に届くところ、ここのゲートの開け閉めはしっかり、おっしゃったように管理されて排水されておりました。そのときのこちらの水位計、排水時にどう水位が変化したのか、雨水調整池の水位が。それと、一番沖から海へ排水します。あの時間が満潮でしたから閉まってます、ゲートは。全部ポンプの排水力。11時ごろから3台稼働に変わり、夜中に4台稼働に変わり、朝6時には5台稼働に変わってます。そのときの水位の変化が記録に残ってます。その2つのデータが情報の目的のための水位計なもんですから、データがリンクできなかったですね。そのデータをリンクする指標を大変無理をお願いして、ひもといていただきました。そうしますと、池にとっての入り口部分の水位と出口部分の水位が、ポンプの稼働状況や流入水量の変化と一緒にセンチ単位で同時に動いてます。ということは、確かに浅くなっているところある、あしの林も蔓延しとる。でも、マイナス1.6の基準水位からふえていって、ポンプで減した。その連動と一緒に動いてますね。ということは、浅いけども幅がある。あしとはいえ、足元は水が流れている、流速は落ちます。でも、流速の衰えとか阻害する土手があったら、恐らく一緒には動かんだろうと、数センチ単位で連動して動いておりました。これは、ひもとく行為は大変御苦労をおかけしたんですけども、本来であれば自信を持ってここを御説明いただきたいんですが、ほんとに論理的にそうなのかということには至れていません。ただの水位計の連動数値ですから、その部分を私が表現させていただくことで、少し冠水・浸水の原因の要素の1つとして、ゼロではないですが、他に要素を求めるべきかなという気はいたしてます。そういう中で、水路の状況を地域の皆さんと一緒に改善したり、現状で少しでも水路の問題につながらないような活動が地域にあれば、そういうことに寄与いただけるんじゃないかなと思っております。

この質問については最後になりますが、大竹新公会防災関連チームと自分で勝手に命名しておりますが、アンカーとしてのチームの決意と、それに関して1つお願いがございませぬ。

4年前、このたびの豪雨災害、過去の情報も含めて総括、検証を我がチームとして、テーマとして継続した活動につなげていきたい。検証チームを発足します。そのためのデータや情報開示、共有など、積極的に御協力いただければありがたいと思います。

以上で、防災関連についての質問を終わらせていただきます。

2問目の大竹市の予算編成方針の市長の発表、大体11月初めごろにされるようですが、企画財政課の皆さんは特別ですが、各部署の皆さんが市長の方針を当然のごとく待っておられるような気がします。それが出てから考察するのではなくて、その中に当然織り込まれていくであろう上位組織、つまり国や県の財政政策基本方針や各省庁の概算要求の概要、

また詳細を早くに調査し研究すべきじゃないでしょうか、各部署において。我が市の政策や予算編成過程に反映するために、既存の基本計画にただ準じる来年度予算編成行為に甘んじるのではなくて、みずからの担当部署に適合する可能性の高い上位制度などを提供されるのではなく、みずから学んでいくような職員の育成やその仕組みの確立、ひいては、その道筋への基本的な指針が必要だと考えております。予算編成にかかわる人材を幅広く育成する方針について伺いたいと思います。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 予算編成についてでございます。各省庁から出てきた概算要求、そういったものも気にかけているか、それを積極的に取り入れて予算編成に向いているかということであろうかと思えます。

先ほど市長も申し上げましたとおり、こういったものは国の通知が出たときに大竹市として気にするのは、一般財源がどれだけ確保されるだろうかということなんです。これは各課でも同じで、予算編成のヒアリングしていくときに、一般財源が幾らかということヒアリングをさせていただきます。ということは、ここに載ってくる補助メニュー、新しい補助メニューは何があるだろうか、こういったところを各課が敏感に反応してこそ、自分のところで要求する新しい事業なんかにおける一般財源を落とすことができる、こういった仕組みになっておりますので、各課においても、もちろん各省庁から来る通知というのは気にして予算編成に臨んでいるものと思っております。

もう一つは、予算は11月に方針が出るでしょうというふうに言われました。これ、事実でございます。ただ、その前に実施計画をつくり出すという作業を行っております。実施計画というものは、次年度以降の予算編成の基本となるものということにしておりますので、私たち企画財政課の者、多分全庁挙げてそうだと思うんですけど、実施計画をつくる場所がもう予算編成に入っている、スタートであると思っております。

そこで、まず評価から始めるんですけど、その後に企画系の職員、財政系の職員、両方と各課の職員でヒアリングというものをします。そのときに、またこういった財源があるんじゃないのかとか、こういったことも話をさせていただきますので、だんだんそういう部分を見ながら、予算編成、予算の要求に行くまでにそういったやりとりをします。予算が出た後もまたヒアリングをします。そういったことを繰り返しますので、各課の職員も国の予算を間接的に、直接的にももちろんありますが、間接的に知っていく、そういった仕組みはできているものと思っております。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 大変優秀な課長をお持ちの部長や副市長は、手を挙げなくてよくていいですね。

人材育成は、課長ではできないんですよ。人をどう育てるかは、もっとトップ層の話だと思います。これは先ほどの防災関連にもつながるんですが、各課の皆さんは災害対策本部において大変たくさんのお仕事をしてくれている、当日は違う職種で動いている、そのときに現場の実態に対する市民の苦情や我々に対応する暇はございません。夜を徹してやってらっしゃいます。各部署がリアルタイムに入手した情報は、最終的に危機管理監とのと

ころに集まりますが、それを統合する仕組みがない。その仕組みを先ほどの市長のお答えの中に少し織り込んでいただいているんですが、これはやっぱり副市長や総務部長のポジションの役割のような気がします。データが散らばってます、あちらこちらに集まってます、けども、データとデータのリンクがなされてない。データは、ただの数字です。先ほどの水位も一緒です。こっちのデータとこっちのデータがつながってなかった。データとデータ、床下浸水の戸数と消毒をした戸数や住所のリンク、その他の個別データがあります。そのリンクがなされてない。データとデータをつなげば、以前にもお話したことはあるかもしれませんが、情報に切りかわります。データは無味乾燥です。生かすためにリンクして、考察して、フィードバックをなし得て、初めて市民の皆さんの情念に応える情報として生まれ変わります。その統合システムの部分の考察をお願いしたいと思います。

あと5分になりましたんで、最後の質問にさせていただきますが、防災対策というテーマと財政テーマの質問を組み合わせる質問させていただきましたけども、現場の皆さん、大変知恵を持ってらっしゃる、経験持ってらっしゃる、情報を持ってらっしゃる、データ持ってらっしゃる。やるべき事業、やりたい事業を夢に見るぐらいの情熱を持ってらっしゃる方もおられる。けども、その情熱が具現化できないような仕組みになっている気がするんですよ。いろんな縦割り行政の弊害とか、情報が1カ所に集約されて、統括的なフォローをいただけるような仕組みがないとか、そういう意味で、よく予算編成の際にはゼロベースで見直すとか、スクラップ・アンド・ビルドなんていうですけども、それじゃあスクラップ・アンド・ビルドじゃないと思う。先にビルドのイメージ、夢がある。それでどこを合理的に予算編成上カットして、その弊害も自分で埋め合わせるでと。だからこの事業をやりたいんだと、やらせてほしいんじゃないというような職員さんの育成につながるような仕組み、今感じないんですよ。ぜひとも、こういう指導力や仕組みづくりをお願いして、質問を終わりたいと思います。もし、そのことに対して御意見いただければありがたいです。

○議長（児玉朋也） 副市長。

○副市長（太田勲男） ありがとうございます。切磋琢磨して、もっともっと頑張れよと、副市長、おまえらは何をしとるんだと激励を受けたような気持ちになっております。

本来、仕事をボトムアップですか、トップダウンですか、いろいろ考え方があると思います。トップダウンでやるときは緊急性のあるとき、そうでないときにはボトムアップ、いろいろなことを話を聞いて、皆さんの意見を聞いてやるのが仕事だと思っております。

また、公務員といえど、しょせん私どもも人間、感情がある動物でございます。その中で人間関係を、お互いの信頼関係をどう築いていくか、それは日々の会話につながるものだと思っております。それはスマートフォンでも何でもできますが、日々の会話でございます。その中でも信頼関係をつくっていきたくて考えております。

私といたしましては、職員との会話の時間をもっともっと大きく持って、これからも活動していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基）・・・質問だったかもしれませんが、思いのほどお伺いできました。きょうはありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 以上で、一般質問を終結いたします。  
議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時30分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3

#### 報告第5号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）

○議長（児玉朋也） 日程第3、報告第5号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 坪浦伸泰 登壇]

○建設部長（坪浦伸泰） 報告第5号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、北栄5番地先の市道立戸5号線で発生しました物損事故に関する損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年7月6日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、御報告するものでございます。

事故による相手方の損害額は2万1,006円でございます。市の過失を4割といたしまして、損害賠償の額は8,402円で、その内容は解決金でございます。債権者はお手元の資料の方であり、市の道路管理に瑕疵があったため、損害賠償の責任を負うものでございます。

次に、事故の概要について御説明いたします。

平成30年5月30日、午後11時20分ごろ、北栄5番地先の市道立戸5号線におきまして、バイクを運転していた際に、アスファルトが剥離した箇所を通行した衝撃で後輪のホイールを損傷し、タイヤの空気漏れを起こしたものでございます。

次に、過失割合について御説明いたします。

債権者にも通行に際しての注意義務がありますので、過失の判例を参考に、市の過失が4割、相手方の過失を6割としたものでございます。

なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会から全額補填されるものでございます。また事故の原因部につきましては、事故直後に修繕しております。

本件につきましては、本市の道路管理の瑕疵により事故が発生したことにつきまして、深く反省しているところでございます。今後は事故の未然防止のため、パトロールの強化、管理の徹底を図り、万全を期す所存でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第5号についての説明を終わります。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4～日程第6〔一括上程〕

認 第 2号 平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第51号 平成29年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第52号 平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（児玉朋也） 日程第4、認第2号平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから日程第6、議案第52号平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてに至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 高津浩二 登壇〕

○上下水道局長（高津浩二） それでは、認第2号、議案第51号及び議案第52号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、認第2号平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてでございます。

工業用水道事業につきましては、旧第2期工業用水道事業の企業債償還利息や減価償却費が収支を大きく圧迫しておりますが、経費の節減等健全経営に努め、平成29年度も黒字決算となりました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間の有収水量は1,001万3,897立方メートルで、前年度から42万5,445立方メートル増加しております。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入支出差し引き5,618万5,795円の純利益となりました。

これに平成28年度からの繰越欠損金を加算しますと、平成29年度末の未処理欠損金は3億4,862万3,676円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入支出差し引き2億8,710万7,477円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額63万9,698円、過年度分損益勘定留保資金1億6,635万3,738円、当年度分損益勘定留保資金1億2,011万4,041円で補填をしております。

続きまして、議案第51号平成29年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分についてでございます。

平成29年度の水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は5億2,624万7,301円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書8ページ、剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち減債積立金に1,090万、建設改良積立金に5,420万をそれぞれ積み立て、平成26年度から適用している改正後の地方公営企業会計制度により生じた剰余金増加額3億8,500万1,285円を資本金に組み入れるものでございます。

次に、決算の概要についてでございます。

水道事業につきましては、給水人口の減少などにより年々使用水量が減少し、あわせて料金収入も減少しております。

こうした中で、安全で良質な水の安定供給を図りながら、引き続き経費の節減等に努めた結果、平成29年度も利益を計上することができました。

事業の概要でございます。

給水状況でございますが、年間有収水量は328万4,725立方メートルで、前年度から1万8,172立方メートル減少をしております。

次に、建設改良事業ですが、総額で1億573万9,180円を支出いたしました。

主な事業としましては、西栄三丁目、南栄三丁目地内配水管改良工事が2,403万4,320円、防鹿水源地遠方監視装置更新工事が2,323万7,280円などでございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入支出差し引き1億835万253円の純利益となりました。これに平成28年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、平成29年度末の当年度未処分利益剰余金は5億2,624万7,301円となっております。

次に、資本的収支でございますが、収入支出差し引き1億888万8,543円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額579万7,813円、過年度分損益勘定留保資金1億309万730円で補填をしております。

続きまして、議案第52号平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきましてですが、平成29年度の公共下水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は3億9,069万6,831円となりました。この剰余金につきまして、先ほどの水道事業会計と同様に、別冊の決算書82ページの剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容についてでございますが、未処分利益剰余金のうち減債積立金に1,720万円、建設改良積立金に3,220万円を積み立てるものでございます。

次に、決算の概要でございますが、公共下水道事業につきましては、水道事業と同様に、

処理区域内人口の減少等によって使用水量の減少で使用料収入が年々減少しております。

こうした中、下水処理場の包括的民間委託など、引き続き経営の合理化に努め、平成29年度も利益を計上することができております。

事業の概要でございます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は741万3,506立方メートルであり、うち汚水分年間有収水量は295万781立方メートルで、前年度から8,576立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で5億880万8,181円を支出いたしました。

主な事業としましては、平成28年度からの事業であります大竹下水処理場汚泥処理棟機械設備改築更新工事及び大竹下水処理場汚泥処理棟電気設備改築更新工事などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入支出差し引き6,436万8,454円の純利益となっております。

これに平成28年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、平成29年度末の当年度末処分利益剰余金は3億9,069万6,831円となっております。

次に、資本的収支でございますが、収入支出差し引き2億3,061万5,521円の不足が生じておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,388万6,246円、過年度分損益勘定留保資金1億4,909万8,182円、当年度分損益勘定留保資金6,763万1,093円で補填をいたしております。

以上、大変簡単でございますが、認第2号、議案第51号、議案第52号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） この際、監査委員から決算審査意見の説明を求めます。

監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 監査委員の薬師寺でございます。それでは、監査委員を代表いたしまして、平成29年度大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計並びに大竹市公共下水道事業会計の決算審査につきまして御説明申し上げます。

決算審査は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、市長から審査に付されたものでございます。平成30年6月5日から7月25日までの期間で行いました。

市長から提出されました3事業の決算書類が、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するために、会計帳簿の点検と証票類の照合、細部にわたっては、関係職員からの説明を聴くなど、通常実施すべき審査手続によりまして審査を行っております。

その結果、決算書、その他財務諸表及び事業報告書は、それぞれ地方公営企業関係法令に準拠して適正に作成されており、関係帳簿と照合審査の結果、その係数は正確であり、当年度の経営成績と当年度末現在の財政状態を適正に表示していることを認めたものでございます。

それでは、概要につきまして、お手元にご置きます決算審査意見書及び審査資料により御説明させていただきます。

公営企業会計である3つの会計につきましては、いずれも黒字決算となっております。

まず、水道事業会計の決算内容でございますが、審査資料の38ページないし39ページの資料3と書かれた損益計算書の上の段の水道事業という欄をごらんください。

当年度の総収益は、39ページに示すとおり5億9,236万4,000円で、総費用は、38ページに示すとおり4億8,401万4,000円となっており、差し引きますと1億835万円の純利益が生じております。

これは、前年度と比べ5,293万3,000円増加しております。この主な要因としましては、総収益のうち特別利益が前年度と比べて5,165万4,000円と大幅に増加したことによるものであります。

経営内容については、審査意見書6ページの第5表のとおり、供給単価、いわゆる販売単価は1立米当たり130円23銭で、前年度と比べますと3銭下がりましたが、給水原価は1立米当たり125円80銭で、前年度と比べますと1円26銭上がっております。

なお、今回から水道事業の実質的な給水原価を検証するため、従前、費用の中に算入されておりました工業用水道事業及び公共下水道事業にかかわる他会計負担金相当額を差し引いて、各年度の給水原価を算定することといたしております。その結果、平成27年度まで続いていた販売損の状況は平成28年度からプラスに転じており、今年度は前年度に比べ1円29銭少ないものの、1立米当たりの給水当たり4円43銭の販売益を生じております。

また、給水に係る費用がどの程度、給水収益で賄えているかを示す指標、料金回収率を見ますと103.5%で、前年度より1.1ポイント下がってはおりますが、前年度に続いて100%を超えております。

給水収益は前年度に比べ減少しており、用途別に見ると行政区域内人口及び給水人口の減少に伴い、家事用が継続的に減少傾向にあります。こうした中、料金回収率の5年間の推移を見ると徐々に改善し、前年度からは100%を上回っていることは、これまで経費節減に取り組まれた成果と見受けられます。

次に、工業用水道事業会計の決算内容でございますが、審査資料の38ページないし39ページの資料3、損益計算書の下の段でございますが、工業用水道事業をごらんください。

当年度の総収益は、39ページに示すとおり5億2,178万5,000円で、これに対して総費用は、38ページに示すとおり4億6,559万9,000円で、差し引きますと5,618万6,000円の純利益が生じております。

これは、前年度と比べ1,314万5,000円増加しております。この主な要因は、雑収益の大幅な増加により総収益が前年度と比べますと900万3,000円増加し、総費用のうち営業外費用が前年度と比べ1,334万2,000円減少したことによるものであります。

経営内容につきましては、意見書の15ページ、第12表のとおり、供給単価、いわゆる販売単価は1立米当たり46円76銭で、前年度と比べますと1円93銭下がっております。給水原価は1立米当たり42円20銭で、前年度と比べますと2円18銭下がっております。1立米の給水当たり4円56銭の販売益が生じていることとなります。



また、料金回収率を見ると当年度は110.8%で、前年度と比べますと1.1ポイント上回っております。料金回収率は3年連続で100%を上回っており、給水費用を給水収益で賄えている状態が続いております。

有収水量は前年度と比べ4.4%増加しており、企業活動に支障を来さないよう、安定した給水を確保できていると考えられます。

続きまして、公共下水道事業会計の決算内容でございますが、審査資料の40ページないし41ページの資料4と書かれた損益計算書をごらんください。

当年度の総収益は、41ページに示しましたとおり9億2,101万7,000円に対しまして、総費用は、40ページ示すとおり8億5,664万8,000円で、差し引きますと6,436万8,000円の純利益が生じておりますが、前年度と比べて2,664万6,000円の減少となっております。

この要因は、総収益が3,463万3,000円減少したのに対し、総費用が798万7,000円減少したことによるものであります。

経営内容につきましては、意見書24ページの第19表のとおり、当年度の処理単価、いわゆる営業収益単価は1立米当たり92円90銭、これに対しまして処理原価は1立米当たり85円19銭ですので、1立米の処理当たり7円71銭の収益が生じていることとなりますが、前年度と比較しますと2円減少しております。

前年度と比べ1立米当たりの処理単価が7円81銭、処理原価が9円81銭、それぞれ増加した要因は、総処理水量が減少したことによるものであります。

続きまして、意見書26ページの第21表をごらんください。

経費回収率は109.7%で、前年度を4.8ポイント下回っているものの100%以上であるため、使用料で回収すべき経費を使用料で賄えている状況が続いております。

以上が、大竹市水道事業会計及び大竹市工業用水道事業会計並びに大竹市公共下水道事業会計の審査概要でございます。

冒頭にも申し上げましたとおり、平成29年度は昨年度に引き続き3事業会計とも黒字決算となり、また料金回収率や経費回収率から、料金や使用料で回収すべき経費を全て料金や使用料で賄えている状況にあると考えられますが、共通した課題として、施設、設備の老朽化の問題がございます。詳細は、意見書30ページのむすびに記しましたとおり、水道事業において、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指標、管路経年化率はいずれも類似団体の平均値を上回るとともに前年度を上回っており、老朽化が進行しております。これに対し、当該年度内に更新した管路延長の割合を示す指標、管路更新率は当年度は若干上昇したものの、依然として類似団体の平均値に比べますと低く、必要な更新投資が十分に行われていない状況にあると言えます。

公共下水道事業における管渠老朽化率も同様の状況にあり、数値こそ小さいものの、老朽化は進行しつつあります。将来にわたり市民の暮らしに必要な不可欠な安定的な給水と下水処理を確保していくために、大竹市水道ビジョンに基づく取り組みと下水道長寿命化計画に基づく中長期的な視野に立った施設の延命化に合わせて、老朽化対策を確実に実行していくことが重要であると考えます。

最後になりますが、今後のより安全で安定した事業運営に当たり、各事業の課題をよく

認識し、これら課題の解決に向けての長期的展望を持って一層の企業努力をされ、効率的な経営に取り組んでいただきたいということ、加えまして、老朽化や災害に備えたインフラの強靱化について中長期的な考え方を整理し、現在ある水道ビジョンや下水道長寿命化計画の後に続く具体的な計画を策定し、暮らしに必要不可欠な3事業について、その重要性を市民に広く理解していただけるよう、効果的な周知活動を展開していただきたいということ、この2点を要望しております。

以上、まことに簡単ではございますが、決算審査についての説明といたします。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認第2号から議案第52号に至る3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第7

##### 議案第46号 公平委員会委員の選任の同意について

○議長（児玉朋也） 日程第7、議案第46号公平委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第46号公平委員会委員の選任の同意について、提案理由の説明を申し上げます。

御承知のように公平委員会は、地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

この委員のうち、望戸洋志氏が10月29日をもちまして任期満了となります。

望戸氏は、平成22年10月30日から公平委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
議案第46号を採決いたします。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、認第46号は、これに同意することに決しました。  
~~~~~○~~~~~

## 日程第8

### 議案第47号 大竹市税条例等の一部改正について

- 議長（児玉朋也） 日程第8、議案第47号大竹市税条例等の一部改正についてを議題といたします。  
提案者から提案理由の説明を求めます。  
市民生活部長。

〔市民生活部長 香川晶則 登壇〕

- 市民生活部長（香川晶則） 議案第47号大竹市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の整備を行うため、大竹市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、条例改正の主な内容について御説明させていただきます。

今回の改正内容は、大きく分けて4点ございます。

1点目は、個人市民税に関するもので、個人住民税に関しては、非課税となる所得の限度額を増額するもの及び基礎控除と調整控除について、所得額の上限を設定するものでございます。

2点目は、法人市民税に関するもので、電子申告についての規定追加等を行うものでございます。

3点目は、たばこ税に関するもので、製造たばこの区分に加熱式たばこを加えること及びたばこ税の税率の変更に関するものでございます。

4点目は、固定資産税に関するもので、特定再生可能エネルギー発電施設における課税標準について定めるものでございます。

また、その他関係法令の改正による整備及び引用条項の整備等の必要なものにつきましても、規定の整備を行うものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日に関する規定、手持品課税に係る市たばこ税に関する規定及び経過措置に関するものを規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第47号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9～日程第10〔一括上程〕

議案第48号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第49号 大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第9、議案第48号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第10、議案第49号大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 米中和成 登壇〕

○健康福祉部長（米中和成） それでは、議案第48号及び議案49号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第48号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行され、この新制度により新たに家庭的保育事業等を市町村による認可事業として、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなりました。

家庭的保育事業等には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業があり、原則3歳未満児を対象としており、さまざまな場所での保育サービスの提供が可能であることから、都市部では待機児童の解消を図り、人口が減少している地域では、子育て支援機能の維持・確保を目指すものでございます。

現時点では、本市に該当する施設はございませんが、このたび、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴いまして、本市の条例におきましても国の基準どおりの内容に改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、待機児童解消をし、保育の受け皿拡大が一段落するま

での緊急的・時限的なものとして、義務の緩和や拡大を主なものとしております。

1点目は、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和として、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合にあつて、一定の要件を満たすときは、保育所等以外の所定の事業者を確保することをもって、代替保育に係る連携施設の確保にかえることができるものとしてございます。

2点目として、家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大として、家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者にあつては、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、市が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を行うことができるものとしてございます。

3点目として、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に係る保育士の数の算定について、保健師または看護師に加え、新たに准看護師についても1人に限り保育士とみなすことができるものとしてございます。

4点目として、家庭的保育所の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理による食事の提供に必要な体制を確保するという規定の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年に延長するものとしてございます。

5点目に、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足していることに鑑み、当分の間、小規模保育事業所、保育所型事業所内保育事業所における職員の配置基準や資格要件について緩和されたことによる特例規定を追加するものとしてございます。

最後に、施行期日につきましては、公布の日からとしております。

続いて、議案第49号大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、大竹市さかえ子育て支援センターの利用実態などから、当該センターの開館時間を変更するものとしてございます。

改正の内容でございますが、さかえ子育て支援センターの開館時間は、現行の規定では午前10時から午後4時30分までとなっております。そのうち、午前は10時から12時まで、午後は1時から4時30分まで開館しておりましたが、指定管理者であるひまわり福祉会から、当該センターの利用状況の実態については、午前中の利用が多く、午後は食事やお子様の午睡時間と重なっており、昼1時からの利用がほとんどない状況であることから、開館時間の変更の提案がされました。

これを受けまして、昨年4月から、開館時間を利用の多い午前の時間を30分早めて9時30分から12時まで、午後は30分おくらせて1時30分から4時30分までに変更し、試験的に開館してきたところでございますが、このたび正式に現在の実態に即した開館時間に変更するため、本条例を改正するものとしてございます。

施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第48号及び議案第49号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号及び議案第49号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11

議案第50号 宮島競艇施行組合理約の変更について

○議長（児玉朋也） 日程第11、議案第50号宮島競艇施行組合理約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉岡和範 登壇〕

○総務部長（吉岡和範） 議案第50号宮島競艇施行組合理約の変更について御説明を申し上げます。

このたびの規約の変更は、本市と廿日市市で構成する一部事務組合の宮島競艇施行組合で行っておりますモーターボートレース事業につきまして、平成31年4月1日から地方公営企業法の全部を適用するために必要な変更を行うものでございます。

主な変更の内容でございますが、法の全部を適用することに伴いまして、地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合となることから、法律上企業団の名称で呼ばれます。また、管理者も企業長という名称になります。このため組織の名称を宮島ボートレース企業団としております。

構成市でございます本市と廿日市市が直接経営にかかわる基本的な運営体制は継続するため、公営企業管理者は置かず、これまでどおり、企業長に廿日市市長を、副企業長に大竹市長を、理事に両市の副市長を各1名充てることとしております。

また、企業長の職務を補佐させるため、新たに企業長補佐を置くことができることとしております。

規約の変更につきましては、本市と廿日市市、両市の協議によりこれを定める必要がございますが、この協議につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第50号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12～日程第13〔一括上程〕

議案第53号 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

議案第54号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第12、議案第53号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）及び日程第13、議案第54号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第53号及び議案第54号につきまして、一括してその概要を御説明申し上げます。

初めに、39ページからの議案第53号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）から御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ5億3,067万円を追加し、予算総額を154億8,136万9,000円にするとともに、継続費、繰越明許費及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により47ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費につきましては、2億4,586万6,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、平成30年7月の西日本豪雨災害に係る他市への職員派遣のための普通旅費を165万9,000円、地方創生事業基金積立金を6,152万5,000円、本庁舎の耐震改修に要する経費を1億6,244万8,000円、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊被害を受けて安全点検を行った結果、早急に対策が必要なブロック塀の改修に係る工事請負費2,023万4,000円を計上するものでございます。

第3款民生費につきましては、375万5,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、国民健康保険特別会計繰出金121万5,000円、総合福祉センターの空調機器の改修に係る工事請負費251万円、子供のために使ってほしいとの寄附を受けましたので、立戸の子育て支援センターにベビースケール等の購入のための消耗品3万円を計上するものでございます。

第8款土木費につきましては、市営住宅のブロック塀の改修に係る工事請負費493万3,000円を計上するものでございます。

第10款教育費につきましては、今年度小方小学校に配置された県費負担教職員が昨年度に比べ2名減となり、教職員の負担軽減を図るために非常勤講師の報酬55万9,000円を計上するものでございます。

第11款災害復旧費につきましては、平成30年7月の西日本豪雨災害により災害復旧工事が必要な箇所が多数確認されたため、2億7,555万7,000円を計上するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、45ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第13款国庫支出金につきましては、4,300万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、いずれも災害復旧に係る国庫補助金を計上するものでございます。

第16款寄附金につきましては、子育て支援寄附金3万円を計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、市営住宅基金繰入金493万3,000円、財政調整基金による財源調整として6,742万3,000円を計上しているものでございます。

第18款繰越金につきましては、前年度決算剰余に係る繰越金として675万9,000円を計上するものでございます。

第19款諸収入につきましては、宮島競艇施行組合からの配分金6,152万5,000円を計上するものでございます。

第20款市債につきましては、3億4,700万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、本庁舎耐震改修事業債1億6,240万円、社会福祉施設整備事業債250万円、農業施設災害復旧事業債4,690万円、林道災害復旧事業債1,800万円、道路橋りょう災害復旧事業債6,870万円、河川災害復旧事業債4,850万円を計上するものでございます。

42ページの第2表、継続費の補正は、本庁舎耐震改修事業につきまして、平成30年度から平成32年度までの3年間で総額9億4,700万円の継続費を設定するものでございます。

同じく42ページの第3表、繰越明許費の補正につきましては、本庁舎耐震改修事業につきまして、継続費に含まれない事業費のうち、年度内に完了する見込みのない経費がありますので、所要の繰越措置をお願いするものでございます。

43ページの第4表、地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債の追加及び変更について計上するものでございます。

以上が、議案第53号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、51ページからの議案第54号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ148万5,000円を追加し、予算総額を32億4,318万1,000円にするものでございます。

内容といたしましては、歳出として国民健康保険県単位化に伴い、国保情報集約システムで行う連携業務等に対して広島県国民健康保険団体連合会に支払う手数料を121万5,000円、国保事業報告システムの改修委託料を27万円計上するものでございます。この財源として、歳入におきまして、県補助金27万円、一般会計繰入金を121万5,000円計上するものでございます。

以上で、議案第53号及び議案第54号の補正予算の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。



これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件のうち、議案第53号は総務文教委員会に、議案第54号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第14

##### 平成30年陳情第3号 「生涯現役社会を実現する」シルバー人材センターの決意と支援の陳情

○議長（児玉朋也） 日程第14、平成30年陳情第3号「生涯現役社会を実現する」シルバー人材センターの決意と支援の陳情についてを議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成30年陳情第3号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第15

##### 平成30年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

○議長（児玉朋也） 日程第15、平成30年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてを議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成30年請願第1号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第16

##### 平成30年請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について

○議長（児玉朋也） 日程第16、平成30年請願第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についてを議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成30年請願第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、9月8日から9月18日までの11日間、休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって9月8日から9月18日までの11日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。本会議終了後、広報広聴特別委員会を第3委員会室で開会する旨、委員長から通知を受けております。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。また、9月10日午前10時から総務文教委員会を、9月11日午前10時から生活環境委員会を、9月12日午前10時から議会運営委員会を、その終了後、基地周辺対策特別委員会を、13時から議会改革調査会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長及び会長から通知を受けております。ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

9月19日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

13時50分 散会

(30. 9. 7)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月7日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 田 中 実 穂

平成30年9月  
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

平成30年9月19日10時開会

| 日 程 | 議案番号       | 件 名                                           | 付 記                       |
|-----|------------|-----------------------------------------------|---------------------------|
| 第 1 |            | 会議録署名議員の指名                                    |                           |
| 第 2 | 議案第50号     | 宮島競艇施行組合規約の変更について                             | — 総務文教<br>(原案可決)          |
| 第 3 | 議案第53号     | 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）                        |                           |
| 第 4 | 認 第 2号     | 平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について                   | (認定)                      |
| 第 5 | 議案第47号     | 大竹市税条例等の一部改正について                              | (原案可決)                    |
| 第 6 | 議案第48号     | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について       | (原案可決)                    |
| 第 7 | 議案第49号     | 大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正について        | — 生活環境<br>(原案可決及び認定)      |
| 第 8 | 議案第51号     | 平成29年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について              |                           |
| 第 9 | 議案第52号     | 平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について           | (原案可決及び認定)                |
| 第10 | 議案第54号     | 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                  | (原案可決)                    |
| 第11 | 平成30年請願第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について                       | — 総務文教<br>(採 択)           |
| 第12 | 平成30年請願第2号 | 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について |                           |
| 第13 | 平成30年陳情第1号 | 市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める陳情                    | 生活環境<br>(不採択)             |
| 第14 | 認 第 3号     | 平成29年度大竹市一般会計決算                               | — 決算特別委<br>設置・付託<br>(一 括) |
| 第15 | 認 第 4号     | 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計決算                         |                           |
| 第16 | 認 第 5号     | 平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計決算                         |                           |
| 第17 | 認 第 6号     | 平成29年度大竹市農業集落排水特別会計決算                         |                           |
| 第18 | 認 第 7号     | 平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算                       |                           |
| 第19 | 認 第 8号     | 平成29年度大竹市土地造成特別会計決算                           |                           |
| 第20 | 認 第 9号     | 平成29年度大竹市介護保険特別会計決算                           |                           |
| 第21 | 認 第10号     | 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算                        |                           |
| 第22 | 報告第 6号     | 平成29年度決算における健全化判断比率及び資                        | (報 告)                     |

- 金不足比率の報告について
- 第23 議案第56号 公平委員会委員の選任の同意について (即 決)
- 第24 議案第55号 工事施行協定の締結について (大竹駅構内青木 踏切改良工事) 生活環境付託
- 第25 平成30年決議案第1号 岩国基地に隣接した大竹市に対する財政支援措置等の (即 決) 要望書
- 第26 閉会中の継続審査の申し出について
- 第27 常任委員会の閉会中の継続審査について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第50号 (報告・表決)
- 日程第 3 議案第53号 (報告・表決)
- 日程第 4 認第2号から日程第10 議案第54号 (報告・表決)
- 日程第11 平成30年請願第1号 (報告・討論・表決)
- 日程第12 平成30年請願第2号 (報告・討論・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第1号 (説明・表決)
- 追加日程第 2 意見書案第2号 (説明・表決)
- 日程第13 平成30年陳情第1号 (報告・質疑・討論・表決)
- 日程第14 認第3号から日程第21 認第10号 (説明・付託)
- 日程第22 報告第6号 (報告)
- 日程第23 議案第56号 (説明・表決)
- 日程第24 議案第55号 (説明・付託)
- 日程第25 平成30年決議案第1号 (説明・質疑・討論・表決)
- 追加日程第 3 議案第55号 (報告・表決)
- 日程第26 閉会中の継続審査の申し出について (表決)
- 日程第27 常任委員会の閉会中の継続審査について (表決)

○出席議員 (15人)

- |     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 児玉朋也 | 2番  | 小田上尚典 |
| 3番  | 末広和基 | 4番  | 賀屋幸治  |
| 5番  | 北地範久 | 6番  | 西村一啓  |
| 7番  | 和田芳弘 | 8番  | 大井渉   |
| 9番  | 網谷芳孝 | 10番 | 藤井馨   |
| 11番 | 山崎年一 | 12番 | 細川雅子  |
| 13番 | 寺岡公章 | 14番 | 田中実穂  |
| 15番 | 山本孝三 |     |       |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市 長 入山欣郎

副市長  
教育長  
総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建設部長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企画財政課長  
監理課長  
土木課長  
会計管理者兼会計課長  
総務学事課長  
監査委員  
監査事務局長

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

太田勲男  
大石泰  
吉岡和範  
香川晶則  
米中和成  
坪浦伸泰  
高津浩二  
橋村哲也  
中村一誠  
三原尚美  
豊原学  
古賀正則  
野島等  
真鍋和聰  
薬師寺基夫  
田中宏幸

中曾一夫  
加藤豪

10時00分 開議

○議会事務局長（中曽一夫） 御起立ください。

○議長（児玉朋也） ここで、さきの北海道胆振東部地震で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、黙祷をさげたいと思います。

○議会事務局長（中曽一夫） 黙祷。

〔黙祷〕

○議会事務局長（中曽一夫） 黙祷を終わります。着席ください。

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。  
これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、15番、山本孝三議員、2番、小田上尚典議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第3〔一括上程〕

議案 第50号 宮島競艇施行組合理約の変更について

議案 第53号 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第50号宮島競艇施行組合理約の変更について及び日程第3、議案第53号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。9番。

総務文教委員会議案審査報告書

平成30年9月7日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                     | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第50号 | 宮島競艇施行組合理約の変更について      | 原案可決  |
| 議案第53号 | 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号） | 原案可決  |

平成30年9月10日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） おはようございます。

それでは、9月7日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案2件につきまして、10日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要及び結果について、審査順に御報告申し上げます。

まず、議案第53号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「護岸の強度が不足している箇所が数百メートルにわたりあると公表されている。補強工事は国が行うものであるが、早急な対応を促すなど、市は国への要望を行っているのか。また、それに対する国の返答や対応について伺う」との質疑に対しまして、「国が策定した、小瀬川水系河川整備計画において、堤防の高さや断面を確保して河道の流下能力を向上させる対策を実施する箇所のうち、築堤の必要がある箇所として、大竹市側にある左岸では比作地区約200メートル、右岸では、小川津地区約200メートルとなっている。早急に築堤等の対策を講じるよう、国に要望活動を毎年行っている」との答弁がございました。

次に、「このたびの7月豪雨では、ダムへの流入量が洪水操作の範囲内におさまったが、それぞれの観測所の最大水位の数値が少しでも上がれば被害が生じていたように思われる。弥栄ダムの現在の放流規定について伺う」との質疑に対しまして、「このたびの豪雨では、弥栄ダムの最大放流は毎秒300立米となっている。ダムの流入量が毎秒2,600立米までであれば毎秒300立米を継続しながら最大でも毎秒600立米を放流できると規定がある。しかし、毎秒600立米を放流すれば、小川津観測所、両国橋観測所の避難判断水位（レベル3）を超える危険性がある。ダムの流入量が毎秒2,600立米を超えると、貯水量が増加するため、流入量と同量を放流する規定となっている。そのような場合には既に下流の水位が上昇し、洪水危険値を超えていると思われるため、避難していただく方法をとる。具体的に市では、警察、消防、市の広報車等で対象地域住民に避難を呼びかけることとなる」との答弁がございました。

次に、「ダムの放流について、ダム管理者には周辺住民への周知が義務づけられている。今回の7月豪雨では、どのような方法で住民に周知され、周知の確認は誰が行ったのか、小瀬川、渡ノ瀬、弥栄の3つのダムの放流に関して、市の対応について伺う」との質疑に対しまして、「3カ所のダムについては、同じような対応がとられている。管理者は各ダムの下流に設置してある警報装置でサイレンにより周知するとともに、広報車で下流に向けて案内する。ダムは行政機関に対して、事前に放流情報を伝える。その情報を受けて、市は住民に対し、避難情報等、それぞれの段階に基づく勧告や指示を発令する。また、防災無線放送や防災メールによる案内や自治会長に連絡を行う。このたびの7月豪雨では、栗谷地区に避難指示を出したため、対象者へは市職員が戸別に訪問し、周知した」との答弁がございました。

次に、「ブロック改修工事の対象となっている施設には学校施設もある。一括して設計業務委託を行って建設した施設が建設基準法に適合していないことは考えられない。今後



も施設を建設する中で、附属の設備が建築基準法施行令に適していないものが設置されるのではないかと、今後の対応について伺う」との質疑に対しまして、「工事の監理においては、建築基準法に合致していないものは施工してはいけません。今後も建築基準法を遵守をしていく。建築基準法に合致していないものに関しては対応していかなければならない。しかし、今回対象となっているものについては、建築基準法施行令に書いてあるもの以外のチェック部分について適合していない部分があった。法律でも読み取れない基準の変更や考え方について県の建築部門と相談の結果、あがってきたブロック塀が補正予算の対象となっているものもある」との答弁がございました。

次に、「災害復旧費の財源措置について伺う」との質疑に対しまして、「災害復旧工事の財源は、補助事業は国庫補助金と地方債で、単独事業は地方債である。補助率は、農業用施設及び林道施設は2分の1、公共土木施設は3分の2である。また、地方債の交付税措置は、補助事業は借りの額の95%、単独事業の場合は半分程度となる見込みである。単独で行う災害対策工事の額は2億円弱である」との答弁がございました。

次に、「市道大迫谷尻線は、現在、谷和から栗谷方面へ向かう道路について通行どめになっているが、復旧工事の工期と開通時期について伺う。また、広原地区の県道460号栗谷河津原線の通行どめに関して、広島県からの報告はないか伺う」との質疑に対しまして、「大迫谷尻線の谷和から栗谷に向けては、国の災害査定を受けて事業の詳細を確定し事業に着手することとなるため、明確には示さないが今年度内の開通を目指している。県道460号栗谷河津原線については、広島県が既に復旧に着手しており、終了時期は9月末の見込みであるが、若干前後する可能性もある」との答弁がございました。

次に、「ブロック塀改修工事の対象が21カ所となっている。市内にはまだ改修が必要であるブロック塀があると思うが、残りはいつごろ改修を見込んでいるのか伺う」との質疑に対しまして、「基準に合致していないブロック塀はほかにもあるが、既存の予算で対応できるもの、または、今年度、来年度予定しているほかの工事と絡めて改修できるブロック塀は、今回補正予算には含めていない」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第50号宮島競艇施行組合規約の変更についてでございますが、本件では、「企業団となれば企業長に権限が集中し、議会機能が損なわれ歯どめがきかなくなるのではないかと伺う」との質疑に対しまして、「現在の管理者である廿日市市長が企業長に、副管理者である大竹市長が副企業長となり、経営については変わることはない。公営企業法を適用した場合、財産取得などで法の規定により議会の議決を必要としない部分はある。しかし、市の組織でいえば、現在の水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業と同じ関係になるため、議会機能は損なわれるものではない」との答弁がございました。

次に、「企業団という利益、利潤を追求する印象を受ける。現在の施行組合とは異なるのではないかと伺う」との質疑に対しまして、「もともとモーターボートレース事業は収益を求めるものであり、収益がないと配分もできない。法を全部適用する一部事務組合を企

業団というもので、企業団となっても変わらない」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案2件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
これより、一括討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
ただいま議題となっております、本2件を一括採決いたします。  
本2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本2件は、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、本2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第10〔一括上程〕

認 第 2号 平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第47号 大竹市税条例等の一部改正について

議案第48号 大竹市家庭的保育事業等の設備の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第49号 大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正について

議案第51号 平成29年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第52号 平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第54号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第4、認第2号平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから日程第10、議案第54号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に至る7件を一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。  
生活環境委員長、田中実穂議員。14番。

## 生活環境委員会議案審査報告書

平成30年9月7日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

| 議案番号   | 件名                                      | 審査の結果        |
|--------|---|--------------|
| 認 第2号  | 平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について             | 認 定          |
| 議案第47号 | 大竹市税条例等の一部改正について                        | 原案可決         |
| 議案第48号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決         |
| 議案第49号 | 大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正について  | 原案可決         |
| 議案第51号 | 平成29年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について        | 原案可決<br>及び認定 |
| 議案第52号 | 平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について     | 原案可決<br>及び認定 |
| 議案第54号 | 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）            | 原案可決         |

平成30年9月11日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

〔生活環境委員長 田中実穂議員 登壇〕

○生活環境委員長（田中実穂） それでは、9月7日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案7件につきましては、11日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告を申し上げます。

まず、議案第51号平成29年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第52号平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認第2号平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についての3件は一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、「平成29年度予算書に記載の事業計画変更（第15回）資料作成業務について、決算書に記載がない理由と実施状況及び業務内容等について何う」の質疑に対しまして、事業計画変更（第15回）資料作成業務については、平成27年度の下水道法改正に伴い、

平成30年11月中旬までに事業計画の変更が必要になったための業務である。現在、平成29年度から平成30年度に繰り越しをして作成中であり、決算書には記載されていない。同法改正に伴い、項目の追加があり、そのほか、事業期間、計画人口、計画汚水量等の変更を行う業務内容である」との答弁がございました。

次に、「新町雨水排水ポンプ場について、放流先となる小瀬川の、関係機関との協議状況について伺う。また、昨年12月議会で、補正予算措置をした同ポンプ場の用地買収について進捗状況を伺う」との質疑に対しまして、「小瀬川への雨水の放流について、どのような方法、構造であれば認められるのか、具体的な計画案を示す段階に至っておらず、太田川河川事務所等関係機関との協議はできていないが、計画案ができ次第、協議を進めていきたい。また、用地買収については、昨年補正予算措置の議決を得て交渉に当たってきたが、現在のところ、契約ができる状況には至っていない。引き続き、関係者との調整を行っていきたい」との答弁がありました。

次に、「新町雨水排水ポンプ場に接続される予定である大竹1号雨水幹線上流域の水路内に露出し、断面阻害している下水取付管の調査について、現在の状況を伺う」との質疑に対しまして、「本町2丁目地内の水路内について、下水取付管の調査を実施しており、流水を阻害するおそれがあるものを5カ所確認できている。今年度、現地の試掘調査、高さの調査をし、現在の状況を解消するための方法を検討することとしている」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第47号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、「本件では、今回の条例改正を受けて、所得税法との関連であるが、公的年金控除が一律10万円引き下げられるとのことである。公的年金収入がある方の介護保険料段階が変わることがないか、その影響について伺う」との質疑に対しまして、「介護保険料は、本人の収入や所得、本人及び世帯の市民税課税状況に応じて11段階に分かれている。6段階より上の本人課税の方については、法改正により一つ上の段階に位置づけられる場合があると考えている。ただし、これは平成33年度から適用されるものである」との答弁がございました。

次に、「法改正による公的年金控除の引き下げは、介護保険事業計画が第7期から第8期に変わるタイミングと重なると思う。介護保険料の負担増加が見込まれる方について、国で負担の権限に向けた取り組みはあるのか伺う」との質疑に対しまして、「現在のところ、特に聞いている情報はない。第8期介護保険事業計画の初年度となるので、保険料改定の検討の際に、国による対応がなければ市としての対応を検討することになる。ただし、該当する方は所得の高い層の方であり、その負担を軽減することで全体の保険料を押し上げることになるので、保険料水準がどうなるかを考えながら対応を検討していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「たばこを市内のコンビニなどで購入した場合、本社は市内にないと思うが、そのたばこ税はどこが課税することになるのか伺う」との質疑に対しまして、「市内の店舗

で販売されたものについては、大竹市で課税されるものとなる」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略いたします。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第48号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第49号、大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「さかえ子育て支援センターの開館時間は事実上9時30分から12時と、13時30分から16時30分で運用がされている。この時間に設定した経緯、及び、いつからこの時期と時間となったのか伺う。また、市のホームページ上では、開館時間が10時から16時30分までと掲載されているが、子育て支援センターを運営するひまわり福祉会のホームページでは9時30分から12時と13時30分から16時30分とされており、時間が異なっている。ホームページの更新がされていない理由を伺う」との質疑に対しまして、「さかえ子育て支援センターは、平成23年度からひまわり福祉会が指定管理者として運営している。開館時間の変更の経緯については、平成29年3月にひまわり福祉会より来館者の希望と利用実態をもとに、午前中は早い時間からの利用希望者が多いため、従来の10時から9時30分へ、午後は、午睡、睡眠でございます、食事と重なる13時からの利用者が少ないため13時30分へ、と時間変更の要望があった。これを受け、平成29年4月から試験的に開館時間を変更し、運用してきた。また、ホームページ上は、議決前であり、条例どおり10時からの開館として掲載しており、時間の変更については議決をいただいた後、直ちに対応する」との答弁がございました。

次に、「さかえ子育て支援センターは、利用状況を鑑みて、開館時間を変更するのであれば、同じく子育て支援センターである立戸のどんぐりHOUSEの利用状況と、開館時間の変更される可能性があるのか伺う」との質疑に対しまして、「どんぐりHOUSEにおいても午前のほうが利用者が多い状況である。こちらは施行規則で開館時間を規定している。このたびの条例改正の議決がいただければ、どんぐりHOUSEの開館時間も同様に改正をする」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略いたします。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第54号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております、本7件を一括採決いたします。

本7件に対する委員長の報告は、認第2号は認定、議案第47号から議案第49号及び議案第54号の4件は原案可決、議案第51号及び議案第52号の2件は原案可決及び認定であります。

本7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本7件は委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 平成30年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

日程第12 平成30年請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元に係る意見書採択について

○議長（児玉朋也） 日程第11、平成30年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択について及び日程第12、平成30年請願第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元に係る意見書採択についてを議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。9番。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名                                            | 審査の結果 | 付託年月日    |
|----------------|------------------------------------------------|-------|----------|
| 平成30年<br>請願第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について                        | 採 択   | 30. 9. 7 |
| 平成30年<br>請願第2号 | 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元に係る意見書採択について | 採 択   | 30. 9. 7 |

平成30年9月10日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） それでは、去る9月7日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました請願2件につきましては、9月10日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

平成30年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてでございます。本件は、大竹市職員労働組合執行委員長、榎原研介氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「地方自治体は子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。こうした状況にもかかわらず、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。このため、平成31年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指す必要がある」というものです。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「本請願は地方財政の充実・強化を要旨としている。大竹市においても税財源の充実、確保について、全国市長会を通じて、国に税財源等の充実について提言をしている。今後もこの取り組みを続けていく。また、意見書における緊急防災・減災事業は7月の西日本豪雨災害によりさらに必要性が高まると考えられる。緊急防災・減災事業債の拡充や恒久化を引き続き求めていきたい」というものでございました。委員に質疑を求めたところ、質疑はなく、質疑を終結し、続いて討論に入り、採択の立場で一人の委員から討論がございました。その内容は、「地方交付税の確保や一般財源の安定的確保は安心・安全なまちづくりの必須条件であり、そのような観点から採択すべき」というものでございました。討論を終結し、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

続きまして、平成30年請願第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育国庫負担制度の2分の1の復元に係る意見書採択についてでございます。本件は、連合広島大竹・廿日市地域協議会議長、小玉健次郎氏及び広島県教職員組合大竹廿日市支区支区委員長、平野克博氏から提出された請願でございます。その趣旨といたしましては、「日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人一人の子供に丁寧な対応を行うために30人以下学級とすること。教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国の負担割合を2分の1に復元すること」というものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「少人数学級では、児童生徒一人一人の状況を把握し、個を生かした指導や支援など、きめ細かな対応が可能となる。また、児童の学力向上、いじめ・不登校等の諸問題に対する効果的な取り組みが期待できる。教職員数がふえることで、力量ある人材確保が課題になると思われるが、少人数学級の推進についてお願いしたい。義務教育費国庫負担制度2分の1復元について、

結果的に教職員の給与費以外で広島県の教育費がふえ、大竹市においても生徒児童の安全・学力向上等に係る教育施策の充実と教育水準の向上が期待できることであればお願いしたい」というものでございました。委員に質疑を求めたところ、「大竹市において、正規教員の過労を防ぐため、また、教育内容の向上のため、各学校に支援員を配置しているが、配置状況について何う」との質疑に対しまして、「支援員には学級支援員と特別支援教育支援員の2種類がある。学級支援員は市内の小学校には8名、中学校には4名配置し、児童生徒の学習環境の改善に効果があると考えている」との答弁がございました。次に、「少人数学級の推進について、教育委員会としても文部科学省に改善措置を求めているか何う」との質疑に対しまして、「全国都市教育委員会で広島県を通じて要望し、市長会においても毎年度要望している」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。質疑を終結し、続いて討論に入り、採択の立場で1名の委員から討論がございました。その内容は、「計画的に定数改善化が図られ、豊かな教育環境を整備するために、予算措置を要望するための請願であり、少人数学級の移行や健全な教育行政を目指す上で趣旨は理解できるため採択すべき」というものでございました。討論を終結し、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました請願2件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

挙げていました、済みません。

11番、山崎年一委員。

○11番（山崎年一） ただいま審議しております、議題となっております平成30年請願1号、2号について、通告に従いまして討論を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

初めに、地方財政の充実、強化を求める意見書でございますが、ただいま委員長のほうから報告がございましたように、私ども、総務文教委員会で審議をさせていただきました。現在、地方自治体は相次ぐ台風被害や豪雨被害、地震などさまざまな災害による復旧や環境対策に追われています。本市においても豪雨による被災箇所は140カ所にも及び、多額の災害復旧費や防災対策費を議決したところであります。また、高齢化による医療介護、子育て支援など、社会保障費の増大や人口が減る地方の交通網をどのように整備していくのかなど、今後も財政的な負担の増加が見込まれる状況でございます。



一方、公共施設の老朽化やインフラの老朽化など、再整備の課題も大きな問題として議論をされている最中でございます。そういった中で、政策課題に対応する目的で積み立てられている自治体の基金をターゲットとし、地方交付税の削減が懸念されております。必要な公共の福祉や環境を提供するために工夫を重ね、財源を確保するのが地方自治体の役割と考えます。今後、地方自治体が担うべき役割が大きく、それらにかかわる財政の需要はますます拡大していくものと思われまます。そのような現状において、効率的で効果的な行財政運営を構築するためにも、地方交付税の確保や一般財源の安定的な確保は安心・安全のまちづくりの必須条件であります。

続きまして、少人数学級の推進などの定数改善、義務教育国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択に賛成の立場で討論をいたします。

本市においても、豊かな教育を保障することは社会基盤形成の根本であります。そのような観点から、将来を担う子供たちへの教育は極めて重要であります。授業時間や指導内容の複雑化が進み、いじめ、暴力行為や不登校、児童や生徒の指導内容の課題の深刻化、障害のある児童生徒や日本語指導など、特別な支援を必要とする子供たちの増加など、問題が多岐にわたっています。これらの解決に向けた対応を進めるため、計画的な定数改善などが必要と考えられます。また、小泉政権による三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、自治体財政が圧迫され、非正規雇用者の増大など、教育条件の格差が生じたと言われております。日本の将来を担う子供たちへの教育は極めて重要であります。一人一人の能力や資質を伸ばし、それぞれの子供たちに応じたきめ細やかな学習指導を確立するためには少人数学級の実現は避けられません。本意見書は計画的な定数改善が図られ、豊かな教育環境を整備するための予算措置を要請するための請願であります。少人数学級の移行や健全な教育行政を目指す上で請願の趣旨は理解できることから採択すべきと考えます。

以上、2件につきまして、賛成の御意見を発表させていただき、賛成討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております、本2件を採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、採択であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は採択と決定しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第1号及び意見書案第2号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから職員をして意見書案を配付させますのでしばらくお待ちください。

ただいま職員をして意見書案第1及び意見書案第2号を配付させましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

**追加日程第1 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について**

追加日程第1、意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。9番。

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） 意見書案第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてにつきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療、介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や公的サービスの産業化など、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に、トップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。インセンティブ改革とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものでございます。本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかでございます。このため、平成31年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要でございます。このため、政府に以下の事項の実現を求めま

す。

1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4、災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業はこれまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。

また、平成27年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には自治体財政に与える影響を十分検証した上で代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

6、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市長村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税、法人税、酒税、消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。  
ただいま議題となっております意見書（案）第1号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**追加日程第2 意見書案第2号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について**

追加日程第2、意見書案第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。9番。

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） 意見書案第2号、少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてにつきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書（案）

平成23年度より小学校2年生以上を対象とした35人以下学級の拡充については、昨年に続き平成30年度も国で予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した、今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかでございます。

社会状況等の変化により、学校は、一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応なども課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて計画的な定数改善が必要でございます。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算についてGDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。平成29年9月時点統計でございます。また、

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

よって政府におかれましては、平成31年度の予算編成に当たり、次の事項について実施されますよう要望いたします。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書（案）第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 平成30年陳情第1号 市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める  
陳情

○議長（児玉朋也） 日程第13、平成30年陳情第1号市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、田中実穂議員。14番。

生活環境委員会議案審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名                        | 審査の結果 | 付託年月日     |
|----------------|----------------------------|-------|-----------|
| 平成30年<br>陳情第1号 | 市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める陳情 | 不採択   | 30. 3. 26 |

平成30年9月11日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

〔生活環境委員長 田中実穂議員 登壇〕

○生活環境委員長（田中実穂） それでは去る3月26日の本会議におきまして、生活環境委員会へ御付託いただきました陳情1件につきましては9月11日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

平成30年陳情第1号市営アパートへのLPガス納入価格の適正化を求める陳情でございます。

本件は、宮本邦生氏ほか78名から提出された陳情で、陳情項目として、1つ目に既存の市営アパートについて速やかにガス業者の公募を行い、ガス価格の適正化を図られたいということ。2つ目に、現在のルールでは、共同住宅である市営アパート入居者おのおのには事実上、ガス業者選択の自由がない。については、市営アパートにおいてガス料金の適正化を担保するため、一定期間ごとに業者の再公募等のルールをつくられたいといった2点を求め、陳情されたものでございます。

まず、3月26日の初めての審査におきまして、本件に対する執行部の考えを伺ったところ、「LPガス料金は自由料金制であり、原料の仕入れ価格や供給コストや消費量、また、配送コスト、保安サービス等によって価格差が生じる。このため、市営アパートにおけるガス料金を単純に比較して、高いほうの料金が適正価格ではないとは言えないと考えている。価格に疑念があれば、まずは入居者からガス供給事業者にお問い合わせをしてもらい、ガス料金の算定方法等について説明を求めてもらう必要があると考えている。ガス供給事業者に対しては、料金透明化に向けて標準的な料金メニューの公表や消費者等からの問い合わせに適切に対応するよう、国が指針を示しており、全国のLPガス協会等も取り組んでいるところである。こうしたことを踏まえ、ガス料金の算定方法等について、消費者に納得が得られるよう、説明をすべきなのはガス供給事業者であると考えている。

次に、公募について、既に入居者が個々にガス供給事業者と契約している状況の中、ガス料金に差があることについて、中立の立場である市が、民と民の契約に介入することは適切でないと考えている。ガス供給事業者を変更するためには、入居者が現在の事業者に解約を申し出て、新たな事業者と契約手続を行う必要がある。市営住宅の管理者である市としては、入居者の総意のもと、ガス供給事業者を変更することについて、これを拒むものではなく、また、入居者がガス供給事業者を自由に選択することを制限しているものではない。こうしたことから、市が既に入居者と契約をしているガス供給事業者を再度公募するということはなじまない。したがって、一定期間ごとに業者を再公募等するルールをつくることについては、今のところ考えていない。入居者の総意、責任においてガス供給事業者を選定、変更してもらうというのが最もよい方法ではないかと考えている」というものでした。

委員から、「他市等の状況などを確認しないと判断はできないので、継続審査とすべき」旨の閉会中の継続審査の意見が出され、継続審査とすべきものと決しております。

続いて、5月25日の第2回目の審査におきまして、前回の審査を踏まえ、他市の状況等と民と民との契約などに市が介入できないという根拠について、執行部から報告を受けたところ、「1点目に、他市等の状況について確認した結果、まず、ガス料金については1市が一度調査をしているということであった。次に、ガス供給事業者を変更した事例があるかについては、変更した事例があったが、それは市ではなく、入居者による変更であるということであった。2点目に、ガス供給事業者と入居者の契約へ市が介入できるかどうかについては、民と民との契約に関して、第三者が入るという法律は存在しない。入居者が弁護士等の代理人を立て、料金交渉などを行うことは可能と思われるが、公の立場である大竹市及び市職員が代理人になることはできないと判断している」というものでございました。

委員から、さらに詳細な調査、検討が必要と考えられるため、継続審査とすべき旨の閉会中の継続審査の意見が出され、継続審査とすべきものと決しております。

そして、3回目となる今回の審査におきまして、前回での審査を踏まえて、他市町への掘り下げた調査の状況、協議場所の提供など、市として何ができるかなどの再検討の状況を執行部に確認したところ、「業者変更を行った事例のある11市町に対して、詳細な聞き取りを行った結果、大半が平家住宅での変更であった。集合住宅での業者変更の事例については内容を把握していない、また、建てかえに伴うもの、あるいは、ガス供給事業者の統合によるものなどがあり、このうち参考になるものとしては2件で、入居者が回覧板により決裁をとる形で業者を変えたようであるといったものと、入居者全員の同意書をもとに、管理人が交渉に当たったようであるといった事例であった。もう一点として、入居者に対し、市として何ができるかについて再検討したことの回答として、協議場所の提供については集会所がある。また、平成27年に広島県が公営住宅の入居者自治会に通知をした事例があることを踏まえ、大竹市においても、入居者へ『必要に応じてLPガス供給事業者を入居者の皆さんの選択で変更することができる』旨の通知をすることを考えている」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、質疑はありませんでした。

続いて、取り扱い等について意見を求めたところ、全委員から不採択とすべきとの発言がありました。よって、審査の結果、本件は不採択とすべきものと決しました。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、山本議員。

○15番（山本孝三） 委員長にお伺いするんですが、現在、違うガス業者がガスを供給するために市の土地、施設を使っております。ガスポンペを2階へ上げたり下げたり。この施設は業者には市は無償で提供している。それとも、有償で年間使用料幾らというふうな取り決めをして、業者が負担をされて、その金は市のほうに上納されているという状況なのかどうか、そこのところを審査の過程での関係で明らかになったのは聞かせてもらいたい。それで、今後は、入居されている人が業者の選択はできるというふうに今報告を聞いたんです。それまで。その場合には、配管その他、業者のほうでも負担されて、入居者が困ることのないようにされるということが前提になる。その場合に選択された入居者のために、市はガスの供給施設を今、使っておられる業者を排除するのか、新たにその施設をまた無償なり、有償なりでつくるということになるんですか、どうなるんですか。ポンペを利用するということになるんですか。各階にガスを供給するパイプでも引くというふうなことは非常に難しいと思うんです。そういうものは、技術的なことを含めて、入居者のほうに選択権があるというても、事実上、それが技術的にも無理だというふうなことがわかつたのに選択権は入居者にあるというようなことを言うて、それで、同じ入居されている人が選択権はない、事実上、今競争の時代に、事前のお話もなしに高いガスを使わないけん。一方じゃあ、安いガスで喜んでおられるというふうなことはいつまでも続くこと自体に私はどうも合点がいかんことです。今のことについて、委員会等で審査をされて、御苦労されましたが、もしわかればひとつ教えてもらいたいんです。

○議長（児玉朋也） 14番、田中議員。

○14番（田中実穂） 今、山本議員のほうから質問がございました、質疑がございました。我々、生活環境委員会としては、2月の委員会以降、2回含めて3回になるんですけれども、執行部のほうに他市町の状況等しっかり調査をしていただくようにと、また、どういう市として支援ができるかということもあわせてお願いをしたところでありまして。執行部のほうでいろいろと調査をしていただいて、その結果が先ほど私が報告したような状況で、他の市町においても民と民のその契約について公である大竹市が、あるいはまた、職員がそこに介入することはなじまないということで回答をいただきました。そして、委員会としても全委員の皆さんに意見をお願いしたところ、いろいろと調査をして、その上でどこの市町もそういう状況であるならばということで不採択となったわけでありまして。

ただ一つ、入居者の総意によって、そして、ガスの供給事業者と交渉できる、そしてまた、ガスの供給事業者側もきちっと市民に説明する責務があるということは国のほうからも通達が来ているということですので、あとはしっかりとそういう市民に許され



る権限というものをしっかりと使っていただいて、そういう乖離に向けての動きというものをを出していただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（児玉朋也） 15番、山本議員。

○15番（山本孝三） 私が最初にお聞きしたことについては、話が長かったので、そこまでの話は議論の過程ではなかったんですね。はい。わかりました。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、山本議員。

○15番（山本孝三） 今委員長のほうから非常に詳しく回を重ねてこの陳情者、入居者の思いを執行部との意見交換なり、今後の対応策なり、解決策について随分苦労されながら結論を得られたというふうに思うんですが、ただ、私は率直に言って、業者と入居者との関係で、市が介入することはできないという執行部側の意見ですね。しかし、現在の業者は市が値段はともかくとして、業者の営業活動を市の土地を提供し、便宜を図るということで最初からもう業者を選定するというのは市を選定をして決めているわけだから、それを入居する人が申し込みをする段階、許可を受けた段階で、入居者の生活を始めるという段階では、既に供給業者も決まっているし、市のほうもそのことを前提として入居者への対応を今までずっとやってこられたわけで、これは出発点のところでもう一度市と業者と入居者の間でよくよく話し合ってみないけんのじゃないんですか。そのところは、わしは知らんよと、あとは業者と入居者の間で解決してくださいというのは何か。施設そのものも市のものですから、最初に業者を決めたのも市の判断でお決めになったのだから、その問題がスタートして今日に至る過程で今のような問題が派生的に出てきているわけですから、もう一度スタートに返って、三者でやっぱりどうしたらええか協議をしながら、市として幾らかでも協力できる部分があれば協力しましょうと、業者のほうも譲るべきところがあれば譲りましょうというふうなこの条件づくりというか、円満解決の方向の糸口をつくる上で市が第三者の問題だから介入できんぞというようなことを言わんと、スタートに返って考えてみたらどうですか。私はそういうふうに思うんだよね。だから、いきなり不採択にして、あとは入居者とか、業者の間で自主的に問題を処理しなさいというような突っぱねた対応じゃあ、大竹市の住宅行政、よしとは言えんのじゃないですか。だから、私はこの今は陳情不採択というような結論を出さんと、結論を、さらなるやっぱり円満解決の方向で考えたらどうかというふうに思いますもので、私の思いを述べさせていただきます。だから、この不採択じゃという扱いをしないほうがいいというのが私の意見です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

ここで念のため、御説明いたします。

委員長の報告は不採択ですが、ここでは採択すべきかどうかを諮ることになります。採決に当たっては委員長の不採択の報告にかかわらず、陳情第1号を採択すべきとする議員の起立をお願いいたします。

それでは、本件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[発言する者あり]

○議長（児玉朋也） 本件の陳情の賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（児玉朋也） ありがとうございます。

起立少数と認めます。

よって、本件は不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第14～日程第21〔一括上程〕

認 第 3号 平成29年度大竹市一般会計決算

認 第 4号 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 5号 平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第 6号 平成29年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第 7号 平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第 8号 平成29年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第 9号 平成29年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第10号 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（児玉朋也） 日程第14、認第3号平成29年度大竹市一般会計決算から、日程第21、認第10号平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 太田勲男 登壇]

○副市長（太田勲男） 認第3号、平成29年度大竹市一般会計決算から、認第10号、平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件の各会計決算の概要を御説明いたします。

平成29年度の我が国の経済は、アベノミクスの取り組みのもと、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復基調が持続しておりました。本市においては、法人市民税が前年度に比べ減少したものの、企業の設備投資などにより固定資産税が増加したため、市税総額は前年度に比べて増加となっております。しかしながら、人口減少等により今後市税は減少傾向が続く見込みであるため、大規模な建設事業の実施につきましては、防衛省再編

交付金を初め、国、県支出金を有効に活用しながら地方債の発行抑制に努めてきたところでございます。

それでは、平成29年度に実施いたしました事業につきまして、重点施策の順に沿って御説明いたします。

まず、第1の施策、大竹を愛する人づくりにつきましては、地域を担う人づくり、互いを尊重し支え合う人づくりを推進いたしました。主な取り組みといたしましては、中学校教育振興事業として、中学校3年生の英語検定の受験に要する費用を助成することで、英語学力の向上や学習意欲の向上を図りました。また、読書活動推進員の配置による読書活動推進事業、学級支援員の配置による学習環境サポート事業などにより教育環境の充実に努めてまいりました。

第2の施策、生活基盤が整ったまちづくりにつきましては、地域産業の振興、暮らしやすい生活基盤の整備を進めました。主な取り組みといたしましては、晴海臨海公園整備事業として、大型複合遊具や健康遊具などを設置し、幅広い年齢層の方が訪れる公園の整備を進めてまいりました。また、市営住宅御園団地整備事業として、昨年度に引き続き、御園6号アパートの建設工事を行い、良質な住宅の整備に取り組んだところでございます。

第3の施策、安全なまちづくりにつきましては、防災・防犯・交通安全の対策、救急・防災体制の充実に取り組みました。主な取り組みといたしましては、防犯対策事業として、安全なまちづくりの推進のため、新たに防犯カメラを2台設置したところでございます。また、急傾斜地崩壊対策事業として、市内の急傾斜地崩壊危険箇所の斜面崩壊防止対策工事を行い、安全で住みやすい生活環境の整備に取り組んだところでございます。

第4の施策、安心できるまちづくりにつきましては、心が触れ合う福祉の充実、生涯元気な心と体づくりに取り組みました。主な取り組みといたしましては、病児保育運営委託事業として、市域を越えて病児・病後児保育の利用を可能とするため、広島広域都市圏内で相互利用に関する協定を締結し、子育て支援の充実に図りました。また、健康づくりの推進として、健康診査や定期予防接種の実施などの事業を行ったところでございます。

第5の施策、こころにゆとりを感じるまちづくりにつきましては、生涯学習の充実による心の豊かさを育む取り組み、また、環境美化の推進によるきれいで快適なまちづくりに取り組みました。主な取り組みといたしましては、総合市民会館改修事業として、空調設備や身体障害者用トイレの改修、総合体育館トレーニングルームのトレーニング機器を更新するなど、利用者の環境改善に取り組んだところでございます。

第6の施策、行政・社会の仕組みづくりにつきましては、市民自治の促進、健全な行財政運営の推進に取り組みました。主な取り組みといたしましては、大竹会館改修事業として、改修の方向性を決定するため、老朽化している大竹会館の改修計画を策定いたしました。また、協働のまちづくり推進事業として、市民活動団体が地域の課題解決のためにみずから提案、実施する事業を公募し、助成金を交付することにより、市民活動の自主性の向上を推進したところでございます。

続きまして、平成29年度における各会計決算の概要を御説明いたします。

まず、認第3号平成29年度大竹市一般会計決算から御説明いたします。

一般会計は、当初歳入歳出予算が133億5,760万6,000円でしたが、市営住宅御園団地整備事業など繰り越し分の増加や補正予算による増加により、最終予算の総額は154億5,944万円となり、当初予算と比べますと15.7%の増加となっております。

歳入総額は144億965万7,248円で、予算に対して93.2%の収入割合となりました。一方、歳出総額は143億7,038万9,430円となり、その執行率は、前年度からの繰越事業費を加えて93%となっております。

この結果、当年度の形式収支は3,926万7,818円の収入超過となりましたが、翌年度への繰越事業費に充てる1,850万7,000円を差し引いた残額2,076万818円が平成29年度の実質収支黒字額となっております。

なお、この歳計剰余金につきましては1,400万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り676万818円を平成30年度へ繰り越ししております。

歳入歳出のそれぞれの数字につきましては、決算書及び附属資料としての主要事業報告書に詳細を記してございますので省略をさせていただきます。

次に、認第4号平成29年度大竹市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額39億6,552万2,838円に対し、歳出総額39億6,401万6,877円となり、形式収支及び実質収支は150万5,961円の黒字となっております。

この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、共同事業交付金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は保険給付費、共同事業拠出金などでございます。

歳計剰余金については、80万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき国保財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り70万5,961円を平成30年度へ繰り越ししております。

次に、認第5号平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに3,162万1,368円となりました。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は阿多田地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

続いて、認第6号平成29年度大竹市農業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに4,174万121円となりました。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、栗谷地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第7号平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額8,248万7,239円に対し、歳出総額5,808万2,478円となり、形式収支及び実質収支は2,440万4,761円の黒字となりました。この会計の歳入は、港湾施設使用料や県支出金で、歳出は施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第8号平成29年度大竹市土地造成特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額3億2,560万8,042円に対し、歳出総額9億3,706万9,890円となり、差し引き6億1,146万1,848円の歳入不足となりました。この歳入不足額につきまして、翌年度の歳入

を繰り上げて充用いたしております。この会計の歳入は、土地売払収入や一般会計からの繰入金で、歳出は晴海海面埋立地及び阿多田海面埋立地並びに小方ヶ丘等の維持管理経費でございます。

次に、認第9号平成29年度大竹市介護保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額25億2,945万4,597円に対し、歳出総額24億4,608万7,395円となり、形式収支及び実質収支は8,336万7,202円の黒字となっております。この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、支払基金交付金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、保険給付費、地域支援事業費などがございます。

歳計剰余金については、5,351万6,852円を自治法第233条の2の規定に基づき介護給付費準備基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り2,985万350円を平成30年度へ繰り越しいたしております。

最後に、認第10号平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額4億5,106万2,759円に対し、歳出総額4億4,988万8,878円となり、形式収支及び実質収支は117万3,881円の黒字となりました。この会計の歳入は、保険料、一般会計からの繰入金などで、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金などがございます。

以上が、平成29年度の各会計における決算の概要でございます。

次に、平成29年度決算につきまして、普通会計の地方財政状況調査の概略を御説明いたします。

歳入総額143億1,203万5,000円に対し、歳出総額は142億4,836万2,000円となりました。1,850万7,000円の翌年度繰越財源を差し引き、実質収支は4,516万6,000円の黒字となっております。

性質別歳出についてみると、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は前年度と比べ2億96万1,000円減の65億2,710万7,000円となっております。扶助費が生活保護扶助費の減などにより1億1,222万円減少、公債費が6,452万3,000円減少したことによるものがございます。投資的経費は、玖波小学校施設整備事業が終了したことなどにより前年度と比べ、4億6,318万9,000円減の21億4,307万8,000円となっております。

なお、平成29年度末の地方債残高は207億2,066万円となり、前年度末に比べ9,123万2,000円減少しております。義務的経費に地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充てられているかを示す経常収支比率は、前年度に比べ0.3ポイント増の97.3%となっております。

国が示した地方創生に向けた、まち・ひと・しごと創生の取り組みによる期待感の一方で、依然として国の厳しい財政状況は続いており、経済財政諮問会議において、地方自治体の基金残高の増加を理由に地方交付税の削減が議論されるなど、地方の一般財源を抑え込む動きもございます。本市においては、これまでにさまざまな行財政改革に取り組んでまいりましたが、ふえ続ける社会保障費を捻出するためには、歳入確保のみでは賄い切れません。市の所有する施設について、効率的な人員配置や機能の集約など、施設のあり方を検討するなど、効率的で持続可能な財政運営に努め、市民の皆様が願う、笑顔・元気・

かがやく大竹の実現に向け、よいまちづくりに取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、各会計の決算につきまして、十分なる御審議をいただき、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（児玉朋也） この際、監査委員から決算審査の意見の説明を求めます。

監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 監査委員の薬師寺でございます。

監査委員を代表いたしまして、平成29年度大竹市一般会計及び各特別会計の決算審査の概要と意見につきまして御説明申し上げます。

審査は地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、市長から審査に付されたものであり、平成30年8月17日から8月30日までの期間で行いました。

市長から送付されました各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して調製されているかを確認し、それらの計数を会計管理者保管の諸帳簿及び証書類と照合する等により実施するとともに、予算の執行が最少の経費で最大の効果を上げるように運営されているかどうかという視点からも慎重に審査いたしました。

その結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも地方自治法並びに関係法令に準拠して調製されており、かつそれらの計数は関係諸帳簿及び証書類と符合して正確であることを認めました。

それでは、審査の概要につきまして御説明いたします。

審査意見書3ページの第1表、決算額の推移をごらんください。

各会計を通じた決算総額は歳入218億3,715万4,000円、歳出222億9,889万6,000円で、歳入歳出差引額は4億6,174万2,000円の赤字となっております。

決算収支の状況でございますが、4ページの第2表で示すように、形式収支から翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は4億8,024万9,000円の赤字となっております。当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も7,789万6,000円の赤字となっております。

次に歳入の収納状況でございますが、5ページの第4表をごらんください。

当年度の不納欠損額は、一般会計が1,078万9,000円で、前年度に比べ40万2,000円の増、特別会計全体が991万4,000円で前年度に比べ159万7,000円の減となっております。

収入未済額は一般会計が2億225万2,000円で前年度に比べ78万4,000円の減、特別会計全体で1億2,346万5,000円で前年度に比べ84万6,000円の増となっております。収納率は一般会計が98.5%で、前年度に比べ0.1ポイント低く、特別会計全体では前年度と同じ98.2%となっております。

次に市債の現在高の状況についてですが、7ページの第7表をごらんください。

当年度末現在高は260億2,323万4,000円となっております、この内訳は一般会計が207億2,066万円、特別会計3会計が合わせて53億257万4,000円で、その主なものは土地造成特別会計の50億5,779万8,000円となっております。当年度末現在高は前年度末現在高より3

億7,683万6,000円減少しております。

続きまして、財政状況についてですが、8ページの第8表をごらんください。

普通会計での実質収支比率は、財政収支の均衡を見るために用いられるもので、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示されますが、当年度は0.6ポイントで、前年度に比べ1.2ポイント低くなっております。財政力指数は前年度と同じく0.82で、この指数が高いほど財源に余裕があるものとされておりますが、平成25年度以降、減少傾向にあります。

次に、経常収支比率ですが、財政構造の弾力性を見るもので、比率が低いほど経常余剰財源が大きく、財政構造に弾力性があるものとされております。当年度の比率は97.3%で、前年度に比べ0.3ポイント高くなっております。

次に、公債費比率ですが、標準財政規模に占める公債費の一般財源所要額の割合を見ようとするもので、比率が高いほど財政硬直化を示す指標の一つとされておりますが、当年度の比率は18%で前年度に比べ0.9ポイント低くなっております。

最後に、実質公債費比率ですが、公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標で、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合をあらわすものですが、当年度は16.7%で前年度に比べ0.9ポイント高くなっています。

それでは一般会計と特別会計の決算状況につきまして、もう少し詳しく見ていきたいと思っております。

10ページの第9表をごらんください。

一般会計の決算額は、歳入総額144億965万7,000円、歳出総額143億7,038万9,000円で、歳入歳出差引額は3,926万8,000円の黒字となっております。翌年度への繰越財源1,850万7,000円を差し引いた実質収支は2,076万1,000円の黒字となっております。前年度と比較してみますと、歳入が8億3,082万4,000円、歳出が7億4,711万1,000円、それぞれ減少しております。

11ページの第10表をごらんください。

歳入における自主財源は市税や寄附金、諸収入の増により、前年度に比べ3億7,675万7,000円増加していますが、依存財源は12億758万1,000円減少しております。主な自主財源である市税は13ページの第11表で示すように、前年度に比べて市民税が4,101万3,000円減少したものの、固定資産税が2億5,728万2,000円増加したことなどにより、全体では2億479万1,000円の増加となっております。

次に歳出ですが、25ページの第31表をごらんください。

款による増減はありますが、教育費が12億4,463万3,000円減少したことにより大きく減少しております。

続きまして、特別会計でございます。

37ページの第45表をごらんください。

特別会計全体の決算額は、歳入総額74億2,749万7,000円、歳出総額79億2,850万7,000円で、歳入歳出差引額は5億101万円の赤字で、翌年度への繰越財源はなく、実質収支も5億101万円の赤字となっております。前年度と比較してみますと、歳入総額が8,602万7,000円、歳出総額が8,647万5,000円、それぞれ減少しております。歳入歳出ともに減少

したのは、国民健康保険特別会計が歳入で1億8,380万2,000円、歳出で1億7,656万5,000円それぞれ減少したことが主な要因となっております。

以上、決算審査の概要について申し上げましたが、平成29年度の大竹市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、過去5年間では歳入歳出とも前年度に続いて2番目に大きい決算総額となりました。

まず、一般会計では、歳入における自主財源比率が過去5年間で最高の55.3%となりました。この背景には、大規模事業の完了による国県支出金や市債などの依存財源の減少もありますが、市税収入の増加等による自主財源の約4億円の増加がございます。財源の中の約4割を占める市税の収納率は97.4%と前年度より0.1ポイント上回っており、県内でも比較的高い収納率を維持しております。市税、国民健康保険料、介護保険料並びに後期高齢者医療保険料を合わせた不納欠損額も前年度と比べ減少しておりますことは、市長初め、職員の皆さんの力によるものと敬意を表するとともに、税負担公平の観点から、収納率向上に引き続き努められることを要望しております。

また、ふるさと納税制度について、返礼品に工夫を凝らし、魅力あるものを用意され、寄附金確保に取り組まれた結果、寄附金が前年度と比べ約3倍に増加したことは大変すばらしく、今後とも自主財源確保に職員全体で努力していただきたいと要望しております。

次に、歳出では、玖波小学校改築事業を完了したことにより、教育費が前年度の約4割に減少したことが歳出全体の減少に大きく影響しております。また、当年度は地方創生事業基金への積立金額が約6億円減少したことにより、総務費は前年度の約7割に減少しております。歳出のうち、増加している主なものでは、前年度に引き続き、市営住宅御園団地整備事業により、土木費が約1.4倍に増加しております。また、廿日市市との共同ごみ処理施設建設のため、広域処理事業負担金が前年度の約4倍に増加したことに伴い、衛生費が約1.5倍に増加しております。当年度は前年度の一時的な支出増の大きな要因が少なくなったため、歳出全体が減少しておりますが、前述のごみ広域処理事業のほか、今後本庁舎の耐震改修や大竹会館改修など、多額の経費を要する事業の実施が見込まれており、市民の理解を得ながら、バランスのとれた財政運営の確保に向けて職員を挙げて努力される必要があると考えます。

特別会計では、前年度に続いて決算総額はやや減少しており、全体では当年度も5億円を超える赤字となっております。決算総額減少の主な要因は、国民健康保険特別会計が前年度と比べ歳入歳出ともに約1億8,000万円減少したことによるものですが、これは被保険者の減少に伴う受診件数の減少や薬価改定による調剤費の抑制により医療費が減少したことに起因すると考えられます。

なお、会計ごとの決算収支を見ると、土地造成特別会計で約6億円の赤字となっており、その他の会計では黒字もしくは一般会計からの繰り入れにより収支ゼロとなっております。

最後になりますが、全ての会計を通じて、第五次大竹市総合計画の基本構想に掲げるまちづくりのテーマ、住みたい、住んでよかったと感じるまちを実現するため、6つの基本目標に向けたさまざまな事業が担当部署において着実に実施されることはもちろんですが、今後も最少の経費で最大限の効果を上げることを念頭に置き、適正に執行していただくこ



とを要望しております。また、中長期的な視野での財源の重点的かつ効果的な配分や、事務事業の継続的な見直し等により経費の節減を図り、より一層健全な財政運営に努めるとともに、住民福祉の増進と魅力ある地域づくりに対応できる安定的な財政基盤を構築されることを要望しております。

以上で、平成29年度一般会計及び各特別会計の決算審査の概要と意見についての説明を終わります。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件につきましては、委員8名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本8件につきましては、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、小田上尚典議員、4番、賀屋幸治議員、5番、北地範久議員、8番、大井 渉議員、9番、網谷芳孝議員、10番、藤井 馨議員、11番、山崎年一議員、そして私、1番、児玉を含む8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は決算特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

会議の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。再開は午後1時からです。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

11時50分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第22 報告第6号 平成29年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（児玉朋也） 日程第22、報告第6号平成29年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について議題といたします。

提案者から説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉岡和範 登壇〕

○総務部長（吉岡和範） 報告第6号、平成29年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成29年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

それでは、平成29年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページをごらんください。

こちらには、平成29年度決算における健全化判断比率を記載しております。実質赤字比率につきましては、赤字額がないため記載すべき数値はありません。連結実質赤字比率につきましても、赤字額がないため記載すべき数値はありません。実質公債費比率は16.7%となっており、平成28年度決算と比較して0.9ポイントの増加となっております。将来負担比率は167.8%となっており、平成28年度決算と比較して22.7ポイントの減少となっております。主な要因といたしましては、地方債の現在高が減少したことや財政調整基金、地方創生事業基金などの積み立てにより、充当可能な基金残高が増加したことによるものでございます。4つの健全化判断比率はいずれも早期健全化基準以下となっております。2ページから5ページに4つの健全化判断比率の計算根拠を記載しております。

次に、6ページをごらんください。

平成29年度決算における公営企業ごとの資金不足比率を記載しております。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計及び土地造成特別会計の全ての会計において資金不足額がないため、記載すべき数値はございません。7ページから9ページにこの健全化判断比率の計算根拠を記載しております。

なお、監査委員の審査意見書を添付しておりますのでよろしくお願ひいたします。

以上、報告第6号の説明を終わります。

○議長（児玉朋也） 本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第56号 公平委員会委員の選任の同意について

○議長（児玉朋也） 日程第23、議案第56号公平委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第56号、公平委員会委員の選任の同意について、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会は、地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。この委員のうち、中川保彦氏が8月31日をもちまして辞任されましたので、その後任として北林 満氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

北林氏は、昭和46年4月に広島県に採用され、広島県立呉高等技術専門校校長を初め、地域産業振興室長、産業技術振興室長、産業技術課長を歴任され、平成23年3月に広島県を退職されております。

退職後は平成23年4月から平成29年3月まで公益財団法人ひろしま産業振興機構において常務理事として、平成29年4月からは一般社団法人広島県情報産業協会の事務局長としてその手腕を発揮されております。また、平成28年4月から平成29年3月の1年間、玖波七丁目の自治会長として地域活動にも取り組んでおられます。

北林氏は、行政経験に富み、また、人格、識見ともすぐれ、委員として適任であると考えまして御提案申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第56号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第56号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号を採決いたします。

議案第56号は、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議案第56号はこれを同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

**日程第24 議案第55号 工事施行協定の締結について（大竹駅構内青木踏切改良工事）**

○議長（児玉朋也） 日程第24、議案第55号工事施行協定の締結について（大竹駅構内青木踏切改良工事）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 坪浦伸泰 登壇]

○建設部長（坪浦伸泰） 議案第55号工事施行協定の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、大竹駅構内青木踏切改良工事につきまして、負担金額が1億5,000万円を超える工事の完成を目的とする協定を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

協定の相手は、日本貨物鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社で、市の負担金額は1億7,507万1,000円でございます。

工事の概要につきましては、青木線踏切の改良工事といたしまして、踏切長の短縮、踏切の拡幅、階段、スロープの設置、JR貨物の専用側線の線路有効長の短縮、踏切保安設備等の移設を実施いたします。また、改良工事に関する測量設計も含まれております。

施工期間は平成30年度から平成32年度でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第55号についての説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第55号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第25 平成30年決議案第1号 岩国基地に隣接した大竹市に対する財政支援措置等の要望書**

○議長（児玉朋也） 日程第25、決議案第1号岩国基地に隣接した大竹市に対する財政支援措置等の要望書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

基地周辺対策特別委員長、網谷芳孝議員。9番。

[基地周辺対策特別委員長 網谷芳孝議員 登壇]

○基地周辺対策特別委員長（網谷芳孝） 決議案第1号岩国基地に隣接した大竹市に対する財政支援措置等の要望書につきましては、決議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

岩国基地に隣接した大竹市に対する財政支援措置等の要望（案）

在日米軍等再編計画による厚木基地の空母艦載機の移転がことし3月末に終了し、米軍岩国基地への航空機移駐が全て完了しました。この再編計画について大竹市では早い段階から国の安全保障政策に対し、外交・国防政策を尊重して今日までこれに協力し、市民に理解を求めることに努めてきました。

特に平成22年滑走路の沖合移設完了により、基地が1キロメートル近づいた阿多田島（別紙位置図参照）においては再編以前から航空機騒音が増大し、生活環境の悪化や養殖漁業への影響が懸念されていました。

こうした中、再編計画に伴う騒音予測で数値の増加は想定されていたものの、空母艦載機移駐完了後の本年4月以降は、想定を超えた騒音、別紙騒音測定表参照していただきます、の実態に住民からも反発の声が高まっています。平成19年度より再編負担の程度に応じ交付していただいております米軍再編交付金は、市行政推進に大きく寄与し、その役割と成果は負担に見合うものと市民から一定の評価を得られているものと受けとめています。しかしながら、この再編交付金は時限立法のため、平成33年度で終了する見込みであり、その後、これにかわる交付金制度は確定していません。

今後も米軍基地が存続し、周辺地域住民への騒音被害や安全面など、生活環境への負担が続く限り、これに見合う財政支援措置が必要であり、国の対応に全市民が注目しています。

したがって、今後も国との信頼関係を継続するためにも、再編交付金が終了した場合、平成34年度以降の財政支援措置について新たな交付金制度の創設等を含めて実現していただけますよう強く要望いたします。

また、騒音対策として航空機離陸後、できるだけ阿多田島上空を避け、高度を上げて住宅地から最大の離隔距離をとるなど、騒音低減を図るよう合わせて要望いたします。

皆様方の御賛同を承りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、山本議員。

○15番（山本孝三） 今、網谷委員長が要望書の案を朗読されたんですけど、これはもう私も基地周辺対策特別委員会の一員で、前任の特別委員の皆さんの実績を踏まえて、新たに選任された特別委員会も今後の取り組みの課題としては引き続いて防衛に財政支援を求め、特に事態が現行の交付金の廃止が取り沙汰されているというふうな状況のもとでは、とりわけ大竹市にとっても交付金の継続は大事なことだということで、この1年間、特別委員会は会議のたびにこの防衛にあげる要望の内容等について議論を重ねてきた経過がございます。それで、時系列的に言えば、時間もかかりますので、私がここの席で問題視している幾つかの点について率直にお伺いするんですが、8月7日、特別委員会は、ようやく要望書案なるものを委員会としては意思決定をして、9月の定例会に、開会日6日に議案として上程できるように議会運営委員会にあげて手順を踏むということまで決めました。

そこで、お尋ねするんですが、委員長は9月に入って、私だけでなしに、特別委員会の構成員である同僚議員複数に防衛省の中国支局との間でいろいろ意見の交換、とりわけ8

月7日に委員会が確認をし、意思決定をした要望書なるものについて防衛省のほうからいろいろ意見が出されたと。だから、8月7日の特別委員会の文案なるものは変更せざると得ないと、その手続を9月議会の冒頭、議運なり、開いて9月12日に改めて特別委員会としての対応を協議したいのであるというふうなことを電話で私以外に複数の委員に連絡されましたか。これは確認しておきたいんです。そこだけ聞かせてください。

○議長（児玉朋也） 基地周辺対策特別委員長。

○基地周辺対策特別委員長（網谷芳孝） これは、前回9月12日の特別委員会で、3時間近い協議をしまして、今電話を、この定例会の初日の上程ということで急遽きょうの議会運営委員会でちょろっとさわりましたが、ほとんど私委員長の手違いと申しますか、皆様方には大変混乱をさせたことは事実でございます。

それで、今電話をされたかという確認でございますが、電話はしました。この電話も9月4日ですか、議会運営委員会の2日前、急遽この話も説明しますと、大変長くなりますが、簡潔に申しますと、8月7日に確かにこの要望書なるものが皆様方大変長時間の御苦勞をいただきながら確認させて、了承させていただきまして、それは確かでございます。それから、私、延々と熟読しましたところ、若干の不安と申しますか、というのも、この文章を読み続けていきますと、少し文章がかたいと申しますか、きついと申しますか、こちらが願う立場の文章でございますので、受け取るほうの本省のほうでどういうふうな感じにとられるかということ若干私気になりまして、できたらまずは副委員長の、または、それから、議長に何とかちょっと確認できたら、了承していただいているが、定例会の初日には間に合わないかもわからないが、できたら定例会最終日の19日には間に合うと思うので、何とかありませんかのような話し合いの中で、事務局とも相談し、ルールの何とかならずれすれではないかという返事をいただきまして、9月6日の議会運営委員会に諮っていただいたわけでございます。

それから今、山本議員が電話をしたかどうかということ、この今の説明の中で、9月6日の議会運営委員会の中で定例会初日に上程するところを、しかじかの理由でできたら上程を変更して、再度9月12日の特別委員会でしっかり皆様と協議いたしていただくような段取りにしたいと思っておりますので、どうか御理解をよろしく願いますということで、電話は確かに私が3名の方に電話をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 電話をしたということです。

山本議員、よろしいですか。

○15番（山本孝三） 質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

本件は会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、山本議員。

○15番（山本孝三） 私は特別委員会が設置されて、構成員になった段階から委員会の今後の取り組みをどうするかという問題の提起から一貫して我々の委員会の役割としては第一義的に市民の安心・安全を確保する。不安をかもしさせている米軍機の飛行訓練の実態とか、また、具体的な騒音その他による被害を受けている市民の皆さんの事実を明らかにしながら、防止策を強く関係機関に反映させるべきだという立場を一貫して主張もし、そのことを委員会でもるる申し上げてきたわけですが、委員会の事実上の運営は正副委員長がリードされるわけですから、一委員の意見も十分に取上げていただいたというふうに不満を持ちながらも一貫して今申し上げたような立場を主張してまいりました。それで、ようやくこの8月7日の特別委員会で要望書の案なるものが委員会としての意思として確認をされ、本会議への上程の運びまで日程に沿って行うということが確認をされました。ところが、9月の確か私のところに委員長から電話があったのは3日の夕方だったと思うんです。実は、あの文案では防衛省が難しいと、文案をもう少し考えたらどうかというふうにアドバイスといいますか、極端な言い方をすれば注文をつけられたんだと。だから、予定どおりのことになりかねると。できれば、そのことを了解してほしいと。それで、12日に特別委員会を開くから、そのときにまた文案については再検討の機会としたいんだという趣旨の電話をいただいたわけです。それで、どういう内容でその文案が訂正されるのか、不足なのか、削除なのかというふうなことを私も注意しながらこの12日に臨んだわけですが、これは12日にこういうふうに訂正をしたいという案が出されたのを見ますと、防衛省が気に入らんとところが特に赤い線で消してあるわけです。それで、私は私なりに考えたんですが、上部機関に意見があれば意見を求め、また、施策の上で不十分があれば善処してもらおうとか、充実をしてほしいと思えば充実の中身を関係機関、所掌の関係大臣を含めて意見をあげたり、要望したりするということは地方議会の権限としてこれは自治法でも認めているし、地方議会としてゆるがせにできない基本的な問題だと思うんです。それを防衛からああ言われた、こう言われたから意思決定したことまでゆがめて、防衛の気に入るような内容にそれらを改めるというふうなことは、たとえ人口3万人足らずの地方自治体の議会であっても、私はあるべき姿ではない。今、下級機関に対するそういう上部機関がものを言わさないと、ものを言わさないとするのはひいては我々は市民の皆さんの代弁者ですから、市民の皆さんの意見や要望すら議会が防衛省にかわってゆがめてみたり、抑えてみたりすることになりかねないと思うんです。あれだけ主権者は国民だということが、戦後70年余り経過しましたが、その都度、主権者の権利や主権者に対する情報提供や事実に基づく判断を仰ぐということを努力してきたこれまでの地方議会の役割、今ここでそれを弱められたり、ゆがめられたりするようなことは私はあってはならないと思うんです。それで、とうとうは極端かもわからんが、金さえもらえれば有権者は日本の防衛問題や安全保障に理解をしてもらえるんかという、文面にはそんなことまで書いてある。これは次元の違う話です。金をもらうから防衛省のやっていることは賛成だと、それは中にはおられるかもわからんが、多くの皆さんは金よりか、安全・安心が第一だと。これが私が我々に負託をされた有権者の本当の思いだというふうに信じております。だから、一地方議会の

意思、これは市民の皆さんの意思を反映しているものでもあるわけですから、それを防衛の意向に沿うように文面を変えて、それで金をもらうんじゃけ、地位を低くせにや、機嫌を損ねちゃいけないのじゃというようなことで、議会の規律、自主性をゆがめるようなことは私は賛成できない。このことを申し上げておきたいと思うんです。

それで、あなた、あれでしょう。8月7日の議員全員協議会で、7月に行った市内各地における議会報告会の中でも、市民の皆さんの前でA班は8月7日の決議案に示された内容をそのまま市民の前で報告をし、説明しているんです。これは議員全員協議会のこの文章の中にもあります。どういうふうに述べておられるかというたら、現在、議会、特別委員会は、中国四国防衛局長と会って、交付金をやめるならそれにかわる財源措置をしてもらいたいということをお願いしているんだと。議会としては、9月にその要望書を提出する予定です。市民の皆さんの前ではこういうふうに言っているんです。それを8月7日の議員全員協議会の議会報告会の諸問題を整理する過程でこういうふうに報告しましょうと。そこまで市民の皆さんの前で説明もし、議会の対応について明言をしながら、それが防衛がどうも気に入らんと、じゃけ、これは変えなしようがないよというようなことじゃあ、議会の権威もないし、市民の皆さんへの説明もつかんのじゃないか。そういうことを私は思い、長い議会の末席におりながら、上部機関からこう言われたからこうする、文章まで変えるというようなことは今までの大竹市議会には一度もありません。このことを最後に申し上げて討論を終わりますが、こういう姿勢での要望書には反対を表明して終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております決議案第1号を起立により採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数であります。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

この際、御通知いたします。

次の休憩中、第1委員会室において生活環境委員会を開会する旨、委員長から通知を受けております。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

13時37分 休憩

14時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議案第55号工事施行協定の締結について（大竹駅構内青木踏切改良工事）を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。



これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

追加日程第3 議案第55号 工事施行協定の締結について（大竹駅構内青木踏切改良工事）

○議長（児玉朋也） 追加日程第3、議案第55号工事施行協定の締結について（大竹駅構内青木踏切改良工事）を議題といたします。

本件に関して、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、田中実穂議員。14番。

生活環境委員会議案審査報告書

平成30年9月19日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                           | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第55号 | 工事施行協定の締結について（大竹駅構内青木踏切改良工事） | 原案可決  |

平成30年9月19日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

[生活環境委員長 田中実穂議員 登壇]

○生活環境委員長（田中実穂） それでは、先ほど生活環境委員会に御付託いただきました議案1件につきまして、委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第55号工事施行協定の締結について（大竹駅構内青木踏切改良工事）でございますが、本件では、「現在、工事対象箇所は通学路となっているが、工事期間中、子供たちは工事場所を通過して通学することになると思うが、その安全対策について何う」との質疑に対し、「これから測量設計をしていくため、詳細については今後協議することになる。そのため、具体的な話し合いはしていないが、市としては通学時の安全対策等に留意し、通学に関する影響を最小限に抑えていきたいと考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 閉会中の継続審査の申し出について

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の陳情について下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

| 番号             | 件名                               | 理由           |          |
|----------------|----------------------------------|--------------|----------|
| 平成30年<br>陳情第3号 | 「生涯現役社会」を実現するシルバー人材センターの決意と支援の陳情 | 状況等の確認が必要なため | 30. 9. 7 |

平成30年9月18日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

○議長（児玉朋也） 日程第26、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

生活環境委員長から委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（児玉朋也） 日程第27、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたしま

す。

両常任委員長から、委員会の所管事務について、先進地の事例を調査研究するため、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知をいたします。

本日、本会議終了後、直ちに第一委員会室において、正副委員長互選などのため、決算特別委員会を開催いたします。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には御提案申し上げました議案につきまして、熱心に、慎重に御審議をいただき全て御議決、可決いただきました。大変、御礼を申し上げまして挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（児玉朋也） これにて本日の会議を閉じ、第4回大竹市議会定例会を閉会いたします。

14時36分 閉会

(30. 9. 19)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月19日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 本 孝 三

大竹市議会議員 小田上 尚 典

大 竹 市 議 会 会 議 録

平成30年第3回（7月）臨時会  
平成30年第4回（9月）定例会  
平成30年12月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522